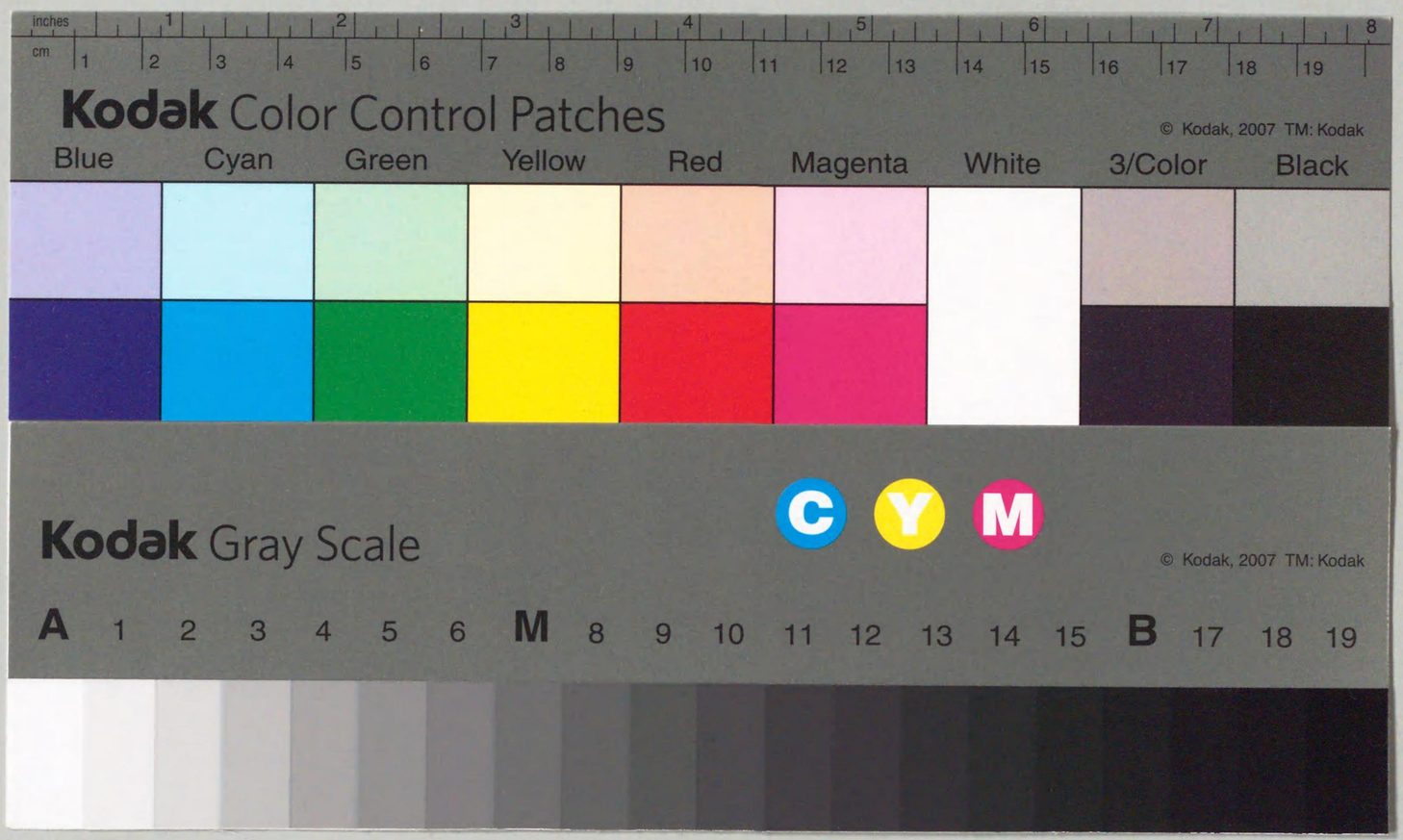


081.8
H826h
Z
00228850

0 複写

# 福澤全集

第六卷

# 福澤全集

第六卷

福澤先生肖影（明治十五年寫）

国立国会
26.3.16
図書館

228350

福澤先生肖影（明治十五年寫）

国立国会
26.3.16
図書館

228350

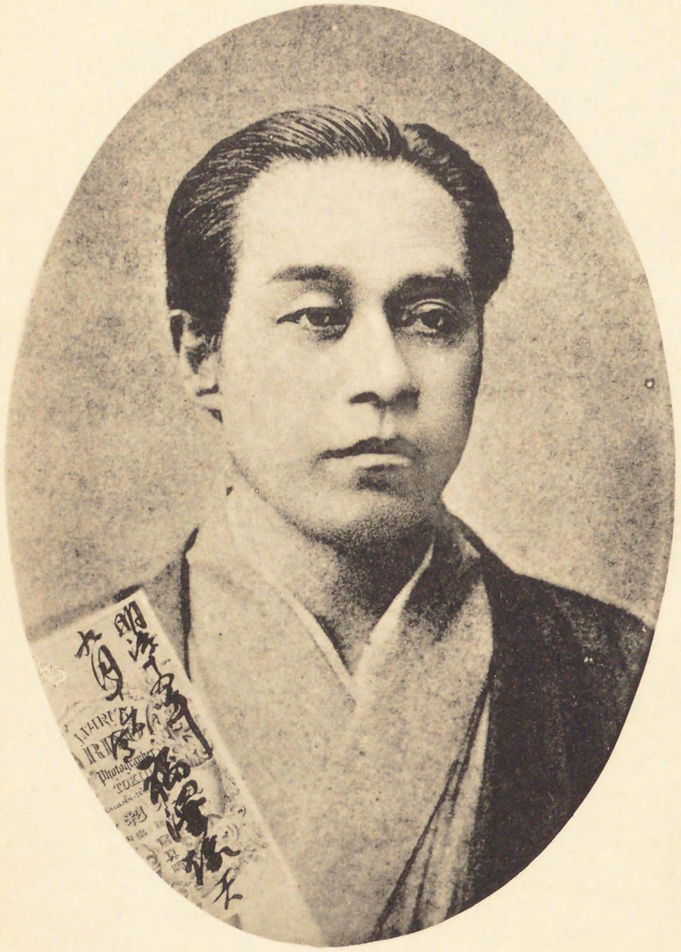

福澤先生肖像（明治十五年寫）

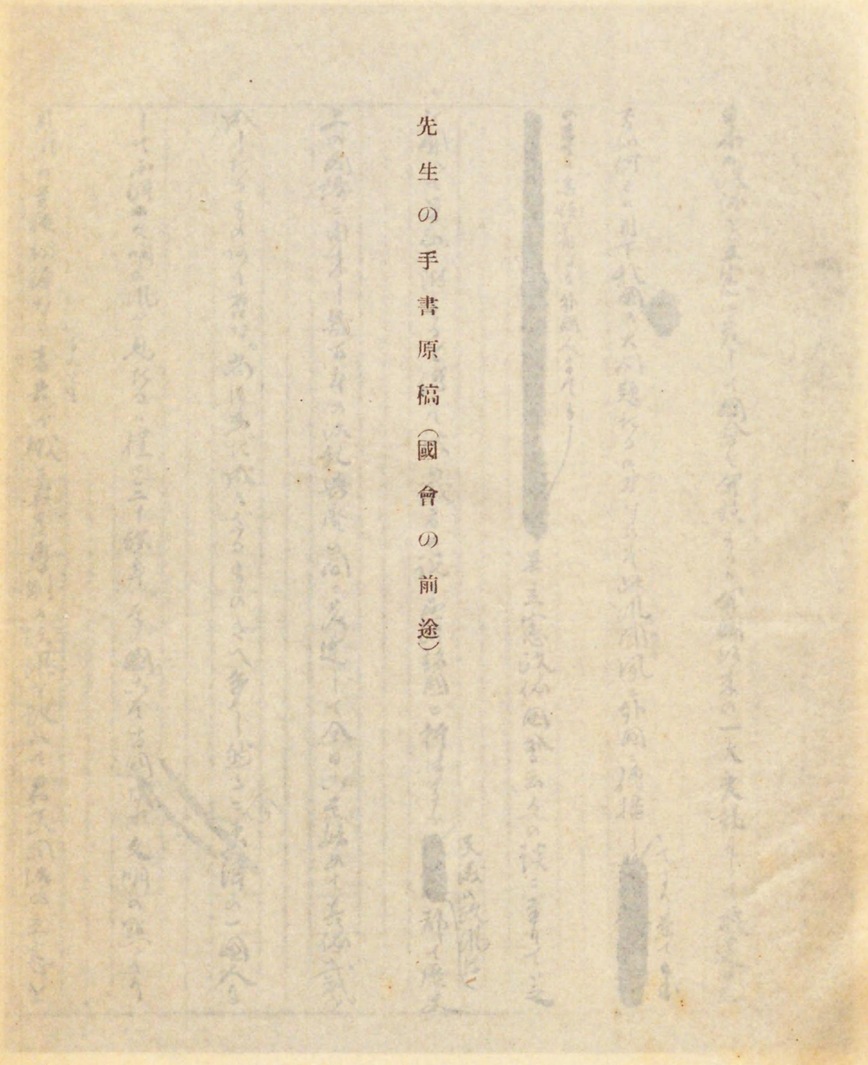

先生の手書原稿（國會の前途）

先生の手書原稿（國會の前途）

## 國會の前途

日本の政体を立憲に変して國會を開設するは開闢以来の一大変動にして前途の安否如何とは用下我國の大問題たるのみならず此風聞風に外國に傳播し[redacted]てより蕃て[redacted]の事に無頓着なる外國人までも[redacted]其立憲政体國會云々の談に至りていえ[redacted]を聞いて筆閣に附するを得ず彼の識者の説に西洋諸國に行はるゝ[redacted]民議の政風は都て歴史上の因縁に由来し幾百年の治乱興廢の間に發達して今日に始めて其体裁を成したるものにあらず否な。尚ほ未だ成らざるものさへ多し然るに東洋の一國人にして西洋文明の風を見たるは僅に二十餘年。その國にて古國なれ文明の點すり見れば至極幼稚なる者共が俄に君主專制の治風を改めて君民同治の立憲を

父母生吾妻輔吾
乃翁別有保身法
滿門子女常相娛
三十餘年與汝俱

題手用之米曰

父母生吾妻輔吾
乃翁別有保身法
滿門子女常相娛
三十餘年與汝俱

題手用之米曰

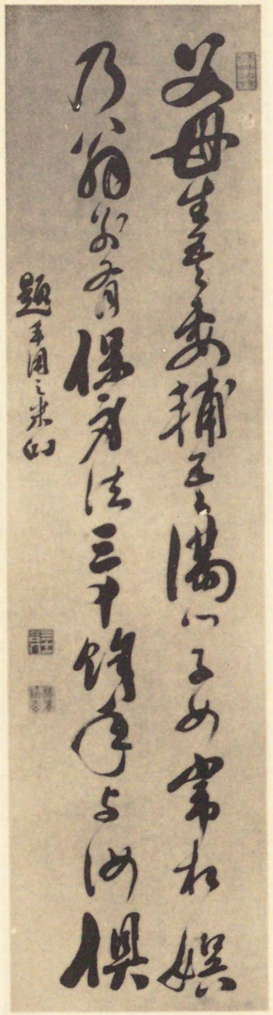

# 福澤全集第六卷目次


寫眞及筆跡

日本婦人論……一
日本婦人論後編……二九
品行論……七九
士人處世論……一三一
男女交際論……一六五
日本男子論……一九七
尊王論……二三七
國會の前途……二七一
國會難局の由來……三三九

# 日本婦人論

福澤全集第六卷目次 終

目次


治安小言……三五一
地租論……三七一
實業論……四〇九
明治十年丁丑公論……四七五
瘠我慢の說……五〇五
女大學評論……五四七
新女大學……六〇七
福澤先生浮世談……六四三
舊藩情……六七一

明治十八年七月發兌

# 日本婦人論

## 第一

人種改良のことに就ては內外雜婚の工風等我輩の常に贊成する所にして諸方よりの寄書も少からず毎度我時事新報に揭載したるものあり抑も此事たる容易に着手して容易に成蹟を見る可き事柄に非ず所謂一國百年の謀なるが故に成功の遲速を問はず苟も之を助く可き方便あれば之を求めて利害を考究せざる可らず依て案ずるに雜婚は外より異種の男女を入るゝの工風にして固より奬勵す可きものなれば之を他力の改良法として妄に又自力の法も等閑にす可らず卽ち內の男女の體質を改良して完全なる子孫を求むるの法なり今これを講ずるに其法甚だ少なからず或は食物衣服の缺典を補ふの法あり或は治病攝生（普通に攝生と唱るものを云ふ）に注意するの要あり何れも皆人種改良に大切なる事項にして實益ある可きは疑を容れざる所なれども此衣食治病攝生の事項に拘はらず我輩の所見にて凡俗世人の常に等閑に附するのみならず上流の學者社會に於ても輕々看過する所のものあれば本論に於ては尋常の治病論又攝生論を離れて女性の知識快樂の働を說明し之を發達せしめて以て其體力の缺を挽回

するの工風を陳べんとす而して其立論の目的は徹頭徹尾形體の改良に在るものなれば快樂の事を說くに當り時としては唯其肉體の獸類に屬する部分のみを推究して恰も人生を獸類と同一視するものあるが故に行文中或は道德世教の爲めには如何(いかが)しく見えて淺見小量なる德義論者の思ふ所に戻る箇條もあらんと雖ども精神論と形體論とは全く各別のものなるが故に看客に於ても其邊は特に注意して本論の趣旨を誤るなからんこと記者の願ふ所なり



扨我輩が自力に依て人種改良を行はんとするは先づ日本國の婦人の心を活潑にして隨て其身體を强壯にし以て好子孫を求めんと欲するの工風なり近年我國に於ても婦人論は少なからず其論點は何れも皆婦人の無學無識を憂て其缺點を補はんとするものにして或は讀書技藝を教へて精神を研き或は運動の法を授けて形體を養ひ以て其心身の發達を期するは世上一般所謂文明者流の輿論なるが如し然りと雖ども我輩の所見を以てすれば此教育法は未だ以て其發達を促すに足らざるものと云はざるを得ず彼の儒教主義の餘流を汲で組織したる女大學風の教育を以てし益これを教へて益之を萎縮せしむるが如きは固より沙汰の限りにして先づ其精神を壓迫して結局は其形體を破壞する者より外ならずと雖ども我輩は今一步を進め所謂文明者流の教育法に從ふものにても尙且これに滿足するを得ず如何となれば今の女子に讀書技藝を教へ身體運動の法を授くるも其教育は唯學校教場の事にして本人が家に歸れば純然たる家の娘にして他に嫁すれば一家の婦人たるに過ぎざればなり大凡そ人間は苦樂を以て生を成すものにして其苦樂の大なるもの、之を生の大なるものと云ふ然り而して人の苦樂を大ならしめんとすれば隨て其責任も亦大ならざるを得ず例ば政事世事に關して此人の一擧一動は全國の休戚に影響し其人の言行は唯一村一邑を動かすに足るとするときは甲の責任は乙よりも大にして其苦樂も亦共に大なる可し或は百萬圓の主人と十萬圓の主人と其責任を比較すれば正に十倍の差違にして苦樂の大小も亦十と一との如くなる可し故に人の苦樂は唯責任に由て生ずるものにして必ずしも其人の學不學に由るに非ず或は不學の輩にても偶然に責任重き地位を得るときは自から其人品を上進して言行容貌まで も前年に異なるものあり商人の大に資產を增殖し又は官員の大に立身したる者を見るに其身代も其地位も本人の人物には不似合なりと思ふこと多しと雖も歲月を積むの際に自から品格を增し自から風采を生じて其人の前年を思へば氷炭啻ならず一見人をして愕然たらしむるが如きは我輩の往々實驗するところなり此輩の發達は之を學校に得たるものに非ずして其人の責任に教育せられたるものと云はざるを得ず左れば人生を大にして其心身の働を活潑ならしめんとするは迚も學校の教場のみに得べきものに非ず必ずや相當の責任なかる可らずとのことは啻に學者の理論上に於て之を許すのみならず凡俗一般にも其道理こそ語らざれ其然る所以の事實をば信じて疑はざるもの、如し俗間に暗弱なる少年を處す

るの法に此若者も世帶でも持せたらば少しは取締まることならんと云ふは居家の責任を負擔せしめて其心身の活潑を促がすの意ならん、又貧すれば鈍するとの諺は責任を除去して心身遲鈍に陷るの實を評したるものならん、人生の發達に責任の緊要なること斯の如くにして顧て日本國の女子を見れば何等の責任あることなし女子は三界に家なしと稱して生れて父母に養はれて其家は父の家なり成長して他人の家に嫁して其家は夫の家なり老して子に養るれば其家は子の家なり家の富は主人の富にして女子は唯其富を仰て幸に主人と樂を共にするを得るのみ、家貧なるも其貧は主人の貧にして女子は主人に從て共に苦むのみ或は其責任は內を治め子を育するに在りと云ふと雖ども其內治とは何ぞや大なるは衣服小なるは鹽噌にして然かも其出納の權源は常に主人の手にありて卽ち主人の命令に從ふものより外ならず、子を育するも亦斯の如し哺乳煦育の勞は固より婦人の責任なれども恰も良人の子を育するものにして自身の子の如くならず其證據を示さんに婦人の妊娠中良人が男子を擧げんことを祈れば婦人も亦共に之を祈るまでは尋常一樣のことなれども良人の之を祈るがために婦人は頻りに男子を生まんことを欲して煩悶心配し其の甚しきは分娩の上不幸にして女兒なれば良人の顏色悅ばずして婦人は恐縮し男兒なれば大に滿足して婦人を譽め時として男兒を生みたる手柄を稱するとて產婦に品物など與ふることあり抑も生兒の男たり女たるは先天に定まるものを漫に其孰れたらんことを願ふは固より愚の至極なれども其愚は姑く之を許し己が匹偶の婦人が男を生みたりとて之に賞典品を與ふるとは畢竟婦人を器視したるの處置にして無禮の甚しきもの醜體の極るものと云ふ可し故に其子が成長の上にても教育の方法など定むるに母は殆ど之に關するを得ずして決を取る所は唯父の一心あるのみなれば母の男子に於けるは其子が家の主人となりし上にて之に從ふのみに非ず幼年の時より旣に已に子の進退に喙を容るゝの權なきものなり其の權なければ其の責任も亦ある可らず故に云く日本の婦人は已が子を育するに非ずして良人の子を預かるものなりと



## 第二

又日本の女子には資產ある者なし前に云へる如く三界に家なしとまで諺するほどの次第なれば固より私に有財する者ある可らず或は家父又は良人が多少の財を與ふることあるも唯僅に囊中の錢にして世事に公用す可きものに非ず其證據を得んとならば金錢出入の詞訟に女子の原告たり被告たりし事例の稀なるを見て知る可し維新以來は女戶主の新法を作り女子の身を以て地主たり戶主たり又公債證書の記名主となりて動產不動產の所有を許さるゝと雖も其戶主たるや唯當分の缺を補ふのみにして若しも此女子が婚する歟又は養子するときは戶主の權は忽ち其入夫又養子に歸するを慣例とす當に動產不動產を所有すること稀有なるのみならず其身邊の物と雖も所有の全權ありとは云ひ難し良家の女子他

家に嫁し不幸にして其家の衰運に際するときは新婦の衣裳金玉をも失ふことなきに非ず甚しきは良人なる者が無頼放盪にして妻の箪笥長持を空うし果ては故意に之を離別して尚訴る所なき者あり慘酷無情の甚しき者なりと雖も之を如何ともす可らず固より是等は事の極端を記したるものにして日本國中の家婦を擧げて皆斯る災難に罹ると云ふに非ず苟も國を立てゝ文明の一社會をなす限りは其國民居家の法も自から整齊して美風の存ずるもの多しと雖ども男子にして一片の情を破るときは如何なる慘酷を行ふも之を禁ずるの方便あることなし既に之を禁せずして之を行ふ可きの道を開くときは假令ひ實際に行はれざるも女子の身に於ては毫も恃む所なくして其安全は偶然に安全なるものと云はざるを得ず之を要するに女子は男子の惠に依て存在し其安危運命は男子手中のものなりと云ふも可なり

右の次第なるを以て女子が社會に立て其地位の高からざるも自然の勢にして幽居終身男子の鼻息を窺て生活し其負擔する所は僅に鹽噌衣服のことに止まり曾て心事を戸外に馳せたることなく內に居て身を屈するのみならず稀に外に出でゝ人に交はるにも男子と齒して對等の禮を享るを得ず例へば日本流の宴會等に於て男女同席するに人の身分長少を問はず上座は男子に占められて女子は恰も男子の宴に陪するものゝ如し甚しきは婦人が骨肉の子弟と共に座するに推して之に上席を命じ常に其進退を助くるの狀あるが如き彼の所謂人倫上より見るも秩序の顚倒したるものと云はざるを得ず 孔子曰有事弟子服其勞、有酒食、先生饌と今我輩は此語を借用して日本の男女の關係を評すれば事あり女子其勞に服し、酒食あり男子饌すと云はんと欲するものなり

斯の如く我國の女子は內外共に責任なくして地位甚だ低く隨て其苦樂も亦甚だ小なり數千百年の習慣以て一種微弱の生を成したるものなれば其心身を活潑強壯に導かんとするは容易なる事に非ず世の中には女子教育の議論甚だ喧しく教育固より無効なるに非ず學藝を教れば學藝を知り身體を運動せしむれば體力を增す可しと雖も結局其幽閉微弱の生に就き局部を攻るに過ぎずして發達の程度知る可きのみ我輩曾て云へることあり今の學校の教育法を以て今の女子の心身を發達せしめんとするは盆栽の松を培養して其凌雲の成長を望むに異ならずと、樹木に培養は甚だ緊要にして亦其功能なきに非ず精好の肥料を施して濕燥寒溫の加減に注意すれば松の枝葉繁茂して綠色掬す可きの美を致すこと難からずと雖も其美や唯盆中の美にして幾歲月を經るも亭々百尺の壯を望む可らず今女子の無學無識を憂て之を教ゆるに學校其他の手段を用るときは其勞空しからずして或は理學文學に長ずる者もあらん或は法學に達する者もあらん學校の教場に於ては之を男子に比して優劣なきものを生ずべしと雖も學校を去て家に歸るときは如何なる身の有樣なる可きや內に居て資產なく外に出でゝ地位なし住居の家は男子の家にして養育する子は良人の子なり財なく權なく又子さへなくして恰も男子の家に寄生する者が

其所得の智識藝學を何用に供す可きや、理學文學、用を爲さず況や法學に於てをや當に用を爲さゞるのみか世上一般の風潮に於て女子が法を語り經濟を論ずるが如きは唯其身の不幸を買ふに足る可きのみ學識も所用なくして之を閑却せしむるときは其腐敗すること正しく器械的のものに異ならずして遂には之を用んとするも用に適せざるに至るを法とす故に彼の教育を受けたりと稱する女子が一旦他人の家に嫁したる後の有樣を見るに純然たる尋常一樣の妻君にして曾て頭角の顯はるゝなきは學校の學識も居家の久しきと共に消磨したるものならん或は之を評して婚姻の一擧以て學問を空うしたるものと云ふも可ならん斯の如きは則ち辛苦學校に教育したるは彼の盆栽培養の勞にも直らざるものゝ如し如何となれば盆栽の矮松は之を培養して長く其繁茂の色を保つ可しと雖ども學校教育の色は學校外に持續するを得ざればなり尚況んや其學校なるものが所謂儒教主義の流に沿ひ又佛教の風を帶びて女子と小人とは近づけ難しと云ひ、女子才なきは之を德と云ひ、五障三從罪深き女人の身など云ひ頻りに之を壓迫して淑德謹愼の旨を教へ込み其餘弊は遂に耳目鼻口の働をも妨げて尙悟らざるが如き教育法に於てをや唯應さに女子心身の發達を害するに足る可きのみ

左れば學校の教育は深く恃むに足らずとして何等の法に由り以て女性の活潑を求むべきや我輩西洋諸國の女子教育を盡く贊成する者に非ず又其學校以外男女の關係に就ても不服の部分甚だ少なからず

と雖も其居家幷に社會交際上の大體を視察するときは西洋の婦人は概して責任の重きものと云はざるを得ず女子にして地主戸主たる者あるは無論假令ひ夫婦家に居るものにても婦人は自から婦人の私産を有して必ずしも良人をして之を專にせしめず凡そ人間社會に有力なるものは財にして權は財に由て生じ財は權の源にして西洋の女子は財を有するもの多し其權力あるも亦偶然に非ず既に權力あれば其財を處するも亦自由にして內に居るも外に交るも自から獨立の姿を成して他の寄宿生に非ず世々の相傳以て一般の習慣となり婦人が家に居て主人の虐待を免かるゝのみならず夫婦正しく匹偶の實を失はざれば凡そ男子の爲す所の事にして婦人の爲すを禁ずるものなし學識あるものは文を以て鳴り世才あるものは才を以て聞え少小の教育は以て終身の用をなし尙進で輓近は女子參政の權を爭ふ者さへ世に現はれて其論勢日に盛なりと云ふ責任の重きこと斯の如くなれば其苦樂も亦大なり心身發達せざらんと欲するも得べからざるなり我輩の所望は我日本の女子をも其進歩の第一着として先づ西洋の女子の如くならしめんと欲するに在り徒に學校教場の教にのみ依頼するが如きは敢て取らざる所なり

## 第三

又爰に日本の女子をして常に憂愁を抱かしめ其感覺の過敏を致して遂に身體を破壞し以て今日の虛弱に至らしめたるの一大源因あり卽ち社會の壓制に由り其春情の滿足を得せしめずして之を束縛幽閉

するの流弊是なり此弊は特に社會中等以上に甚しくして明に睹る可きものなれども古來世の學者にして曾て之に論及したるものなきは實に之を知らざるに非ず唯其論鋒の動もすれば所謂世教の域に觸れて之を犯すの嫌疑あるが爲め心に知て言に避けたるものならん我輩と雖ども社會中の社員にして社會に背くを願はず常に世の風潮に從はんとこそ思ふ者なれども眞理の眞なるを信じて空しく看過するは學者の事に非ず且編首にも一言せし如く本編は專ら人の形體の改良を目的として他事に亘らず人生を折半して其精神を去り肉體一偏の生物として其發達を期するものなれば世論の毀譽は顧るに遑あらず我輩の死後數十百年を約束して苟も天下の女性を壯大にして人種改良の一班に益することもあらば更に遺憾なきものなり

竊に案するに人生は之を概して三樣に分つ可し曰く形體の生曰く智識の生曰く情感の生是なり此の三者を具へて完全なる人類と云ふ既に生あれば又これを養ふものなかる可らず卽ち形體を養ふには食物を以てし智識を養ふには修業を以てし情感を養ふには快樂を以てす、食物を以て形體を養ふは誠に睹易き事實なれども修行の智識に於ける快樂の情感に於ける其關係も食物の形體に於けるに異なることなし修行は智の食物にして快樂は情の食物と云て可なり既に食物なりとすれば之を過食して害あり又小食して飢ゆるも尋常の食物に見る所の事實に異なることある可らず例へば書を讀み理を講じ或は



良師益友に交はり社會全般の有樣に注意し又實際に其事を執る等、常に精神能力の働を活用して怠らざるときは智識は日に成長して強壯なる可し卽ち修行を以て智識を養ふものなれども其力を用ること度に過るときは精神疲勞して修行も無效に屬するのみか却て益々害を爲し遂には全部の能力を破壞することありて其趣は尋常の食物を過食して胃を損し益々食て益々害を爲し遂に形體の全部を破壞するに異ならず學者が日夜讀書推理に勉强し政事家が頻りに方寸を勞して遂に智力の虛耗を致し時としては其の權衡を紊りて發狂する者あるを見て之を證す可し智識其食物を節するを知らずして修行の度を過したるものなり之に反して既に修行に慣れたる者が頓に之を廢して働力を閑却せしむるときは精神却て疲勞して遲鈍に陷ることあり之を智識の飢ゆるものと云ふ學者が勉强の事を止め政治家が政治の活世界を去り商工の活潑なる者が俄に退隱するが如き是なり曾て都會に居て都人士と交り頗る才名を鳴らしたる人物が數年地方の田舍に閑居して復た舊友に邂逅し其言行の迂濶なるを笑はるゝは我輩の實驗する所にして智識の飢ゑて疲れたるものとして見る可し

情感も亦斯の如し人生木石に非ず花鳥風月の樂、詩歌管絃の興、喫煙茶話の閑、酒色遊宴の娛等何れも人生に缺く可らざるの要にして此種の快樂を以て情感を養ふときは人情次第に和して其成跡は顏色容貌にまで現はれ本人の愉快は無論他より之を見ても溫和秀麗の相貌掬す可きものあり卽ち情を養

ふの宜しきを得たるものなれども若しも其快樂を享ること甚しきに過ぎて之に耽るときは其害や尋常の過食に異ならず快樂極まりて放心するを常とす彼の山水を悦ぶ者が山に入て仙を學ばんとし酒を嗜む者が人事を省せず色慾飽滿の極度生を厭ふて情死する者の如き快樂過食の害と云ふ可し之に反して人生無限の事情に妨げられて此快樂を逞うするを得ざるときは憂愁內に鬱積して其苦痛は食料の不足を以て形體を苦しむるよりも尙甚しきものあり遊治郎が檻に入れられ、妙齡の婦人が寡居し、富貴の人が幽囚の奇禍に罹て風月に背き、鯨飮家が禁酒を命ぜられて常に醒るが如き何れも情の飢ゑたるものにして其害は忽ち形體に及ぼし顏色衰へ體力減じ神經過敏に非ざれば茫として放心すること快樂過度の者に異ならず

又この人生三樣の働相互に平均して一方の養を十二分にすれば他の飢るあるも害を免かるゝことあり例へば力士が唯形體と情感とを養ひ智識の養は之を等閑に附して苦痛を覺えず或は學者の流が智識に專にして肉體を忘れ其養を薄くして憂を知らざるが如し蓋し其生の一方に偏し二方に傾くものにして人生次第に發達するに從ひ斯る偏重偏輕の弊は次第に止むことならんと雖も開闢以來今日までの事相を見れば其の肉體に偏する者は多くして智識に偏する者は少なきが如し色慾を根據にする囘々教の今日尙盛にして又亞細亞諸國に多妻法の公行するを見ても其一班を窺ふに足る可し又情の働の中にても其一を滿足せしむれば他は飢るも妨なきことあり例へば博奕は本と智識の事なれども博奕者の目的は之に勝利を得て他の快樂を買はんとするに在るものなれば姑く之を情感の事と視做して今此博奕と色慾と相對するときは殆ど輕重なき程のものなり舊幕府の時代に力士の仲間又は諸藩邸にある折助の大部屋の如き博奕を禁ずれば女郎を買ふ者多く遊廓を禁ずれば部屋中に博奕盛なり故に親方なるものは遊廓にて惡疾を得せしむるより寧ろ博奕の方をとて力士折助等の社會に博奕は公に行はれて禁ずることなきの慣行なりき

以上に記載する所果して人生の常に違ふことなきの事實ならば日本の女性は古來其三樣の働を平等に發達し形體智識情感共に至當の養を得て過食したることもなく飢ゑたることもなきや又其の發達平等ならずとするときは三樣の中何れか最も進みたるものなるや、形體の生と智識の生と最も發達に後れて情感の生獨り進みたりとするときは此の進發したる情を養ふに如何なる快樂を以てしたるや、其の快樂果して情を滿たすに足るや足らざるや之れを講ずること緊要なる可し

## 第四

形體と智識と情感と此三樣の働に就て日本の女生は何れか最も發達したりやと尋れば情の發達最も進みたりと云はざるを得ず女子の體質の薄弱にして男子に異なるは天稟に於て然りとの說あり或は天

に非ず世々の習慣に由て進化したるものなりと云ふ者あり其議論の是非は姑く擱き日本の女子の薄弱なるは實際に明白なる事にして又其智識に於ても前節に云へる如く精神修行の方便を缺て發達の鈍きや爭ふ可らざるの事實なり左れば形體と智識と二樣共に發生を妨げらるゝときは其働は他の一方に偏せざるを得ず卽ち感情の力獨り其働を專にせざるを得ざるなり然るに今この情を慰るに如何なる方便あるや人生の快樂は情の食物なりとして違ふことなくんば女性の情には如何なる食物を與ふるの風俗なる歟、之を與へて果して飢ることなきやと尋るに我輩は之に答へて食物の不足を訴へざるを得ず古來今に至るまで就中德川の政教を以て社會の秩序を整頓してより以來女性の有樣を見るに下流の社會を別にして中以上に於ては快樂の少なきと實に氣の毒なる者なりと云はざるを得ず女子にして花に遊び月に伴ふの風流に耽るものは稀にして其次は絲竹管絃の興に過ぎず是とても多くは深窓中の事にして戶外の活潑、盛會の愉快を許されず其次は唯稀に演劇を見物する歟又は時樣の衣服髮飾等を弄ぶを以て無上の樂事となし、尙下りては服飾以上の件も自由ならずして幼にしては父母に事へ嫁しては舅姑良人に事へ女子を育し鹽噌を監督するに忙はしきのみ情感の特に盛なる女性にして之を養ふに特に食料の乏しきは其生を害するなからんとするも得べからず就中我輩が爰に特に云はんと欲するものは彼の春情を慰るの方便如何の問題にして此一點に就ては我女生を害すると最も慘刻なるものと云はざるを得ず古來我國は多妻を禁せざるの法にして富貴の男子が幾多の妾を養ひ妻も妾も共に閨怨を抱くの事實は普く人の知る所にして例へば封建の諸藩主が江戶に住居し隔年歸藩の時に携る所のものは一二の愛妾にして正婦は勿論其以下の衆妾は江戶の藩邸に遺して終歲空房を守らしむるが如き是なり唯諸侯のみならず當時の諸藩士が藩用を以て江戶大阪其他の要地に旅勤寄留するにも大概家族の携帶を許さず尙廣く平民社會に於ても商用等にて旅行するに交通不便利妻を伴ふなどは絕無と云ふも可なり斯の如く士族は公用を先にして家を後にし商人は利を重んじて離別を輕んじ爾來家に在る妻妾は空しく針窓に秋夜の孤月を怨むのみのことなれども男子は羈旅の天に自から花柳の春なきに非ず其れ等の消息或は風に傳へて家鄕に達することもあれば唯ます〳〵寒閨の憂怨を添るに足る可きのみ又古言に節婦兩夫に見えずとは如何なる意味なる歟我輩の見解にては人に嫁して匹偶を定めたる婦人が夫婦の約束にも拘はらず他の男子に情を通ずるは貞節の道に非ずとの義ならんとこそ思へども古來世間の習慣にては寡婦の再緣をも此古言の教に背くものゝ如くに認めて奬勵するものなし夫れも老婦の寡居なれば尙ほ忍ぶ可しと雖ども窈窕たる妙齡の少婦人が婚嫁年ならずして良人に別れ春色未だ半に至らざる者にても傍より其再嫁を勸る人とては甚だ少なく或は其本人が斷じて寡を守ると云へば親戚鄕黨概して贊成の意を表せざるものなし又儒者の書に於ても稗史小說演劇の趣工に於ても所謂節婦の事情

を示すに人情忍ぶ可らざるを忍ぶの極端を記し其慘狀いよ〳〵甚しきもの程いよ〳〵榮譽なるが如くに裝ふが故に遂に世上一般の風を成し當局の女子に於ても人生は實に斯くある可きものと信じて外に向て不平を鳴らすことを知らず唯獨り內に鬱して憂愁するのみ之を彼の男子が多妻法の中に悠々して天下到る處に花柳の枝を折り家に在て不幸にして妻を喪へば直に第二妻を娶り第二第三踵を回さずして到り甚しきは先妻の葬を送りたる朋友が葬送の歸路早く旣に後妻の周旋談を催ふし主人の年齡は耳順にても古稀にても新婚得々たる者に比すれば實に同日の論に非ず女生の運命憐れむ可きものと云ふ可し人或は鄙見に反對して謂へらく我國の公法に於ても亦世間の習慣に於ても寡婦の再緣を禁ずるに非ず再緣する者あり再々緣する者ありて自由自在なるは明白なる事實なりと思ふ者もあらんなれども我輩は此流の人の疑を解くに多辯を須ひずして單に一言を呈し今日唯今にても近く君の知人朋友の間に就て其兄弟姉妹に異父の者と異母の者と孰れか多數なるやを比較せらる可しと云はんと欲する者なり世に同父母の子固より多しと雖も然らざる者も亦少なからず此れは先妻の男にして其れは後妻又後々妻の女なり甲妾の出、乙妾の出、種々樣々なるは我輩の常に見る所なれども同腹異父の兄弟姉妹は甚だ稀なり今統計表の據る可きものなきが故に確言し難しと雖ども漠然臆測を以てするも異父者と異母者との割合は一と百との如しと云ふも過まることなかる可し西洋諸國に於て其數を計れば兩樣大抵



同數なる歟又は或る地方にては異父同母の子却て多きを見ることありと云ふ左れば他年我國にても此邊の統計成りて鄙言の大に違ふことなきを發見したらば日本の女子は男子に比較して婚姻の自由を得ること僅に百分の一なるを證するの日ある可し驚入りたる始末にして女生の運命憐むに堪たるものなり

## 第五

食物の不足を以て身を害するの害は過食の害に異ならず快樂は情の食物なり、然るに日本の女性は此食物に飢ゑて滿足を得ず就中社會中等以上に於ては春情を養ふの方便最も不自由にして慘刻を極めたり是等の憂愁內に鬱して心識過敏形體脆弱の禍を釀し世々の遺傳女性の子に傳へ又孫に及ぼし今日其全般の性質を見るに些細の事變にも喜怒哀樂恐怖し、輕少の勞苦寒熱痛痒にも堪るを得ず無事健康と稱する者にても一見病むが如く憂るが如く恐るゝが如く悲しむが如くにして所謂人生の萎縮したる者甚だ多し其發して病症に現はれたる者は實に千差萬別無限なる可しと雖ども一二を擧れば俗に所謂婦人の疳症又は癪頭痛など云ふものは卽ちヒステリー子宮病神經病等の諸病にして之が爲には鬱憂閉塞心怖不眠月華不順飮食不消化等の症を現はして時としては眩暈し又は劇痛に苦しみ全身次第に痩瘁して醫藥効を奏せず半死半生不愉快至極なる日月を消して遂に斃るゝ者甚だ少なからず病氣とあれば醫師に治療を托することなれども固より名案のある可きに非ず或は稀に老錬したる醫師は竊に其病の原因

を知り治病一偏より觀察するときは病因を除くこと易しと雖ども社會の壓制は治病の法を許さずして如何に磊落なる醫師にても此病症は患者春情の不逞より來りしものなりとは發言することさへ叶はず是に於てか姑息の道を求めて一時の發症を防ぎ尙一步を進れば本人の心情を一變せんことを謀りて住居の移轉又は新奇の遊藝樂事を勸る等樣々方便を授くれども何れも皆止むを得ざる窮策にして人身の生理欺く可らず奏効甚だ少なし唯幸にして中道に斃れず天然の壽に老朽して木石の身と爲り始めて疳症も治まり癪も頭痛も消散す可きのみ斯る婦人が偶ま子を生むの機會あればとて其所生兒の不完全なる可きは辯を俟たずして明なり其實證を得んとならば封建諸侯の子孫を見て知る可し當時の諸侯が衆妾を畜るに其妾の天賦は必ずしも虛弱なるに非ざれども所謂奧向の御奉公中主公の寵を得ても心配得ざれば尙心配にして人間快活の樂事とては絕てあることなく綺羅金玉以て樂國の外面を裝ふたる地獄中に閉籠められ主公の寵恩晴雨の測り難きが如くなる其間に生るゝ子なれば心身の不完全は其生前に期して曾て違ふことある可らず又寡居久しくして既に幾分か心身を破壞したる者が再嫁して子を擧ることあれば其子に虛弱なるもの多しと云ふ此點より推して考れば世に早婚の害を云ふ者あれども或は晩婚の害に比して輕重なきことならん

右は唯事實に著しきものゝみを引證したることなれども必ずしも封建諸侯の妻妾のみに限らず又寡婦晩婚の者のみに限らず日本全國の女性は概して此類の憂愁に苦しめられ其禍は傳へて子々孫々に及ぼし以て次第に人種の發達を妨ぐるは慨嘆に堪へざる事共なり此邊の事に就ては古來醫師が衞生の點より論ず可き筈なれども古流醫の主義は自ら儒流の德教と其趣を一にし儒教に富を求めて又隨て大に貴すよりも求めずして貴さゞるの勝れるに若かずと云へば醫流も亦人身を榮養して體力を增すの要を說かずして却て其害のみを摘發し只管飮食を節するの法を示して淡味小食を勸め從はざる者は之を不養生と名く故に人の情感に於ても快樂以て之を養ふなどの事は曾て口にせざるのみか常に之を捨るを以て人生の義務の如くに言做し就中春情を慰るの要用云々に至りては思ひも寄らず彼の飮食を節すると同主義にして之を節し又之を減じ全く廢止するも妨げなきものと信じて唯其過度を誡しむるのみ或は日本の男性に於ては時として此誡の適當する場合もあらんなれども男子の過度に注意するのみにして女子の不足を忘るゝが如きは醫學の怠慢にして衞生の本意に背くの甚しきものと云ふ可きなり然りと雖ども是れは唯古流醫の事にして深く怪むに足らず畢竟其不學に坐するものなれば敢て咎るにも及ばざれども彼の眞理原則を根本にして學問一偏と稱する西洋の醫流に於ても尙且忘れたるものあるが如きは我輩の悅ばざる所なり蓋し忘れたるに非ず前節に云へる如く眞理の醫學も社會の壓制に制せられて殊更に然るものならん西洋の醫書中に人身形體の榮養に付き食物の精粗過不足を論ずるは甚だ

丁寧にして洩らす所なきも情を養ふに快樂の要用なるを說く者は尋常の食品論の如く切ならず特に女性春情の一事に關しては病原治病衞生の諸論に於て其働を示したるもの極めて稀にして偶ま是れあれば唯春情を慰ること度に過ぎ云々とて之を誡しむる其趣は和漢の古流醫が一に節滅法を勸るものに異ならず食料の過不及兩樣共に人身に害あるは學醫の飽くまでも知る所にして形體の食料智識の食料に付ては之を切言しながら獨り情の食料のみに限り其過を咎めて不及を憂るなきの理あらんや之を憂て之を言はざるは其罪社會全般の壓制に在るのみ前に言へる如く我輩も社會の一社員なれば世の譏を受れば隨分不愉快なれども之を言はざれば際限ある可らず幸にして身は醫師に非ざるが故に傍觀者の資格を以て醫に代り醫の敢て言はざる所のものを發言して女性發達の萬分一を助けんと欲するのみ又我輩が此一編に於て女性の情感を養ふの快樂とは固より一切の快樂事を包羅したる言にして特に春情の快樂に限るに非ざるの意味は讀者に於ても文面に了解せらるゝことならんなれども唯古來社會の習俗に絲竹管絃歌舞等の樂事は女性に適當のことゝして許す者多けれども是等の樂事に比して更に重大至極なる他の一事に付き殊更に默々するが故に我輩も亦特に之を喋論するのみ返す〳〵も記者の微意の存する所を誤らるゝことなくば幸甚のみ

## 第六



西洋諸國にては人の體格を古今比較して次第に長大强壯を增し例せば古人に適當したる甲冑なども今人の身には合はずと云ふ其反對に日本の人は次第に短少微弱に變したる歟。古人の用ひたる武器類は都て重大に過るを覺ゆるもの、如し蓋し德川の治世二百五十餘年の間に社會中等以上の家族が次第に柔弱に流れて身體を破壞したる原因は一にして足らず識者の議論も甚だ多し我輩固より異議なしとは雖ども其論者の曾て發言したることなき彼の女性快樂の自由不自由は其原因中にも著しき一項として計へざるを得ず社會古今生活の有樣を見れば歲月を經るに從て上進し今人は古人よりも美衣美食して住居も亦人身に適す卽ち衣食住は今世に近きほど次第に自由を致したりと雖ども顧て女性の快樂如何を視れば社會の秩序の次第に整頓するに從て次第に減少したるもの、如し上世未開の時代に在て公卿武家の論なく其婦女子が宇を學び和歌を嗜み月に遊び花に戲れ自由自在に世と交際するは殆ど男子に異ならず交際自由なれば男女の通情も亦自由なる可きこと自然の勢にして往々淫奔の譏を免れず後世の學者輩が其戀歌など讀て扨は大變の世の中なりと驚く者なきに非ざれども畢竟時相の弊惡のみに就きて半面の心配たるに過ぎず細に內情を視察するときは其淫奔中自から活潑の氣象を存して後世の孱弱婦人が深窓に幽閉せらるゝものに比すれば心身共に倔强なりしこと疑もなき道理にして當時の一大美事と云はざるを得ず況して其淫奔も男子と共に犯したるものなれば獨り女性のみを咎む可きに非ず

後世の男子が女子を蔑して自から淫を專にするものと同一視す可らざるなり、王代を下て武家の世となりても女性の自由は後世の如く撿束を蒙ることなし不文殺伐の世の中なれば時としては婦人女子の虐待せられたることもあらんなれども其虐待や唯腕力の虐待にして女性の精神を窘むること少なきが故に云はば之を束縛するの巧ならざるものと評して可ならん當時の婦人が器械視せられて曾て社會の榮譽を得ざりしは相違もなき事實なれども器械は器械にして自から自由を逞うし人に交るを禁せらるゝに非ず戸外に出るを咎めらるゝに非ず時としては妻妾にして良人に陣中に從ひ或は馬に騎して戰ふ者あり城に據て防ぐ者あり其活潑不文なると共に平生の快樂も亦少なからず殊に其婚嫁の如き自由自在にして後世に所謂名教など云ふものに妨げらるゝことなし再嫁固より咎る者なきのみならず敵に嫁しても平氣なるが如し木曾義仲の愛妾巴御前は和田義盛に再嫁して朝比奈を生みたりと云ひ傳へ織田信長の妹は淺井長政に嫁して三女を生み長政が信長に亡ぼされて後は其三女を携へて更に柴田勝家の夫人と爲り秀吉は勝家を殺して其三女中の一を取りて妾と爲したり武田信玄は諏訪賴重を亡ぼし其女を取て妻と爲し勝賴を生みたり卽ち不俱戴天の敵味方にして夫妻たりしものなり又秀吉が德川家康の歡心を得んが爲にとて其妹の佐次某に嫁したるものを奪て家康の夫人と爲したれば某は之を愧ぢて自殺したるに夫人は得々として德川家の御臺所たりとて後世或は之を譏る者なきに非ざれども有心改造



その妻を放逐して更に第二妻を娶り先妻の憤怨して病を釀し又自害したるの例は世に稀ならず蓋し德川の夫人も佐次を放逐し第二夫として家康に婚したることならん德義上都て嘉みす可きには非ざれども何ぞ必ずしも獨り數百年前の德川夫人のみを咎むるの理あらんや若しも之を咎めんとあらば今日唯今世上の男子に申譯けなき者は隨分多かる可し竊に案ずるに女性の進退の今日の如く窮窟不自由なりしは德川の治世以來のことにして天和偃武事物の秩序漸く緖に就くに從て儒流漸く世に頭角を現はし專ら名教なるものを喋々して上下貴賤の分を明にすると共に女性の分限をも束縛し人の私德を正し內行を愼むの教は其鋒を女性の一方に向けて腕力以て婦女を虐するが如き粗暴の風は次第に止て衣食住の自由をも得せしむれども快樂の一點に至りては毫も之に注意することなく外面に不自由なくして其內部の情を苦しめ俗に所謂眞綿以て首を締るものにして其苦痛は却て腕力の暴虐よりも甚しく遂に以て其形體を害して今日の孱弱に陷りしことならん名教の虛飾幾十百年の久しきを經れば虛を重ねて實の働を爲し婦女子の品行を見て苟も其教の字面の如くならざる者あれば忽ち之に反目して厭惡の趣を示し却て上世女性の自由なりし事實を忘るゝは世の實際に迂濶なる者と云ふ可し世人が動もすれば常盤御前を示し其節を屈して淸盛に事へたるは心苦しきことなりしならん抔大に其情を憐む者多しと雖ども我輩の所見を以てすれば何ぞ料らん當時の常盤は稀有の奇を行ふたるに非ず德川時代名教家

の眼にこそ奇にして殷勤に其情の苦しみを推察するなれども本人に於ては却て之を怪まず世間普通の再緣を聽して愛子の生命を救ふは幸なりとて容易に之に從ひしことならんのみ

左れば女性の快樂自由は古代に豐にして近世に乏しきこと事實に於て明白なりと云はざるを得ず但し其快樂を遂るの方法に於ては我輩固より古を慕ふに非ず今の婦女子をして正しく幾百年前の粗野風を學ばしめんと云ふに非ざれども粗野相應の快樂を得て自から心身の發達を助け其效力は直に所生子孫に及びて當時の人種の都て活潑倔强なりしは羨むに堪へたるものなり識者若し今日の社會を視て人文古に優りたりとするならば其優りたる程度に從て女性の自由を許すの工風なかる可らず古代に在ては男女共に自由なりしものが人文の開化するに從て男子のみ自由を專にして女子を窘るの理あらんや畢竟德川の治世名教虛飾の罪と云ふ可きものなり

## 第七

婦人論の一題既に編を重ねて之を記し日本の女性には責任なく又快樂なくして迚も其心身の發達强壯を望む可らず母體强壯ならざれば其子も亦强壯ならず數百年來の弊習遂に今日の人體矮小微弱を致して却て古代衣食住の不自由なりし先人の體格よりも下等に位し今後の變遷ます〳〵恐る可しとの次第を開陳したり左れば今この恐る可き弊害の源を防いで女性の心身を活潑倔强ならしめんとするに如何なる手段に依る可きやと尋るに本來今日の此慘狀に陷りたるは天然に非ずして專ら人爲に成りたるものなれば之を救ふの術も亦專ら人爲の工風に依る可きは勿論のことにして然かも禍根の深くして人心の底に達したるものなるが故に大に改革して其根底より一新すること切要なる可し然るに人事の大改革は心に思ふ可く又口に言ふ可くして實際に行はれ難きもの多しと雖ども今の世には行はれ難しと知りながらも斷じて之を言ふて先づ天下の人心を開くに非ざれば遂に之を實施するの日ある可らず之を喩へば僧侶が大伽藍の建立を企てゝ先づ其圖を作るが如し建立の事たるや迚も一僧侶の力に叶ふ可きに非ず又其時の社會に訴へても容易に成功の見込なきは自から明知する所なれども佛法の爲に要用なりと自から信ずる限りは實際目下の成否に顧慮せずして唯先づ繪圖面のみを製し後世終に之を成就したるの例は甚だ少なからず蓋し我輩が今日我國女性の慘狀を救はんとするも或は唯製圖に止まりて古風流の憎を招くのみならず實際家と稱する人には其空想なるを笑はるゝこともある可しと雖ども微心自から禁ずる能はず空想と知りながらも記して以て天下後世を待つものなり

日本古來の習慣として家の系統なるものを重んじ其重大なるは喩へんに物なきが如くにして流弊遂に養子の流行を致し子なき者は實の血統を絕ちても養子養女の法に由り家の空名のみを存する者多し尙甚しきは其家族は死絕えて血屬の遺子もなく家も貧にして財產なきのみか空屋さへなくして家の外

無一物なるものにても家は則ち家にして戸籍上これを一戸と云ふ、子孫に非ずして子孫と稱し、戸なくして戸と名く、人間世界稀有の習慣にして識者の常に恠しむ所、我輩も素より其不都合を知る所のものなれば今この風を一新するに兼て尙一歩を進め我輩の心に思ふまゝの所望を述れば單に左の如きのみ云く人生家族の本は夫婦に在り夫婦ありて然る後に親子あり夫婦親子合して一家族を成すと雖ども其子が長じて婚すれば又新に一家族を創立す可し而して其新家族は父母の家族に異なり如何となれば新夫婦の一は此の父母の子にして一は彼の父母の子なればなり卽ち二家族の所出一に合して一新家族を作りたるものなればなり此點より考ふれば人の血統を尋ねて誰れの子孫と稱するに男祖を擧げて女祖を言はざるは理に戻るもの、如し又新婚以て新家族を作ること數理の當然なりとして爭ふ可らざるものならば其新家族の族名のみを名乘る可らず女子の族名のみを取る可らず中間一種の新苗字を創造して至當ならん例へば畠山の女と梶原の男と婚したらば山原なる新家族と爲り其山原の男が伊東の女と婚すれば山東と爲る等卽案なれども事の實を表し出すの一法ならん斯の如くすれば女子が男子に嫁するにも非ず男子が女子の家に入夫たるにも非ず眞實の出合ひ夫婦にして双方婚姻の權利は平等なりと云ふ可し或は夫婦の不幸離別死亡等に由て再婚三婚するときは其時に隨て族名を改め煩雜なりとの說もあらん歟、若しも然るときは夫婦各別に己が父母の族名を用ひ二人合したる處にて合併の族を名乘て可ならん卽ち父母の族名は其子の生涯身に附して離れず自家の族名は婚姻の度び毎に變ずるものとして差支なからんのみ又婚姻の權利平等なれば資產も亦平等なる可きの法を求めざる可らず人文次第に進歩すれば社會凡百の權利は財より生ずるを常とし財源卽ち權利なること疑もなき事實なるに古來今に至るまで日本の女子には私有の財產なくして恰も男子の家に寄生する者に異ならず私產なければ責任なし身に責任なきは卽ち智識修行の方便を缺くものにして女性の發達を待つも無益の冀望なりと云はざるを得ず畢竟數千百年人爲の慣行に由て然るものなれば今これを矯正するにも亦人爲を用ひんとするには全く反對の方向に出ること要用なる可し例へば今の女性は心身共に薄弱にして差向き自力を以て殖產に從事せんとするも難きことなる可ければ父母の遺產を子に傳るに不動產は必ず女子に讓るものと定め女子の記名に非ざれば地面家屋等の所有を許さず又公債證書の記名なども必ず女子に限るとするも一法ならん或は斯の如くするも今日男子跋扈の世の中なれば女子を脅迫して委任を取り其私有を勝手次第に左右するならんとの心配なきに非ず實際に於て然るものも多からんと雖ども然らざるものも亦少なからざる可し維新以來百姓町人が四民同等の風に浴しながら尙舊風を脫すること能はずして自から卑屈の本色を現はす者多しと雖ども今日に在て平民社會全體の地位如何を問へば重きを加へたること非常なりと云はざるを得ず故に今女子に不動產所有の權を專

にせしむるも或は自から退て之を專にせざる者ある可しと雖も女性全體の地位は之が爲に九鼎大呂の重きを爲す可きや又疑を容れざる所なり

以上は吾輩の想像論にして固より今日の實際に行はる可しとも思はれず却て世間の耳目を驚かす可きは自から期する所なりと雖ども假令ひ想像論にても其立論の道理に於ては容易に之を破り難く唯今の浮世の習ひに不都合なりとて之を擯斥するに過ぎざる可し是亦我輩の期する所なり左れども人間社會に道理の行はるゝと否とは唯歲月の問題にして苟も理に戻らずして人間に利益す可き事なれば早晩其實施の日に逢ふは疑ふ可きに非ず故に我輩の願ふ所は世間の識者が實施の難易に論なく先づ鄙見に同意を表して實際に行はる可き部分のみの實行を試み例へば妻を娶り人に嫁するときにも至當の約束を定め或は子を生みて之に自家自身の資產を分配するにも細に心を用ひ自から之を行ひ人にも亦之を勸め又政府にても民法の編製等あらば家屋の遺傳分配、夫婦居家私有の權限、結婚離婚の諸規則等今日の實際に大なる妨なき限りは百年の目的を立て一步にても大成に近づくの方向に進まんこと冀望に堪へず西洋諸國にて離婚の法などは最も嚴重にして其民法容易に之を許さず謂れもなく妻を放逐するを禁ずるのみならず假令ひ止み難き事情ある者にても離婚を出願すれば先づ夫婦別居を命じ一兩年も試みて愈調和の見込なき事實を察し然る後始めて離婚の沙汰に及ぶを例とす又離婚の權は夫婦共に同樣にして夫たる者が不身持不品行にして他の婦人に通じ之を家に同居せしむる歟又は外に囲ひ置く等の事ある歟、左なきだも夫が不人情にして妻を家に置きながら棄るが如くするときは其妻は公然離緣を出訴するの權あり固より是等の法は各國一樣ならずして大同中小異なきに非ず其詳なるは西洋諸國の法律書を見て知る可しと雖ども詰る所夫婦の權利正しく平等に位する丈けは明白なる事實なれば彼の國々の婦人が日本の慣行にて離婚の權は夫の一方に歸し三行半の一片紙以て偕老の交際を瞬間に斷絕す可しなど聞たらば其驚き如何なる可きや假令ひ東洋異國の事とは云ひながら容易に之を信せざる程のことならん但し彼の國々にて斯くまでに法律は嚴なれども男女至情の事は人生極秘の內部に屬するものなれば一概に法に依て制す可きに非ず嚴重至極なる法律の下に寬大至極なる自由を存して往往意外の事相を呈することあり學者若し西洋の法律書に質さんとならば能く其邊に心して之を讀むこと緊要なる可し結局品行の正邪は姑く擱き正にても邪にても男女は同權にして一步も相讓らず而して其同權の根本は習慣に由來するものにして法律の成文は唯其習慣の力を援るに過ぎざるのみ

## 第八

女性婚姻の權利を挽回して男子と平等ならしめ其居家私有の權利も確にして必ずしも他に依賴することなきの場合に至らば責任の重きは今に幾倍して心配も亦大なる可しと雖も其心配の大なるは卽ち

快樂の大なる可き原因にして苦樂共に大なるときは心身活潑ならざらんと欲するも得べからず例へば家婦が自家自身の財産を經營して其貧富盛衰の榮辱に任ずるは甚だ大儀ならんなれども良人の家に寄宿して浮沈常ならず今日の玉の輿に乘り明日の路頭に迷ふ者に比すれば其愉快如何ばかりなる可きや又女性の權利さへ挽回すれば夫婦の交情は勢に於て一層の厚きを增さゞるを得ず從來世の男子が妙齡の佳人を愛して夫婦睦き者も其色漸く衰ふれば棄てゝ顧みず之を秋風起ると稱す然りと雖ども秋風の起る何ぞ獨り女子に限らんや男子亦秋なきを得ず故に男子にして他の秋風を厭ふて闇友を棄るならば女子も亦男子の秋風を待て之を放却す可し斯く云へば偕老の間柄甚だ殺風景なるが如くなれども本來男女の交情は單に親愛のみを以て維持す可きに非ず其親愛の中に自から一片の敬意を加へて始めて情を全うす可きものなり世上往々錢を以て妾を買ひ後に之を正室にしたる者が其舊時の玩弄物たるを忘れずして敬意を表するを知らず終に互に情を破りたるの事例は甚だ少なからず故に夫妻室に居て其妻が事情次第にて夫を棄るの權利をさへ握れば實に之を棄るを要せず又男子の方にも固より離婚の權あることなれば双方の權利は取りも直さず双方敬畏の媒介にして其親愛の情を固くする者と知る可し

抑も婦人を輕蔑するは東洋諸國全般の弊風にして獨り日本のみに限らず特に隣國の支那朝鮮等に於て中等以上の家族にては之を幽閉して殆ど戶外に出るをも許さず其酷なるは日本婦人の取扱ひよりも



甚しとのことなれども又一方より其裏面に廻はりて秘密至極の內部を探れば想像外のものなきに非ず例へば朝鮮の士大夫其他良家にて一度び許嫁したる女子は假令ひ未だ婚禮の式を行はざるものにても夫たる者が死すれば寡と稱して再嫁するを許さゞるの慣行なれば寡婦の多きこと日本の比に非ず甚しきは十歲前後少女の時より寡居して生涯を終る者ありと言ふ、此言を聞けば眞に無情にして憐む可きが如くなれども其內實は左まで無情なるに非ず深窓の少寡婦も陌頭の楊柳と共に春風に吹かれて徘徊自から溫氣を催ふすときは傍より竊に其溫度を窺ふて通情の道を周旋する者あり之を殷勤者と云ふ朝鮮にて殷勤者の盛なる恰も一種職業の體を成して其手に依賴するときは男女共に意の如くならざるはなし嘗に少寡婦のみならず秋風起りて寵衰へたる老細君、妻妾閨權を爭ふて劣敗したる者、主公久しく外に在て寒閨長夜の孤眠に倦みたる者等都て殷勤者の花主にして其密會往來甚だ繁多なり但し斯く會合の便ありと雖ども其便を買ふの錢は唯殷勤者に投ずるのみにして當局の男女は固より之を利するに非ず又最初より其相手を誰れと指名するにも非ざるが故に殷勤者の不注意に由り時としては言語道斷なる不都合に逢ひ、双方赤面して退く等の奇談もありと云ふ以上は唯朝鮮國の一紀事なれども亦以て其內情の實を知るに足る可し凡そ何れの國にても名敎正しとは大抵皆外面の一通りにして人生の內部を制するは甚だ難きものなり道德の敎の文面は賣物の掛け直の如し其敎旨の嚴は誠に嚴なれども受

教者が之を半分に聽き又四半分に行ふて以て社會の事情に適し以て人生の快樂を達する其趣は品物を買ふ者が掛け直を半分又四半分に命じて終に之を買取るの情に異ならず朝鮮の如きは儒教主義の掛け直の最も甚しき國なるが故に受教者が之を聽て事實の價を命ずることも亦甚だ低く以て前記の事相をも實際に現はしたることならん然るに我日本國に於ては德川治世の間に名教次第に明にして秩序次第に整齊し其女性に係る教の如き隣國の虚教の如く酷ならずと雖ども中等以上の家族に於ては其教の文字のまゝに之を引受け曾て餘裕なき其有樣は德教の掛け直を云ふがまゝに買取るものに異ならず故に支那朝鮮等の婦人が深窓に幽閉せらるゝと聞けば日本の婦人は遙に自由にして快樂を享るが如くなれども其實は掛け直の高きものを直切ると、言ひ直の安きものを其まゝに買ふとの區別にして掛け直を大に直切るこそ却て幾倍の自由を恣にするものと云ふ可し

右の如く論じ去ればとて我輩は日本の婦人をして支那朝鮮の婦人の淫を學ばしめんと云ふに非ず又我輩は西洋の婦人の活潑にして不羈なるを欣慕して止まずと雖ども活潑不羈に伴ふに放恣專横は時として免かれ難き病なれば其極端の病を擧げて之を慕ふにも非ず西洋諸國女德修らずして往々男子を輕蔑し心身唯頴敏にして然かも內行汚がれ、家事を事とせずして浮世に飄々たるが如きは斷じて日本女性の模範に非ず男子の跋扈を厭ふて女子を跋扈せしむるは暴と暴と相對する者にして尙進で女子の勝





利に歸することあらば卽ち暴を以て暴に易るに異ならず其邊は特に辯解するにも及ばず讀者に於て既に微意の在る所を洞察せられたることならん畢竟するに我輩の志願は男性に向て多を求るにも非ず女性の爲に特に利せんとするにも非ず唯双方平等ならんことを期するのみ人間世界の自由快樂は男女共有のものたりとの一義は爭ふ可らざるの道理ならん又限りあるものを双方に共有して之を此の一方に專にすれば他の一方に減少するとの義も爭ふ可らざるの數ならん然るに今日本世界にて自由快樂は何處に在ると尋れば男性の方に偏重なりと云はざるを得ず試みに世上の風潮習慣を見よ凡そ女子の爲す可き事にして男子の爲す可らざるものとては殆ど絶無にして男子に許されて女子に禁せらるゝものは枚擧に遑あらず前節に云へる財產私有の權利を許されざるのみならず日常些末の一擧一動に至るまでも女子なれば不遠慮なりと咎めらるゝものが男子に在ては磊落なりとて譽められ、女子に醜なるものも男子には醜ならず、就中彼の情を養ふの快樂中に至大至重なる一項を忘却して男子が到る處に花柳の枝を折て酒店靑樓揚々自得すれば女子は深閨に春を空うして再婚の權利をも暗々裏に奪却せらるゝが如きは人事の數の平等なるものと云ふ可らず故に我輩は敢て女子の爲めに特に利せんとするに非ず唯人生共有の快樂を一方に專にすることなくして共に享有して互に分たんことを冀ふのみ例へば再婚の自由にても男子が九十九にして女子が一ならば其の四十九を返却して正しく等分ならしめんと欲す

# 日本婦人論 後編





## 日本婦人論 終

るのみ又我輩立論の本意は今の女性の爲めに代言して男子と權を爭はんとするにも非ず期する所の目的は人種の改良にして今の婦人に依頼して良子孫を求めんとするは結局無益の冀望なるが故に先づ其の心身を活潑ならしめざる可らず之れを活潑ならしむるには其の責任を重くして其の快樂を大にせざる可らずとの大意を述べたるものなり精神を別にすれば人身も亦是れ一種の禽獸のみ試に牝牡二頭の犬を飼ひ其牡は常に之を放て自由自在に逍遙遊戲せしめながら牝をば鎖以て小屋の内に繋ぎ食物こそ與ふれども容易に他の犬に群するを許さず青艸に輾轉するを得ず白雪に戲るゝを得ず剩さへ其孳尾の期をも撿束して自由ならしめず遂に其氣を荒立て其體を衰弱せしめ然る後に其牝犬が偶然の機に逢ふて子を孕むことあらば如何なる性質の者を生む可きや犬を飼ふの術を知らざる我輩にても其犬兒の不完全なるを知る可し犬にして果して然るものならば人類にして何ぞ之に異ならんや經世の識者この飼犬の說を非するなくば速に日本女性の鎖を解くことに盡力す可きものなり

明治十八年七月發兌

# 日本婦人論後編

## 第一

吾〳〵は過ぎし頃より日本婦人論と題して時事新報の社説に載せ世間の人は既に之を讀み給ひし事ならんと思へども此論の文章文字とも少しく四角にして新報讀む人にはよく理會せらるゝも廣く他人へ話しするときなどには不便利もあらんことを恐れ今度は平假名まじりにて平たき文を綴り前の婦人論の後編として世に公にせんとす但し同じ事柄を表裏より繰返して言ふことなれば前編の文と重なる所もあらんなれどもそは記者の才の足らずして筆の拙なき故なりと宥し給はる可し扨前編に婦人は男子と同樣の身分にして同樣の權利を持ち財産身代とて男子と同樣に所有す可き筈なりとの次第を述べ其趣意は誠に合點し易き道理にして疑ふ可きにも非ざれども何分にも幾百年となく男子のみが我儘勝手にして婦人をば有るか無しにしたる國の風俗なれば今吾〳〵の筆をもて道理至極の事を記すも男子に於て不同意を言ふのみならず利益の正面に當る婦人迄も却て新工風を悦ばざる者あるやも計る可らず、こは子飼の鶯が籠を出るを知らず、放れ馬が厩に歸るに等しく一尺の籠狹しと雖ども二間の厩窮

窟なりと雖ども年月摺餌に養はれ飼葉の味に慣れば花に囀り野に驅るの持前は之を忘却して今の眞實の苦痛を知らず、唯淺ましき次第と申すべきのみ、西洋の古き語に自から汝の身を知れと云ふことあり卽ち人として此世にあらば第一自分の身の上を知ること肝要なりとの意味にして例へば今女子がこの世に生れ男子に對して如何なる身分のものなるや之を知らざるべからず、男女格別に異なる所は唯生殖の機關のみ是れとても双方唯その仕組を異にするまでにて孰れを重しとし孰れを輕しとすべからず其外は耳も目も鼻も口も手足の働、臟腑の釣合、骨の數、血の運動等に至るまでも都て體質に微塵の相違なきのみか其心の働に於ても正しく同樣にして男子の爲す業にて女子に叶はざるものなし文明開化次第に進み行くときは女子に職を執るは珍らしからぬ例にして既に亞米利加などにては婦人にして電信の技術其外樣〳〵の職工たるのみならず或は醫師となり或は商人會社の書記又は政府の官員たる者も多くしてその仕事次第にては男子よりも却て用便になることありと云ふ唯日本にては未だこれを試みざるのみ或は試みても婦人は詰り役に立たぬといふか若しも然るならば夫れは婦人の性質に非ずして斯くも婦人を役に立たぬやうに仕爲したる原因あれば其の原因を取除くこそ肝要なるべし如何に無理なる說を作るも世界中等しく人間にして西洋の婦人は役に立ち日本の婦人は然らずとの道理はなかるべし西洋と日本と風俗相異なるが故に婦人の働も相異なりとの事實明白なる上は一日も早く我



風俗を變へて西洋風と爲し婦人も一人前の用を爲すべき工風を運らすは我日本國の男女共に專ら心掛けて勤むべきことなり

左れば男女の釣合は其體質に於ても其心の働に於ても異なる所は更になくして正に平等一樣のものたるは爭ふ可らざるの事實ならん人は萬物の靈なりと云へば男女なくしては國も立たず家も立たずと云はゞ、女子なくしても亦國家あるべからず、孰れを重しとし孰れを輕しとすべきや吾々の目を以てすれば何樣に見ても其間に輕重貴賤の差別あらんとは思はれず或は支那の儒者流にて男女を陰陽に喩へ男は陽にして天なり日なり、女は陰にして地なり月なりとて一方は貴く一方は賤しき者のやうに說を立て之を自然の道理として怪しまざるもの多しと雖も本來陰陽とは儒者の夢話にして何も取留めたる者あるに非ず數千年前無學文盲の時代に天地間の萬物を大略見渡し何か似寄りのもの二個ありて其一つの物が強く盛に見え、相手の一つは弱く靜に見ゆれば此れは陽なり其れは陰なりと勝手次第に名を附けたることなり例へば天地を見れば天井と疊との如く似寄りのものにして一方は低くして足もて踏み、一方は高くして手も屆かず故に天は陽なり地は陰なりと云ひ、日月共に圓くして光り一方は熱くして大に耀き、一方は耀けども少しく暗し、故に日は陽にして月は陰なりと云ふ位の事にして今日より考れば小兒の戲言たるに過ぎず畢竟陰陽に附き定まりたる徵はなけれど

も先づ心の中に二樣の考を畫き置きて己が了簡にて是れは少し優りたるものと思へば陽の部に入れ、夫れは聊か劣りたりと思へば陰の部類に入れ、夫れより樣々の說を作りて戲言を賑かにするまでの空論なり故に男女を見ても固より陰陽の區別あるべからざるのみか其陰陽てふものさへ本來空物なればなんとして男女に如何なる徵もあらざれども儒者の流儀の學者が婦人を見て何となく之を侮り何となく男子より劣りたる樣に思込み例の如く陰性として己が腦中にある陰の帳面に記したるものなり婦人こそ誠に迷惑至極の譯にして緣もなき天地日月を持出して陰性など云はるゝは儒者の無學文盲に強ひらるゝ者と云ふべし吾々がいま戲に說を作り婦女子は華美にして賑なり金玉の光明は日月星晨の耀くが如く顏色の秀たるは春の天に花の爛熳たる者に似たり、男子は美ならざるに非ずと雖ども婦人に較れば何となく內端にして靜なりその武骨なるは枯木の如く、動かざるは大地の如し故に婦人は陽にして天と日に擬へ男子は陰にして地と月に象ると云はゞ是亦一說として通用せしめざるを得ず陰陽論の無條理なること斯の如し迚も是等の戲言を今日に用ひんとするも文明世界に許すものはなかるべし

## 第二

前の論の末段は少しく戲に似たれば今また本の眞面目に立戻りて何故に日本の男子が女子を粗末に取扱ふかと一通り其說を聞て其無理なる次第を述べんとす女大學に云く

凡婦人の心樣の惡き病は和ぎ順はざると怒り恨むと人を謗ると物妬むと智惠淺きとなり此五の病は十人に七八人は必ずあり是れ婦人の男に及ばざる所なり自から顧み戒めて去るべし中にも智惠の淺き故に五疾も發る女は陰性なり陰は夜にして闇し故に女は男に比るに愚にて目の前なる然るべき事をも知らず又人の誹るべき事をも辨へず我夫我子の災となるべき事をも知らず科もなき人を怨み怒り呪咀ひ或は人を妬み憎みて我身ひとり立んと思へど人に憎まれ疎まれて皆わが身の仇なることを知らず最はかなく淺ましく、子を育れども愛に溺れて習はせ惡し斯く愚なる故に何事も我身をへりくだりて夫に從ふべし古の法に女子を生めば三日床の下に臥しむと云へり是れも男は天に假へ女は地に象るゆゑに萬の事に付きても夫を先立てわが身を後にし云々

此文の眼目とする所は婦人に限る五の病を擧げて斯々なるが故に婦人は男子にくらべて劣るものなり、劣るが故に男子の言ふがまゝに從ふべしとの趣意なり成るほど男子をして婦人の心樣を診察せしめたらば病に相違なかるべし男子の心樣になき病症も發るならんなれどもそも〳〵其病の原因は何れの邊より來りしものなるやと尋れば吾〳〵は矢張り儒者流の敎の內に在りと云はざるを得ず今その敎を寫したる女大學全部の大意を擧れば凡そ左の如し云く女は朝早く起き夜おそく寢て晝寢は無用なり酒も茶も多く呑むべからず歌舞伎小唄淨瑠理などは一切見聞すべからざるのみか年四十歲になるまで

は人の群集する宮寺へも行くべからず又夫の朋友其外年若き男へは容易に言葉をも交ゆべからず度々親の方へも行くは宜しからず況んや他人の家に於てをや夫の許なければ何方へも出ることは無用にして文通も相成らず、饋ものも相成らず、又女の身の衣裳は穢ずして潔ければ夫れにて十分なり染色模様など時めかして人の目に立つは甚だ宜しからず又婦人は別に主君なし夫を主人として都て其下知に従ひ聊も叛くべからず女は夫を以て無上の天として崇め尊ぶべきものなり又女の七去は舅姑に順はざれば去り、子を産まざれば去り、姿氣深ければ去り、惡しき病に罹れば去り、多言なれば去り、盜む心あれば去るとて夫の自由自在に之を追出すこと甚だ易し又婦人の淫亂は斯く嚴禁なれ共男子の方は至て便利宜しく妾は幾人にても差支なくして是れは淫亂の部類にあらず故に男子の淫亂とは本妻も妾も十分に備はりたる尙その上に言語道斷なる振舞ありて始てこれを浮亂と申し少しく不都合なれども是れとても彼の七去の權力は男子の一方に掌握して婦人の方には一去の權なければ假令ひ夫が淫亂なるも之を去る事の叶はざるのみか、これを怒り怨むことさへ禁制にして努〳〵嫉妬の心を發すべからず唯顏色を和らげ聲をやはらかにしてこれを諫るの一法あるのみ

以上の教に從へば婦人は起臥も自由ならず、飮食も自由ならず、歌舞伎鳴りもの等の樂も差留められ、衣裳を着かざる事も叶はず、家の外に出ることを禁じられ、人に附合することを妨げられ、尙その上にも夫の氣向次第に何時離別せらるゝやも計り難くして一家の世帶を持つとは申しながら其身の上の不安心なるは薄き氷を踏で深き淵を渡るが如し首を擧げて男の世界を仰ぎ見れば恰も主君の位を以て威張り通し、內も外も己が意の如くならざるはなし誠にうらやましき次第なり今男子の申す通りに任せて婦人は男よりも遙に劣りたるものとするも人間には相違あるべからず苟も人として人並の精神あれば苦痛に逢ふて安樂なりと思ふことは出來難かるべし男子の口にも婦人の口にも苦子は辛くして砂糖は甘し、故に婦人が如何に辛抱して此の憂き苦界に堪へ忍ぶも欺くべからざるものは天然の道理にしてその心樣の何時となく橫樣に捻るゝも怪しむに足らず時としては和らぎ順はざることもあらん怒り恨むこともあらんなれども其本を尋れば男子の方より無理を仕向けて正しく其結果に生じたる者なれば不思議なる事にあらず然るに事の本をば吟味せずして唯其人を咎るとは何と法外千萬ならずや馬を飼ふて粗末に之を取扱ひ自然に意地の惡るくなりたるを見て此馬は惡馬なりと云ふに異ならず意地の惡るきは馬の性質にあらずして飼方の無情なるより出來たる禍なり又世の中に繼母と繼子との不和なる者少なからずしてる者に限りて其天性不順なりとの約束はあるべからず母子相對して何れか先きに働くと尋れば幼少なる子は無心にして善惡ともに母の方より仕向るものなりと答へざるを得ず左ればにや世間の人も繼子

を惡ますして繼母を咎るもの多し然るに今男女相對し善惡ともに働きを仕掛る者は男子にして遂に女子の心樣を今の如くに仕込ながら其罪、女子に在りとは受取り難き話ならずや世の中の男にして馬の飼樣を心得又繼母繼子の評論して誤らざる者ならば廣く婦人に對しても考る所あるべきものなり

## 第三

世間普通の教として婦人の淫亂なるを咎め其嫉妬を戒しむること甚だ行屆たり人として淫亂なるは甚だ宜しからず又悋氣深きも隨分見苦しきものなれば男女ともに愼しむべきこと吾〳〵に於て勿論異議なしと雖ども此事に付て唯婦人ばかりを丁寧に戒しめて男子をば忘れたるが如くするは何ぞや、そも〳〵是れには深き由緣のあることにして古より世の人の言はざる所なれども吾〳〵は今男子のためには些と氣の毒ながら事の內幕を明さゞるを得ず元來儒者の教と云ひ又この教を翻譯したる日本の女大學などにても其作者翻譯者を尋れば何れも皆男にして此男は同時代一國中の男のために便利なる工風のみを運らして女の不便利には少しも頓着することなく思ふさまに教を定めたるものにして之を喩へば下戶の相談に酒屋を擯けて餠屋を呼び上戶の集會に酒宴の發議多數を得るが如し銘々の勝手次第に片落なる法を立るは是非もなきことなれども暫く心を靜にして考れば人の情慾は男女ともに少しも異なるところなくして嫉妬の念も双方ともに深淺なきのみか男子の方は幾千百年となく不行狀に慣れて殆んど其天性の如くなりたるが故に今少しく之を取締て不自由を見せたらば其嫉妬は如何ばかりなるべきや恰も飢たる虎の猛るが如く其亂暴は思ひやられて凄じ中〳〵以て淸姬日高川の比類にはあらざるべし今日諸方の新聞紙を見ても遊廓が繁昌するとて之がために世間の家內にて婦人が大に亂暴したりとの話は少なけれども何れかの家に男子が跳り込み乃物もて婦人を害したり其原因は男子が其婦人の云々を邪推し逆上して右の始末なりなどゝは毎度聞く所にあらずや男子の性急にして嫉妬深きこと或は又これを評して執着獅子の發狂し易き者と云ふも可ならん今試に女大學の文をそのまゝに借用し唯文中にある男女の文字を入れ替へて左の如く記したらば男子は難有くこの教に從ふべきや其覺束なきは吾〳〵が殊更に言はずとも日本國中の男女とも等しく心に合點する所ならん

男は嫉妬の心努〳〵發すべからず女淫亂ならば諫むべし怒り怨むべからず妬甚しければ其氣色言葉も恐ろしく凄じくして却て婦人に疎まれ見限らるゝものなり若し婦人に不義過あらば我色を和らげ聲を雅らかにして諫むべし諫を聽かずして怒らば先づ暫く止めて後に婦人の心和らぎたるとき復諫むべし必ず氣色を暴くし聲をいらゝげて婦人に逆ひ叛くことなかれ

日本の男子に命じてこの教を守れと云はゞ必ず大不平にして箇樣に窮屈なることなれば此世に生れたる甲斐なしとまで憤ることならん左れども男にして生れ甲斐なければ女の身に取りても亦甲斐なし

世に生れたる甲斐なき者は死人に異ならず己れの身には堪忍すべからざる教を定めて他人に向ては堪忍せよと命じ遂には之を死人同様に取扱はんとす無情も亦甚しきものと申すべし、淫亂嫉妬は固より宜しからず誰れも知る所なれどもこれを戒しむるに當り唯婦人ばかりの身に嚴しく打てかゝりて男子の方を無罪放免にするこそ奇怪なれ、人の說に男の心は洒落にして客氣の念深からずなど云ふ者あれども是れは大なる間違にして其内實を申せば男子が獨り淫亂を恣にせんとして婦人を妬むが故に其淫亂を戒しめ又己が淫亂なるに付ては婦人の嫉妬を面倒なりと思ふが故に其嫉妬を戒しむるものにして取りも直さず男が手作りの教を以て己が自由を逞うするの工風は巧なりと云ふべし或は少しく差扣へて無理に或る人の說の如くにしたらば今の男子には客氣の念うすきやうに見ゆる所もあらんなれども實は其念なきにあらず男こそ客氣の家元なれども種々樣々の工風を以て婦人を縛付け今は誠に安心の場合に至り客氣すべき種さへ乏しくしておとなしく見ゆるのみ犬も飼放しにすればこそ喰付く恐れあれども縛付けたる犬に向て誰れか用心する者あらんや今の婦人は既に已に縛付けたり男に嫉妬の念少なきも謂れなきにあらず卽ち其嫉妬の不用になるまでに至りしは男の無情極まるの證據として見るべきものなり吾〳〵は今この無情無理を論じ破るに必ずしも耳新らしき西洋說を用ひず儒者の教を示してその自から破れんことを望むものなり所謂聖人の教に恕といふことあり恕とは心の如しとの二字を



一字にしたる文字にして己れの心の如くに他人の心を思ひやり己が身に堪へ難きことは人も亦堪へ難からんと推量して自から愼しむことなり誠に申分なき聖人の教にして吾〳〵も固より感服いたすなれ共此聖人の教を段々に世の中に推し弘めて扨婦人の心得方を承はれば男には迚も出來難き難業苦業をして女に申し渡したるは如何なる譯ならんか男女の間柄に恕の道とては少しも行はれざるが如し畢竟するに古の聖人も男にして其道を傳ふる後世の人も男なるが故に男の多數に事を決して婦人の事は之を忘却し恕の道をも唯男と男との間に通用せしめて婦人の微弱にして理非ともに柔順なるは我れに至極便利なれば他の男子も亦必ず我れと同樣に之を便利なりと思ふことならんと己が心を以て他の心を推量し至極都合よき教を弘めたるものならん婦人こそ誠に迷惑至極にして貴き聖人の教なる恕の字の功德をも男子に專にせられて却て其禍を被る者と云ふべし男子が婦人に對して既に恕の一義を破るときは何事か爲すべからざるものあらんや啻に男女情合の事のみならず財產の權柄も男子の手に握りて婦人は雇人に異ならず交際の權柄も男子の專にする所にして自から主人と名乘り表の座敷奥の閨より臺所の隅に至るまで一家の唯我獨尊にして少しく其權限を犯すものあれば小にしては家内の不都合と云ひ大にしては世の中の妨害と云ふ或は吾〳〵が過日以來の日本婦人論に付ても不都合なり妨害なりとて不平を鳴らす人もあらんなれども其人は必ず男子にして其不都合と妨害の箇條を計へ上げ又煎じ詰

めてよく〳〵吟味するときは誠に氣の毒ながら男子の身に不都合にして己がわがまゝを妨げらるゝと云ふに過ぎざるべし左れども家は男ばかりの家にあらず國も亦男女共有寄合の國なるを如何せん吾々は今の日本男子に向て無理を歎願するに非ずむかしの世から氣儘にしたる男子のことなれば今俄にこれを取締めんと云ふにもあらず妻を亡したらば直に再緣も宜しからん本妻一人にて不自由もあらば誠に申しにくき事ながら極〳〵内證に妾も無據ことならん又或は妙な天地の春に浮かれて花に戯るるも一興ならん實に男女の事は容易に人の論ずべき者にあらず既に米國の或る地方にはモルモンの一類さへ繁昌する世の中なれば吾〳〵とても人情を外にして石の如く金の如く偏窟論を申すにはあらざれども男子に不自由なるものは婦人にも不自由ならざるを得ず、男子に内證あれば婦人にも内證あるべし、男子が春の花に戯るれば婦人も亦秋の月に遊ぶの興あるべし堅固なること金石の如くなるも洒落なること流水の如くなるも其は男子の思召し次第に任せて（其議論は他日に讓り）金石流水ともに男女一樣なれば夫れにて滿足なり是れ即ち吾〳〵がむづかしき事を云はずして古來我國人の耳に慣れたる恕の字に註解を下し其教を男女双方に通用せしめんと願ふ由緣にして男子の欲せざる所を婦人に施すことなければ吾〳〵の心願成就したるものなり

## 第四

これまでは頻りに女大學の文句に付て夫れ是れと論じたれども是れは所謂德教の文にして世間一般この文句の通りに事の行はる可きにもあらず前編にも云へる如く聖人の教は賣物の掛直同樣にして實にこれを買ふものは半直にも三分一にも直切ることなれば今の世に女大學の文句を其まゝに守る者もあるまじ唯一通りの御大法にして吾〳〵とても御大法の一字一句を證據にして喧嘩がましく議論するは近頃おとなげなくして却て恥入るが故に女大學の文句論は是れきりにて止めにいたし女大學のみならず都て聖人の教の精神を以て人の心を動かし世間の風俗を成し動もすれば人の口の端に發して又實の事に行はるゝ所のものを拾ひ上げて聊か婦人の身の有樣を說き其不幸を救ふて以て日本國人の家の繁昌のためにし又國の勢力のためにせんと欲するものなり

世間の習慣として婦人を輕しむるの第一に劇しき言葉は妻を娶るは子孫相續の爲なりと云ひ其言葉の勢を察するに釜を買ふは飯を炊くがためなりと云ふが如し左れば飯さへ炊かざれば釜は買ふに及ばず、子孫さへ求めざれば妻も亦不用なりと云はざるを得ずそも〳〵夫婦家に居て互に相助け又相助けられ相親しみ相愛して人間の快樂と幸福とを享べき天然の約束をば何とも言はずして唯一口に子孫相續のためなりと言放したるは即ち僞の始にしてこれより諸の惡事由て來るべからざるものなし子を產むの妻は飯を炊くの釜に異ならずと云へば即ち一種の道具にして飯の出來ぬ釜を棄つべきなれば子な

き妻は去るべし、或は釜の代りに鍋もて飯を炊くべきなれば妻の代りに妾を召使ふも可なり又は臺所に釜は一つにても鍋の多きを厭はざれば奥に本妻一人にして妾は幾人も差支あるべからず畢竟人の身體を道具として視るものなり此思想よりして今日世間通用の言葉に腹は借物と云ふことあり其故如何と尋るにこの世に生るゝ子は本と父の子にして母の子にあらず今年の米は去年の米の種子より生じたるものにして地より出來たるものに非ず土地は唯借物なりとの意味ならん無學文盲も亦驚くべし人身窮理の吟味に生殖の道理を窮て子の種子は男女孰れの方に在るとも決すべからず卵は女體に潜みて精液は男體に在り精液獨り子となるべからず卵も亦獨り化するを得ず双方相接して子を成し是より母の體内に宿りて其胎子を養ふものは母體の血液なり其機は神妙不思議にして人智を以て知るべからずと雖ども働の姿を喩へて云へば銅に亞鉛を交へて眞鍮となるが如し銅と亞鉛と孰れを母とし又父とするも差支なけれども兎角この二品を鎔して一つに混和せざれば眞鍮は生ずべからず左れば此眞鍮は銅を臺にして之に亞鉛を交へたるもの歟、亞鉛を本にして銅を交へたるもの歟、言葉の用ひ樣にて孰れとも定め難し如何に無理なる說を作るも眞鍮を作るの本は銅にして亞鉛は借物なりと云ひ又は亞鉛が本にして銅は借物なりと云ふ者はなかるべし若しも斯る無理說が通用するものとして子を生むに母の體は借物なりと云ほゞ之を逆にして父の體を借物と云ふも否と答ふる言葉はなかるべし或は此眞鍮の喩を



止めにして世の人の考ふる通りに男體は米の種子の如く女體は地面の如しとするも種子が地面を借りたるか地面が種子を借りたるか裁判を下すべからず論より證據を擧げて示さんに生れたる子の骨格性質細かなる所に至るまでも父に似たり又母に似たり遺傳の病、母より傳はるは父に受るに異ならず眞實正銘父母の骨肉の一部分にして正しく平等に分れたること疑もなき事實なれども之を知らぬ顏して腹は借物など云ふは唯婦人を無きものにせんとするの口實たるに過ぎず野蠻無學の世ならばいざ知らず今の文明世界には無益の空論にして之を許す者はなかるべし

右の如く腹は借物なりと云ひ妻を娶るは子孫相續のためなりと云ひ遂に子なき女は去るとまで聲高らかに世間に唱へて怪しむ者もなく男子は其靜なるを好きことにして公けに不品行を犯して人に隱しもせず妾を召抱へ又これを取替へ容易に妻を娶りて容易に離緣するなど勝手次第なる者ありと雖ども頓と世の中の評判にもならざるは卽ち前に云へる如く婦人の身體を道具と視るの惡風俗より起りたる次第なれども然りと雖ども婦人も亦是れ人間なり其萬物の靈たるや男子に異ならずして無情無心の道具にあらざれば斯る場合に當りたる妻の身となりて如何なる心地すべきや敢て去らるゝを悲しむにあらず、妾の多きを妬むにあらず假令ひ夫が妾に戲るゝも我が身が去られ又殺さるゝも其は夫の淫亂無法にして我が身は淸淨潔白なれば命を棄てゝ天地に恥る所なし卽ち萬物の靈にして人の人たる徵なれ

ども我が生れ得たる身分にくらべて厘毛の輕重なき彼の男子が斯る思想を抱きて斯る振舞に及びし由緣の其本を思ひ廻はせば遺恨に堪ゆべからず貴き人間の身體にして道具と視らるゝは恥辱の限りにして人たるの榮譽面目は最早や廢れたるものなり榮譽を奪はるゝは死するに若かず斯る場合に臨みては假令ひ命を失ふとも心を金石の如く堅くして男の我儘を防ぎ止むべきものなり

## 第五

母の腹は借物にあらずとの道理は前に陳べたる通りにて明白に分りたることならん卽ち父母の間に子が生るれば其子の半身は母に受け半身は父に受け全く父にも同じからず又母にも同じからず一種その間の者たること前の比喩にも云へる如く銅と亞鉛と混じて眞鍮を生じ鉛と安知謨尼と合せて活版地金となるに異ならず既に眞鎭となり活版地金となりて見れば銅にもあらず亞鉛にもあらず安知謨尼にもあらずして其中間一種のものなり又この眞鍮に活版地金を合せたならば更に一種の金を生じ混和物の數はいよ〳〵多くして其物の割合はいよ〳〵少なかるべし人間の子孫相續の道理も之に異ならざれば今假に銅と安知謨尼を男子とし亞鉛と鉛を女子として系圖を作れば

男安知氏
女鉛氏　娘　お活
女亞鉛氏
男銅氏　悴眞鍮太郎　悴新太郎

腹は借物にあらざること眞實にして世間の人も之に反對するを得ずいよ〳〵以て閉口したらば此新太郎は誰れの子孫と申すべきや母のお活は安知謨尼と鉛と五分づゝにて生れ、父の眞鍮太郎も亦亞鉛と銅と等分にて出來たる者にして其等分五分づゝの間に生れたる新太郎なれば祖父祖母四人の孫にして母と父と二人の子なりと云ふの外に言葉はあるまじ其骨肉の出處を求めて割合を勘定すれば安知謨尼、鉛、亞鉛、銅の二分五厘づゝにして活版地金と眞鍮との五分づゝを受けたる人間なり明白至極の事實にして疑も議論もあるべからざる筈なるに不思議なるは古來世間の習慣に家と申す名を作りて其家は男子より男子に傳はるものと定め女子は相續の數の內に入らざるもの、如くにして家に男子なければ他家の子を養子として家の娘に妻はせ、娘もなければ男子女子ともに他人を入れ眞實の血統は斷絕しても家名さへ續けば安心する風なるが故に例へば右の系圖にある新太郎も其家の名が安知氏なれば幾代を經ても安知の家と稱して女子は其の血統相續の中に計へられず數代累なる間には先祖の血緣は薄くなるのみか全く斷絕して跡形なきに至りても唯男子を求めて家の名を傳ふるが如き是なり女子の身に取りては大なる不利益にして其不幸譬へんにものなし大家のひとり娘にて父母の亡き跡には家も藏も金錢も自分一人のものたるべきに態〳〵入壻を求めて之に身代を渡し其身は遙に之にへりくだりて夫に事ふること主君の如くするは取りも直さず己が身代を他人に進上して之を落手せられたる御禮

として御奉公仕るに異ならず不幸の甚しきものなり勘定の大間違なりと云ふべしそも〳〵此大間違の本を尋るにむかし封建の時代に武士が何か功名手柄して知行を貰ひ又何とか爵位格式の名を付けられるれば其名も其知行も子孫に傳へ如何なる愚人にても又病身者にても男子にてさへあれば父の家を相續して父の如く知行を取り父の如く威張る風俗なりしが故に一家内は唯主人の公務大切とのみ言囃して之を貴み崇め主人も亦大に得意になりて自分が公用を務むればこそ家内共も安樂に衣食するに非ずや妻と云ひ子供と云ひ實を申せば厄介至極、たゞ相續の長男一名に控の次三男あれば他に求る所のものなし妻なり娘の子なり固より無くて苦しからず之を養ふは主人の憐愍なりと云はぬばかりの劍幕にて其實は人情に背く僞なれども武士は喰はねどたか楊枝とでも云ふべき痩我慢を張り遂に日本國中士族一般の家風を成して其風俗賤く平民の間にも行はれ無益にも唯婦人を粗末にするを以て男子の榮譽の樣に心得、内心には左まで思はぬ事にまでも之を荒々しく取扱ひ之を侮り之を輕しめ甚しきは他人への愛相に我妻を叱りて見せるなど實に癲狂の沙汰なれども僞の世には僞を貫き斯る癲狂を見て彼の家は家法嚴重なりとて癲狂の擧動に感服する癲狂も甚だ少なからず以て大間違の世の中とはなりたるものなり數千百年の習慣にて實に以て言語道斷、手も着けられぬ有樣なれども今日は是れ封建の世にあらず槍先きの功名を以て百年の榮華を保つべきにあらず一代の夫婦にて一代の家を興し系圖も夫婦の系圖にして財産も夫婦の財産なれば双方力を協せて生涯を終るべし之を偕老同權の夫婦とは申すなり或は男子が政府の役人などになれば何となくむかしの武士めかして家内の見る目にも貴き樣に思はるれども役人とて身の働を以て月給の金を取ることなれば普通の營業に異ならず況して其他の農家商家等に於てをや家の男子が營業すればとて何ゆゑに其妻子に誇るや一家の事は男子のみにて行届くべきにあらず今の日本の婦人には藝能乏しくして世事の間に合はぬものも多しと雖ども無藝無能は男にも珍らしからず兎に角に今の婦人のまゝにしても家の内に男子ばかり居て營業に差支なきや否や、婦人は果して厄介ものにて無くて苦しからぬ者なるや否や、若しも差支ありと云ひ、無くて不都合なりと云はゞ男子の業は婦人と共に營むものにして一人の業にあらず卽ち家の營業にして其家は男女寄合のものなれば如何なればとて男子一人をして權威を專にせしめ婦人を取扱ふこと下女同樣にせしむるの道理あらんや若しも男子が無理に威張りて野鄙なる言葉を用ひわが妻は召使ひの下女に等しと云はゞ婦人も亦止むを得ず之に答へて夫を下男と稱し之を召使ふて働らかしむる者なりと云ふべきなれども左りとては人間交際の禮にあらず、夫婦家に居るの道にあらず、男女相親しみ相愛するの情にあらず、苟も禮を知り道を辨へて人情ある者ならば家事を取扱ふの權力は夫婦平等に分配して尊卑の別なく財産もこれを共有にするか又は其私有の分限を約束するか模樣次第に從ひ兎に角に家は其時に

當る夫婦の家として相互に親愛し相互に尊敬すること人間の本分なるべし彼の封建の時代に先祖の家筋を大切にして無理に男子の相續を作り之が爲に婦人を無きものにしたる風俗は今より以後除き去るべきものなり

## 第六

吾〳〵が日本の婦人の事につき彼れ是れと議論すれども固より婦人の代言人を勤めて無理にも男子と爭はんとするにあらず實は男子のために考へても婦人を一人前の人にするは甚だ利益あることにして家に在りては一家のため、國に在りては一國のため恰も一倍の力を增さんとするの趣意にこそあれ、一家に夫婦二人暮しと云ふと雖ども其婦人は有れども無きが如くなれば家のためには唯一人の力あるのみ之を廣くして日本の人口三千七百萬人の內より役に立たぬと云はるゝ女子の數千八百五十萬人を引去るときは人口は半分に減じて國を支ゆる力も唯半分に止まるべし斯く婦人の弱くなりて智惠も身體も男子に劣り家のため又國のために賴甲斐なきのみか其の身體の弱ければ子は產めばとて其子も亦大夫丈なる者は少なし自然に日本國中の人の種を悪しくして遂には世界中に日本ほど人の骨格の微弱なる國はなしと云はるゝまでに至るべしとは淺ましき次第ならずや皆是れむかしより婦人を苦しめたる報なれば家を思ひ國を思ふて後世子孫の有樣を恐るゝ者は篤と勘辨いたす所なかる可らず



前編にも云へる如く今の婦人には自分の財產もなく又家もなく云はゞ男の家に寄留すると同樣の者にして是れと申す心配なきが故に智慧を增すの道あるべからず廣く世間の人に附合ひ又金錢等の事を心配すればこそ智慧の働も甲斐〳〵しくなるべきなれども生れて死するまで附合もせず金錢も取扱ふたることなき者に何として世渡りの智慧あるべきや其無智を咎むるは山家の人に向て海を泳げと云ふに異ならず若しもこれを泳がせんとならば先づ海を見せて之れに慣れしむること肝要なれ（この事に付ては前編に論じたるが故にこゝには悉しく言はず）又德川政府の太平長く打續きたるに就ては世の中の萬事萬端よく治まり人の行儀作法身持の事に至てひ家に閉ぢこめられてなにひとつの樂みなきのみか女の身に大切なる緣組の事さへ自由ならず前に記したる女大學の正寫しにまで至らざるも現在唯今、中以上の家風を見れば女子が生れて年ごろになり好き緣談とて父母の仰せに任せ他人の家に嫁りてもその夫が無情無分別の男なれば詮方あるべからず里に歸りて斯くも歎くも兩親はなか〳〵聞入るべき樣子もなく泣く〳〵我家へ立戻りて憂き歲月を送り、果ては半死半生の病人となり何を見聞しても面白からず何を飮食しても旨からず鬱々として一生涯を終るこそ哀れなれ元來男女の間柄は最も秘密にして假令ひ命を失へばとて他人へは語るべからざる處に好不好の情實あるものなるに父母の不了簡か又は鄙劣なる心よりして或は重緣の好を尙かさね

んとて年齡の不釣合なるにも拘はらず娘の緣談を親類に求め或は富貴の家より緣談を申込むことあれば先方の男子は馬鹿にても不具にても好き家柄なりとて無理に娘に說き勸め否と答れば我儘者なりと叱り付くるが如きは我子の緣談を餌に用ひて父母の利益を釣る者と云ふべし世の中に娘を娼妓となし又は妾奉公に出すは最も恥る所にして義理を辨へたる父母なれば成る丈けこれを避けんとこそする中に表向の緣談なればとて當人の氣の進まざるものを强るは其實これを娼妓に賣るに異ならず無殘至極ならずや女子滿腹の憂愁は實の父母に語るべからず況や舅姑に於てをや獨りの胸にもの案じするのみにて其顏色も何となく晴々しからざれば夫も亦これを見てます〳〵面白からず遂には內を外にして外の春の花に戲れ或は其花の枝にからみて身を傷ひ家を破りたるの例は古來今の世間にも珍らしからず其成行を見るに女子の不幸は申すまでもなくして男子に取りても何の益する所なく唯いたづらに此世の不愉快を增すに足るべきのみ、又或は斯くまでの不始末に至らずして夫婦の居合いま一段宜しく世間並の家の主人と稱する男にても其妻との間柄は君臣主從に異ならず夫の出入に妻は送り迎へして恭しく禮を盡せば妻の外出に夫は唯その行く先きを言上せしむるのみにして之を見向きもせず（蓋し男子の尊くして夫婦有別の敎に從ふものか之を傍觀して可笑しきほどに嚴重なり）夫は出るに其行く先きを告げず其歸るも亦時ならずして留主する妻は食事の時刻さへ延ばして之を待ち餘り歸りの遲けれ

ばとて心ならずも支度して淋しく獨り膳に就き無言の晚食もそこ〳〵に跡片付けて一間の中、冬の夜深けて夜廻りの聲もろともに戶を敲き歸り來りし夫を見れば微醉の顏色、今朝より其在りし處、又其の次第を尋れども唯一口に御用にてありしと云ふか又は集會の酒宴と答ふるの外なし竊に案ずるに主人が世の中の事に付き至極得意の時もあらん又は大に仕損じてちゞに心の亂るゝ時もあらんなれどもまさか婦人には明し難しとの考にて善惡とも之を告げず如何なる事の降り來りても汝等の知る所にあらずとて一切これを別ものにして近づけざるは古人の敎に婦人の言を聽かず又婦人に事を謀らざるの趣意にてもあらんか成るほど嚴重至極なる有樣にして男子は立派なれども婦人の身に取り不平なくして居らるべきや西洋諸國にては婦人が內外の事に付き夫の相談に預るのみならず唯の一度の食事にても夫が謂れもなく約束を違へて同食せざれば大不平なりと云ふ今の西洋人が尙ほいまだ我國の事情を知らざるこそ幸なれ若しもこれが公けになりて彼の婦人の眼を以て事の內實を見たらば日本國は婦人の地獄なりと評する者あるべし古來日本の婦人はこの地獄に慣れたりと申しながら等しく天地の間に生れたる者にして人情に東西の別あらざれば心中の憂愁と不平は外にこそ現はれざれども內に鬱々として日本國中に充滿するや疑あるべからず古言に王者興らんとする時は其地方の天に紫雲靉くと云ふ英雄の德義內に盛なれば外に發して天文にも現はるゝとの意味ならん若しもこの王者の德義が紫雲

となりて現はるゝならば婦人の憂愁不平は黑雲となりて日本全島の天に飄き然かも其雲色の最も濃き處は中等以上の家の邊に在るべきなり

## 第七

男子が獨り横柄にして婦人を苦しむれば其苦しむ者の不幸のみならず詰り男子の方に於ても片腕の力を失ふものにして國のためにもならず、家のためにもならず唯いたづらに國中に憂愁と不平とを多くして自から弱くするまでのことなりとの次第は前の一編に其大意を陳べたりしが今また手近き事實の例を示して尙ほこの意味を明にすべし家の主人が威張るときは其押出しは甚だ美なり主公の威張るを見ざれば何ぞ男子の尊きを知らんとでも云ふべき景色にて其威光の燿くほど尊く見ゆれども男子の威を以てするも如何ともすべからざる者は壽命にして殊に夫婦の年は大抵五六歳乃至十歳ばかりも違ふ習慣なれば氣の毒ながら夫は妻子を後にして先きに冥土へ赴かざるを得ず夫れも極老の上のことなれば先づ思ひ殘す事もなかるべけれども不幸にしてこの男が中年に死亡することもあれば其時こそ平生の罪業應報の日にして因果免かれ難し跡に遺る者は若き寡婦と幼少の子供ばかりにて一家は眞の暗に異ならず家に餘財あるか、借財あるか身代の帳面さへ不分明にして貸したるが如く、借りたるが如く、存じも寄らぬ處より掛合に預りて先方の言を聞けば我が住居の地面家屋は既に抵當になりて近日明渡しの期限なりと云ひ又この方の帳面を見れば誰れへの貸金何ほどゝありて之を催促すれば其は帳面の間違ならん此借用證に對しては貸主の存生中に認めたる返り證文ありて件の如しなどゝて迚も婦人小兒の手に叶ふべき事にあらざれば先づ以て親類緣者か又は先代の朋友に依頼して死後の始末の相談會を開き寡婦殿は家の內を掻きさらへ金錢出入の帳面は勿論、貸借の古證文、新證文、地券、公債證書、年賦濟口の通帳より他人と往復の手紙案文等凡そ主人の生前に極秘極密として家內の者へも見せざりし書類をば二重錠の用箪笥より引出して相談の席に披露し自分には一切分らぬ事に付き何分にも皆樣方御相談の上にてよろしくお頼申すと言ふの外なし不始末至極ならずや夫の死後を承けたる寡婦は取りも直さず一家の主人にして子供の世話も一手に引受くべき身分なるに主人にして自分の家の貧富を知らず、貧富を知らざれば苦樂も知るべからず唯他人の差圖にて豐なり樂なりと云はるれば有難しとて悦び、貧なり苦なりと嚇さるれば恐入りて悲しむのみ其有樣を喩へて云へば現に自分の身體を風呂の湯に浸しながら自分に加減を知らず側より熱しと云へば熱しと覺え、ぬるしと云へばぬるしと思ひ、他人の差圖次第にて泣きつ笑ひつする者に異ならず死人若し心あらば此不體裁を見て快きや否や必ず草葉の蔭にて愉快なりとは思はざることならん尙不愉快なりと申すは彼の親類朋友等が家政取調の序に入らざる事にまで喙を差入れて家內子供に差圖し或は生前秘密の書類などなぐさみ半分に

披見し其時の事情をば知らで書面の文字のみ讀み下し當家の先代も存生中には云々なりしかな、始めて合點ゆきたりなど、竊に嘲り笑ふこともなしとすべからず死後とは申しながら殘念至極ならずや凡そ今の人間世界の智慧と德義との位に居る限りは人として誰れか秘密なからんや唯其外に現れずして奇麗なるのみ而して此の秘密を語るべきは夫婦親子のみにして羊盜む惡事にあらざるも子は父のために隱し、父は子のために隱し、唯夫婦の間に語るべく示すべくして他言他見を禁ずる者甚だ少なからず然るに今家の主人が死すると同時に一切の秘密を人に披露して然かも生前自分の深意の在る所を誤り解されて嘲を取るが如きは淺ましき沙汰の限りにして其生前の無分別と云ふより外に言葉もあるべからず又金錢の損得より云へば主人の不幸と聞いて昨日までの朋友も今日の敵となり由緒ある親類はおろか時としては骨肉の兄弟までも他人となり家督相續本家別家の爭論、異腹の弟が分前を取らんと云へば兼て義絶したる叔父も不理窟を述立るなど容易ならざる混雜にして遂に出訴の沙汰に及び一家の財產は煙の如く消え失せて唯世間の笑種とのみなりたるの例は古來誠に珍らしからず或は今月今日混雜最中の家も多からん其事の因緣は樣々なるべけれども不幸の後を承けたる後室が平生夫に輕蔑せられて家の事を知らず、家人にして家事に不案內なるがため己れの家を他人に任せて斯る不始末に立至るもの少なからず是亦死者が冥土にて後悔する所ならん冥土の後悔は無益なり若しも其人が平生吾



吾の說に耳を傾け婦人の貴ぶべきを知りて其妻を重く取扱ひ夫婦正しく平等の位に位して嘗に形ある財產等の始末を兩人にて引受るのみならず形なき心の事に至る迄も其公なると私なるとに論なく夫婦打明て懇に語り合ふの習慣を成したらば主人早く死するの不幸に遇ふも家政の光はなほ燿きて暗にあらず夫れ是れする中には幼少の子供も成長して第二世の光明を放つべし卽ち是れ獨立の家の相續法なり古來世間に此反對の例多きは全く男子の不心得として婦人を一人前の人として取扱はざるの因果應報と申すべし故に云く婦人を貴ぶは獨り婦人のためにあらず亦大に男子を利益するがためなりと

## 第八

左れば夫婦家に居る者は一家を二人の力にて支へ其間に聊かも尊卑輕重の別なきは今更改めて言ふにも及ばざることにして婦人とて家の內にばかり居るべきにあらず自由自在に外に出でて男女の別なく立派に附合ひすべきは勿論、其心をも內外の事に配りて善き事は喜び惡しき事は憂ひ身も心も甲斐甲斐しくして嘗に家の荷物を半分持つのみならず日本國の半分は婦人のものと心得、かりそめにも男子に後れを取らざる樣に心の底より思ひ直すべきは今日の要用なれども如何せん數千百年男子の我儘に由て苦しめに苦しめ今はや其の身體さへ衰弱して心も亦縮み上り俄に奮發は甚だ難かるべし是に於てか吾〳〵が男子に向て大に求る所のものありと申すは君等の先祖が不文明にして自から罪を知ら

ざりしとは申しながら幾百年となく無理を働きて終に今日の此樣に陷いれたることなれば其子孫たるの本分として先祖の罪業消滅のため今より大に心して婦人を引上げ遂に己れと平等の位に上らしむるの工風專一なるべし或は政府にても民法の編製などあらば此邊に專ら注意せられて婦人の爲に利益すること多かるべしと雖ども政府にて如何なる文明の法を施すも人民が不文明にては其法も用を爲すべからず故に苟も日本國の男子にして就中文明の智識あらん者はこの大任を我身に引受たるものと覺悟を定め先づ之を自分に行ふて人にも亦勸ることを怠るべからず其箇條を云へば決してむつかしき事にあらず女子が生れたらば男子と區別せずして之を愛し之を重んじ幼少の時より女子なるが故にとて少しも其取扱ひを粗末にすべからず、次第に成長すれば先づ身體の發生に注意して學問技藝を教ること是亦男子に異なるべからず世間の附合も友達の交際も自由自在にして家事世事ともに其大概を知らしめ又家に財產あらば男子に分ち與ふる通りに女子にも分前を取らせて其始末を任せ尙その上にも何か一藝を仕込みて行々は其藝をもつて一身の生計も叶ふやうにあらしむるは最も大切なる事にして身に財產を所有して兼てたしなみの藝能あれば生涯男子に依賴するに及ばず獨立の精神も自然にこれに由りて生ずべし卽ち女子の教育を學校のみに任せずして家事世事を以て教るの工風なり

扨今の世に斯る女子が多ければ之と婚姻して男子も甚だ幸なりと雖ども娘の婚禮の披露に其兩親が



定文言として述る口上に違はず誠に不調法者、不束者、不行屆者ばかりなれば夫たる者は常に之を助けて其氣象を導かざるべからず是れは今日西洋諸國にては先づ無用の事なれども日本國の妻を取扱ふには甚だ大切なる箇條なり夫婦家に居て尊卑の別あるべからざるは毎度申す通り勿論のことなれども尙この上婦人をして家の政事に參からしめ世間一般の事情時勢を知らしむることに怠るべからず或る學者の說に子供を育るには常に遊び戲れてかりそめにも苦〳〵しき顏色すべからざるは勿論のことなれども其子の無智なるを愚弄して法外なることを語るよりも矢張りこれをひとりの人として戲の中にも道理の筋をば紊るべからず例へば世俗にある雷の繪を見せても一通り繪ときして扨て云ふやう此繪は奇麗なれども其事はうそなり雷と申すは天の太鼓にもあらず虎の皮の犢鼻にもあらず實はエレキトルの所爲にて彼の電信の力と同じものなり汝等の成長の後には雷さまの學問もせねばならぬなどゝ一寸したる事にても意味あることを面白く語るは父母に大切なる心得なりと云へり子供を扱ふにも尙ほ斯の如しまして況んや年既に長じたる一家の妻をや努〳〵之を愚弄すべからず其萬事に就き謙遜して控目なるは幼少の時より身に染込たる習慣なれば或はこれに入組たる物事を語りて道理を解すに敏き者なきにあらず其證據を見んとならば夫婦寡しのときに音も響もなく至極溫順內端なりし婦人が不幸にして夫に別れて後、子供を養育し家の事を理め親類世間の附合は勿論、家業をも一手に支配し家の繁昌は

却て先代に優りて俗に所謂女大將となる者は世間に甚だ少なかず是等は元來其婦人は才力ありしなれども夫の存在中は始終押し込められて天然の働を伸すことを得ず其死後に至り世事に揉まれて始て發したる者なり夫の生前に早く之を導かざりしは誰れの罪ぞや左れば婦人の言語擧動の靜なるを見て一概に之を侮るべからず假令ひ鈍く見ゆる者にても之と語り之に示すは取りも直さず之を敎るの方便にして家の內外何事に限らず眞面目に告げ知らせて利害得失よしあしを判斷せしめ時としては夫婦互に討議爭論も苦しからず斯の如く次第〳〵に慣れば愚妻變じて賢婦たること甚だ易く夫のために無二の相談相手たるに至るべし則ち是れ吾〳〵の申す夫にして妻を敬するの法なり

## 第九

妻を愛するを知りて之を敬するを知らざるは世上一般の惡風俗にして良家と稱するものにても此風は免かれ難し或は西洋文明の學者と名乘ながらも此一義丈けは先づ以て和漢の古風を便利なりとして男女同權など聞いて立腹する者なきにあらず是等は沐猴にして冠するにはあらで儒者の地金の半面に文明の鍍金して御都合次第に裏を出したり又表を見せたりする者ならん夫婦家に居り夫の威權固より強し妻の言語擧動のおとなしきを見て心竊にこれを侮り之に相談するは無益なり又面倒なりとの底意にて日々の飮食衣服等の事の外は一切問答することなく、たま〳〵是れは大事と思ふことに就き妻が不審を起しても婦人の知る所にあらずとて唯一口に叱り付るか左なければ笑て答へず妻の身となりては實に取付端もなき有樣にして夫にさへ聽かれざることなれば他人が深切に之に語るべきにもあらず詰り夢中にこの世を渡るの外にせんかたもなし左りとて其夫が邪見薄情なるにあらず夫婦の間は至極むつましくして妻を愛すること甚だ深し衣食とても十分にして安樂に日を送り主人にさへ上申すれば大抵のことは許可して外へも出し何一つの不自由なくして世俗の眼をもて見れば結構なる內君と云はるゝ者なきに非ざれどもそも〳〵是れは凡俗の鑑定違ひにして吾〳〵に於ては感服するを得ざるなり本來衣服飮食は人の肉體に就きたるものにして精神の事にあらず如何に肉體の保養を丁寧にするも精神の事を輕んずるときは其保養は犬猫の寵愛に異ならず飼犬に二汁五菜の料理喰はせ猫に錦の着ものを着するも唯これを愛するのみ敬するに非ず左れば夫が妻に衣食の不自由なからしめて俗に所謂おかひこぐるみの身となすも一點の敬意を表して精神の上に之を重んずるに非ざれば妻を視ること犬猫の如しと云はざるを得ず卽ち其敬意とは何ぞや妻を一人前の人として夫婦同等の位に位し每事に之に語り每事に之と相談することなり旣に精神の上に敬ふの意あれば家の富も夫婦の富にして其貧も亦夫婦の貧なり貧富これを共にして常に互に親愛し時として內外の事に說の合はざるときは議論するも可なり夫婦の議論、好ましきことにはあらざれども相互に重んずるの精神より出るものなれば之を彼の寵愛

一偏に美衣美食を與へて犬猫の如くするものに較れば遙に相違あるものと云ふべし

話の端は異なれども近來日本に國會の沙汰ありそも〳〵國會とは日本國中の人民が國の政事に參りて政府の法律幷に歳出歳入等を相談議決する事にして其趣意を尋れば日本國は日本國民惣體持の國なれば政府の役人ばかりにて政事を專にする道理はあるべからず人民も其中に加はりて相當なり日本の人民は數千百年來の習慣にて政府に押へ付けられ言論擧動さへ自由ならずして無智のやうに見ゆれども世の中の先達が之を引立てゝ正當の道に導きさへすれば立派に一人前の人と爲りて立派に國の政事の相談相手となるべし仁政を施して國民を愛するとは古風の政事にして今の文明世界には唯仁政のみを以て事足るべきにあらず民を愛するに兼て又これを重んじ國事にも參るべき位を與へて云はゞ政府と人民と相共に力を合せ相共に國を支へんとの大意にて日本の官民ともに此一義に異論なく國會開設は數年の内にあるべしと云ふ尤も至極の事にして吾〳〵も感服いたすなれども凡そ人間世界の事には大抵つり合のあるものにして今わが國にて國會を開きて國の政事を公平にすると云ひながら國民の家の政事は既に公平なるや否や屹と承はり度きことなり家の男子を政府に喩へ女子を人民に喩へて其間柄を見たらば果して如何なる政府ぞや壓制とも專制とも實に名の付けやうもあるべからず男子が家の財産を勝手次第にして其出入さへ婦人に告げざるは政府が人民に私有の權を奪ふたるものなり、婦人



の言は聽くべからずとて家の内外の事に喙を容るゝを許さゞるは政府が人民の口を封じて議論するを禁ずるものに似たり、尚甚しきは男子が獨り不品行を犯して快樂を恣にし婦人をば深く閉籠めて自由ならしめず鬱々もの思ひして終に其身體をも傷るに至らしむるは暴政府が民を虐げて自から厚うして百姓を塗炭に苦しむるものに異ならず幸に斯くまでに至らずして婦人を親愛すと稱する者にても唯これを犬猫同樣に玩弄し寵愛するばかりにて奸雄が黔首を愚にするものに等しきのみ扨いよ〳〵國會を開くに至れば其會に出席する者は日本の朝野にて最も公平を重んずる人物のみにして國の事を議するには至極公平なるべしと思はるれども其人物は如何なる處より現はれ來りし者かと尋れば申すも赤面の仕合なれども壓制專制の家より出頭したる者にして一家内の唯我獨尊暴政の執權職と答へざるを得ず家に在りては無理無法の政事に慣れ、國に在りて公平の政事を議すと云ふ、家と國とは成るほど別のものにして左る不思議も行はるゝ事ならんなれども何分事の姿だけを見ても幾多の小地獄より現はれ出でたる者が一場の大極樂に集りて衆生濟度の利益を說法するが如く甚だ不釣合に思はるれば何卒國會開設の趣意に從ふて家會をも開設し婦人女子に家政參與の權を與へ度きものなり

## 第十

日本婦人論は前編後編既に長々しく論じ盡し新聞紙讀む人も倦みたらんと恐るゝ程なれども世上に

さまで反對の說なきは道理上に打て掛る所なきの故ならん併しながら人の心は道理のみを以て支配すべきにあらず道理に於ては成るほど然るが如し一應閉口いたすと雖ども廣き人間世界は左樣には參り難くして樣々の差支あるものなりとて或はこの節世間の識者學者達が尤らしき反對說を工風する最中なるやも知るべからず吾〳〵は斯る說の出るを待てこれに返答するこそ正當なりと思へ共其反對說が吾〳〵の疾く心の中に待ち設けたる趣向の反對說なれば之を承はるも無益なるが故に試に吾〳〵が自から反對說を記し自問自答して古流學識者の判斷を乞はんとす吾〳〵の反對說は徒に古めかしき女大學などを後楯には用ひずして別に一說を立ること左の如し云く日本婦人論の趣意甚だ感心いたしたり男女本と平等の者なれば之を同樣に取扱ふて自から婦人の氣を引立て其精神も身體も甲斐〳〵しくして、せめて今の西洋諸國の婦人の如くならしめんとは至極の妙案なれども此事を世間に勸めて實地に施し行ふの端を開きたるときに掛念の筋はなきや婦人論の記者に於ても今の日本の女子に智慧の乏しくして勘辨少なきは飽くまで承知のことならん無智無勘辨の輩が新らしき言を聞き奇妙なる物を見るときは其正味の利益をば嚙み分るの遑なくして先づ之を面白く思ひ無暗に新奇〳〵と浮かれ出して本來の大趣意を誤るのみならず遂には全く其趣意を逆樣に解して働く者なしとも請合ひ難し既に今日に於ても女子が學校などにて少しく讀み書きの道を覺えて訛語まじりに洋語を語り己れひとり物知り顏して其實は針もつ法さへ知らず父母年長の人を目の下に見くだして甚しきは衆人廣座の中に議論がましき言を吐き尙ほ甚しきは女子の身として演說など實に驚入りたる始末ならずや今より少しく用心して斯る惡風を矯め直さんとて工風最中なるその折しも此女子等が古來和漢に珍らしき婦人論を見たらば如何なる心地すべきや、得たり賢し果して然りとて新奇のなま嚙ます〳〵增長して際限もあるべからず故に日本婦人論の一編その奧意は誠に好しと雖ども今の時節にこの論の流行は婦人を救ふにはあらで却て其德義を破るものなり記者はこの邊に見る所あるや否やなど、問掛けられても吾〳〵に於てはこの位の難問は素より覺悟の前なれば之に答ること易し難問の第一に婦人論の趣意は好けれども之を讀む者が誤り解すことを恐るゝとは詰り其趣意の書きやうが宜しからずと云ふに過ぎず左ればこれは記者の筆の巧ならざる罪なれば其文法に就ては平に教を乞ふ所なれども今の女子が讀書を覺えて洋語を用ひ云々の譴責は女子のみに限らず男子にも西洋の訛語をしやべる者は甚だ多し女子が針も つ法を知らざるは甚だ恐入るなれども男子が唯饒舌るばかりにて筆もつ法を知らず、込入りたる論說文は勿論手紙さへ代筆を賴むが如きも隨分見苦しき者なり又女子が物知り顏にて長者を見下だすとは甚だ受取り難き話にして此事に就ては格別に男子の方を咎めざるべからず今の男子は何の因緣あれば年長の婦人を輕蔑するや一寸親類の寄合または酒宴の席などにても男子とあれば年齡の長少を問はず

して婦人の上座に就き其飲食の間にも男子が婦人を助け取持たんとはせずして却て婦人に助けられ、男子が婦人の送り迎へに周旋はせずして婦人の心付きにて男子の袴羽織など始末すれば平氣にて之を任するとは無禮至極ならずや尙ほ甚しきは例の道德の教にも父母に事へよ長者を敬へと云ひながら悴は母を踏付けて其上に坐し、甥は叔母を下にし、弟は姉を後にする等次第不同亂暴狼藉の樣なれども之を咎る者とてはなし此樣子を見れば父母に事へよとの教も母に對しては唯これを養ふのみにて敬ひ尊ぶには及ばずと云ふの趣意なるが如し吾〳〵の見る所にては大切なる人倫の道に於て如何やと思ふほどの事なれども世上の人のこれを見遁して頓着せざるこそ是非なけれ、左れば今の女子が不遜横柄なりと云ふも男子の振舞に較れば何ばかりの事とするにも足らず之を見て咎る者は唯古來の習慣に少しく異なりとて仰天するのみ若しもこれに疑あらば試に男子の中より至極柔和にして至極おとなしき一人物を撰び其姿を女形に仕立てゝ婦人の席に押出し言語擧動をば平生の如くならしめたらば如何なるべきやこの僞女子が同席の婦人達を目の下に見くだして獨り出しやばるのみならず男子に逢へばとて憚る色もなく言葉粗く、起居穩かならず酒は呑み、煙草はふかし、煙管もて睡壺たゝく音さへ劇しくして一座愉快の興に入れば身なりを崩して客の前に足を出すやも計られず實に驚入りたる婦人なりとて滿座の人々は顏見合せ竊に爪はじきして之を厭ひ惡むことならん左れば今の世間に稀にある女子を不遜なりと咎め俗に之をオテンバと稱して惡めども其オテンバは男子の中にて柔和至極所謂グズと評せらるゝ者に較べても尙遙に溫順なりと云はざるを得ず同じ言語擧動して同じ禮儀會釋しても女子なるが故に咎められ男子なるが故に許さるゝのみ不公平なる沙汰と申すべきものなり

右の道理に相違はなけれども今こゝに一步を讓りて日本婦人論の行はれたるがために世間の婦人が之を解し誤り言語道斷手に餘るあばれ者を生じたりとせんか尙この論を止めにすることは出來難し其次第は本と我國の婦人の位を引上げて男子と同樣の者にするは家のためにも國のためにも至極の要用なれば其事に手を着けたる上にて少しばかりの故障を生ずるとも之を心配するに遑あらず、あばれ者が生ずれば、あばれざる者も亦生じ年月を過る間には自然に本筋の道理も分りて世の中は穩になるべし例へば三十年前日本の國を開て外國の貿易を始めたるが如し開國の當分は樣々不都合も少なからず貿易の業に掛る商人さへ良き家に生れたる者にあらず云はゞあばれ者ばかりにて斯くては國を開かざる方こそ利益なりと思ひしほどの仕合なりしかども年月を過る間には日本人も次第に外國の交際に慣れ次第に交際の道理を知れば彼のあばれ者は次第に消えて今は次第に本筋の人物が外國人と附合ふ事と爲りたり左れば開國の當分に少しの不都合を掛念して鎖國することが不利益ならば婦人論の新奇も其流行の初めに聊かの不安心あるも之を恐れて其論の趣意を潰すの理はあるべからざるなり

品行論

日本婦人論後編 終

明治十八年十二月發兌

# 品行論

## 第一

國とは人の集りたる一體の名なり故に國の貧富強弱とは其國民の貧富強弱にして貧弱の人の集る處これを貧弱國と云ひ富強の人の集る處これを富強國と云ふ貧弱富強、人に由りて國の名を成すとあれば智愚德不德も亦同樣にして智國あり愚國あり德國あり不德國あり何れも皆その國人の言論擧動如何に由りて國の輕重を爲すものなり、むかし鎖國の時代に在ては國の貧富強弱智愚德不德も一國の內に限り人々內に相互に比較して品評を下したるまでに止まり其集りて一國一體の輕重を成すに至ては其輕重を以て外に相對するものなきが故に輕重あるも輕重を知るに由なく獨り自から評して自から輕重したることなりしかども今や國を開て文明諸國の人と親しく交を接するからには恰も我國の輕重を提出して世界普通の天秤に掛けたる姿なれば厘毛の差も分明にして之を掩ふべからず殊に鎖國の舊物を披露して之を世界の大勢文明の光に照らし見れば我富強必ずしも富強ならず我智德必ずしも智德ならずして時としては古來不智不德としたることが却て智德の名を博するものなきにあらず左れば一個人

の重きを集めて一國の重きを成し世界の品評に附して愧ることなからんとするには先づ我耳目の區域を廣くし文明世界の貧富強弱とは如何なるものぞ、其智愚德不德とは如何なるものぞと之を知り盡して自から銘々の覺悟もあるべし學者の當さに講ずべき所のものにして其目甚だ多ければ今その一小部にして最も手近き人の品行の事に付て聊か所見を陳んとす之を題して品行論と名く

前に陳べたる如く國の輕重はその國人の輕重に在て存すること誠に明白なる道理にして而して今、人の世に重んぜらるゝは何事に原因するものなるやと尋るに一身の外行內行を脩め一擧一動細々積で事實に現はれたる成跡より外ならず之を喩へば時計の面に秒時を積で分時となり、分時を重ねて時となるが如し細行集まりて一身の重きを成すの狀以て見るべし扨その外行とは洋語にパブリック、モラルチと云ひ專ら人間社會の交際に關する所にして例へば報國盡忠と云ひ政治の思想と云ひ民利國益の働と云ふが如く一身一家を離れたる其外の利害を心配するものなり國のために死し、人のために勞苦し、公共のために身を苦しめ世民の苦樂を喜憂するなど云ふは卽ち外行を脩るものなり、次ぎに內行とは專ら一身の私に係る行にして之をプライウエート、モラルチと云ふ例へば夫婦親子の間柄、一身の起居眠食逸樂の事等全く社會公共に緣なき私の働にして內に屬するが故に之を內行と名くるものなり今本編の旨とする所は專らこの內行に就て言を立るものなるが故に古來今に至るまで日本國人の內行は如何なる有樣にてありしや今日は如何なる有樣なるや其內行の當局者にあらざるも他の內行を見て之を評論するに何を以て標準に定めたるや又今日は如何に之を定むるや之を吟味すること第一の要用にして之に由りて我人民卽ち我國が世界に對するの輕重も自から明なるものあるべし

我日本の古代も世界各國野蠻の由來歷史に洩れず專ら武を尙ぶの風にして心身優等の者は唯戰鬪を事として家に居ることさへ稀なれば固より內行を顧るに遑あらず父不ㇾ父、子不ㇾ子、夫不ㇾ夫、婦不ㇾ婦山川を跋涉して時に飢渴に苦しむことあれば戰勝の興に乘じて放食鯨飮、嘗に遠征の天に花柳の枝を折るのみならず人の子女を强ひて春を促がし、敵の妻を取て妾と爲すが如き甚だ亂暴なる始末は足利時代戰國の史類を見ても之を知るべし今日に於ても船頭、航海者、旅行商人、軍人等の如き其職業柄に由て家を家とすること能はざる者は內行を愼しむの念も自から薄くして時として酒色の慾を絕つの其代りに時として又大に之を恣にすることあり蓋し其生活常ならずして危きを冒し、事の極度は死生さへ定め難き職業なるが故に其苦痛の償として機に投ずれば快樂を逞しうする者にして其趣は戰國の武士に彷彿たるものと云ふも可なり一概に其人を咎むべからず畢竟其人の職業に從て然る者なれば大に怨する所のものなかる可らざるなり且又戰國武士の亂暴右の如く實に亂暴なりと雖ども此武士に德心なきに非ず、一諾山よりも重く、一身塵よりも輕し、其義を重んじて死を輕んずるの士氣は後世の人

をして感服せしむるもの甚だ多しと雖ども如何せん其人の心事唯武略戰闘の一方に偏して内行の重きを知らず、其重きを知らざれば之を犯すも自から愧ることなく公然平氣にして得々たりし者のみ由緣を知らず、其重きを知らざれば之を犯すも自から愧ることなく公然平氣にして得々たりし者のみ之を聞く豐臣秀吉が大坂城に西班牙の天主教師を召して其教旨を聽き一も怪しむことなくして之を悦びたれども唯天主教中、一夫一妻の誡は吾れ之を守ること能はずとて公然憚る所もなく不服を述べたりと云ふも豐公の心事の淡泊磊落にして都て當時の武將が内行の重きを知らず之を物のかずともせずして平氣なりし一證として見るべし戰國の世に内行を輕んずるの氣風は時勢に止むを得ざるものなれば之を怪しむに足らざるなり然ば則ち古今我國民全般の風俗を察して其内行如何を視るときはむかしの武士の遺風に依るものと判斷して可ならん如何となれば日本は尚武の國と自稱するほどの國にして社會の權力は武人に歸し武人の言行は他の模範ともなりしことなれば善となく惡となく皆これに靡きて風俗を成したるものなればなり

## 第二

足利の末世より織田豐臣を經て德川に至り多年の騷亂も治まりて無事太平の天下と爲り整然たる封建世祿の制度を定めてより曩の武將武士は遠征戰闘の事を止め其擧動の最も活潑なりし者が最も不自由なる身分となり前年は楠風沐雨、終歲家に居ることゝては幾日を計へず、家鄕に還征を思ふ者あるも身は戰勝の敵地に秋月を咏じて杯を傾くるなど磊落至極なりし境界も今は變じて封建の居城門閥の邸宅に住居することゝなり衣冠正しく政堂に坐して常の事務を執り以前の殺伐に易るに文飾を以てして公用に非ざれば外出さへ意の如くならず其趣は野獸を捕へて檻に入れたるものゝ如く窮窟も亦甚だし即ち是れ德川政府が封建の將士を御するの法にして其旨は外面の禮式を以て武人の粗暴を制するに在り儒者の語を借用すれば禮を以て天下を治るものならん其政略の得失は兎も角も武人等は此禮式の生活に馴致せられて一代を終り二代を經て其外部丈けは頗る柔順にして文雅なる者には變性したれども父祖以來に傳へ遺したる活潑磊落の氣質は之を脫すべからず此氣質を養ふに門閥の富を以てして錢の不自由あらざれば活潑磊落は變じて勝手我儘と爲り之を禁ずること甚だ易からず戸外の交際は禮儀のために都て窮窟にして樂しからざれば内の我儘を以て無上の愉快と爲しおの〳〵一小天地に閉居して肉體の快樂を恣にするは大小の差こそあれ上は將軍家より下は大名旗本諸藩中の大臣に至るまで封建門閥家に普通にして其樂事の一二を擧れば庭園泉水を作り、珍禽奇花を買ひ、能樂、茶の湯、歌舞管絃、邸内の乘馬邸内の鷹狩等都て之を内にして外に出ることなく就中女色の如きは最も大切なる箇條にして千金姿色を買ふて愛しむ所なし一貴族にして數十名の妾を蓄ひ隨て又數十の子を生み或は同月同日同時に一腹双子ならで二腹二兒を産して其兄弟姉妹を分つに苦しむが如き奇觀なきに非ず德川

將軍家齊公は男女五十一人を生み家慶公は廿七人を生み其他諸藩主にても三四十の子を擧る者は誠に珍らしからず其内行の紊亂推して知るべし其家を一見して假令ひ父父たり、子子たりの教は明なるも、夫夫たり、婦婦たりの條理は不分明なりと云はざるを得ず畢竟するにむかし心身の自由活潑にして内行の何ものたるを知らず豪氣無頓着を以て平氣なりし武人の一族が太平の後に至りてもその舊習遺傳を脫すること能はず外部をば上品に文飾すれども内行を輕んずるの實は戰國の時代に稍や相似たるものと云ふべし

右の次第なれば封建門閥の武家は内行の何ものたるを辨へずして都て粗暴無狀なりしやと云ふに決して然らず德川の治世元和偃武の頃より儒者の教漸く明にして殊に全國の武家は大抵皆この儒教に養育せられて仁義禮智の道、孝悌忠信の教、これを遵奉せざるはなし父母に孝にして長上に事へよと云ふが如きは朝夕儒門の教旨にして人生の外行内行の區別なく身を正うして物に接し都て誠意誠心なる可きを以て根本に立るが故に或は内行の方に却て重きを加へて專ら獨を愼しむの一義を唱へたるが如きは全く太平治世の然らしむる所にして其文物の整然たるは戰國のむかしに異なりと雖ども爰に不幸なるは彼の儒教なるもの、性質を尋るに專ら子弟小弱の者の心得を記したるものにして長上強大を警しむるは甚だ粗なり、子に孝行を教へて父母の義務を說かず、少者に枝を折るの勞を命じて長者にその返報を求めず、少年子弟は常に叱咤せられて長老父兄は甞て咎めらるゝことなきの大主義にして其主義の達して男女の關係に現はれたる所を視るも亦同じ男子は强大にして女子は弱小なるが故に督責の鋒は常に女子の方に向ひ之に柔順を教へ之に謹愼を命じ、交際を禁じ、多言を禁じ、甚しきは其無學不才にして心事の卑屈なるを悅び之を目して女の淑德など、稱贊して遂にその大切なる教育の方便をも奪ひ去るにまで立至り却て男子の社會を視れば自由安樂、女子に對して毛頭の義務を負はず、强ひてその義務の在る所を求れば女子の生命を保存して之に衣食を給するまでに止まり、之を愛するや玩弄の品として愛するのみ、之を親しむや身の邊に近きが故に親しむのみにして其交際上甞て一點の敬意を見ず以て社會一般に男尊女卑の風俗を成したるが故に貴族門閥の輩が男女の關係に付き何ほどに其慾を恣にして何ほどに亂暴無狀なるも一般の世教風俗に於て之を男子の不德として咎る者なし、たま〳〵咎る者あるも人類と人類との關係を根本として論ずるには非ずして唯器物の用法如何に就ての評論を下だすのみ、某氏は一旦の怒に乘じて内室を放逐したりと云ふ妙齡の美婦惜しむべし他日必ず後悔するならん、何君は馬を賣て妾に易へたりと云ふ馬と妾と孰れか快樂多からんと云ふが如き其語氣を窺ふても女子を輕蔑し之を同等の人類として視ざるの情は明に知るべし左れば德川の時代封建の治世に社會の文物は漸く明にして人の内行の教も漸く嚴重なるに似たれども内行中の最も大切なる

男女の關係に於ては毫もこの教の働を見ず堂々たる貴族士君子にして不品行を犯して自から愧るを知らず人も亦咎めざるは之を儒教主義の罪と云はざるを得ず、儒書萬卷その教ふる所到らざるはなしと雖ども一夫一婦男女同數同權の道理に至りては嘗て一言の之に論及したるを聞かず却つて男尊女卑の談は常に喧しくして既に尊卑を分つときは尊者が卑者を器として之を玩弄するは當然の事にして男子の品行脩らんと欲するも得べからず故に我輩の所見に於て今の日本男子の品行を正さんとするには戰國武士の遺臭なる磊落無頓着の氣風を制し兼て儒教主義の缺典を明にするに非ざれば叶はざる事と信ずる者なり

## 第　三

我日本男子の品行を正さんとするには戰國武士の遺臭なる磊落無頓着の氣風を制し兼て又儒教主義の缺典を明にすること緊要なりとは前節に之を發言したる所にして我輩の所見を以てすれば今の男子の品行に就ては聊か不平なきを得ず其紊亂を撥して正に反らしめんと欲するは至極の願なれども凡そ事を論ずるは易くして之を實地に行はれしむるは甚だ難し卽ち世の中の常にして其行はれざるを知りながら酷に論じて直に人に迫るは趁跛（ちんぱ）に迫りて走るを促がすに異ならず啻に無益なるのみならず其促がさるゝがために却て落膽して尋常の歩行をも思止る者なきを期す可らず卽ち趁跛をして自暴自棄の境界に陷らしむるものなれば我輩の取らざる所なり左れば方今、日本男子の品行如何を吟味したらば先づ以て趁跛の方多數なるべしと云はざるを得ず故に我輩は此流の人に向て直に反正を求る者にあらず既往の事は暫くこれを恕して今後の所望を申せば後進生が先進故老の不品行に倣はざる事と又假令ひ自から制すること能はずして不品行を犯すも之を人生内行の最も大切なる事柄として極めて秘密にして醜聲を放たざる事と又從來世の中の醜と心付かざる所に注意して之を遠ざくる事と以上三箇條なりこの箇條の中に不品行を犯すも之を秘密にして隱すべしとは所謂因循姑息の談にして正義論者の意に適せず本來人の不品行を正さんとならば根本より之を正すべし、道二つ正と不正とのみ苟も萬物の靈として人倫の範圍中に在る者ならば斷じて醜行を許す可らず内外表裏一切これを容るゝの理なしと雖ども抑も開闢以來今に至るまで人情自然の働と教育人爲の力とを視察するに此人類て正々堂々の議論を張る者もあらん我輩とても固より同主義にして其論鋒に對しては一言の非を呈すること能はずと雖ども抑も開闢以來今に至るまで人情自然の働と教育人爲の力とを視察するに此人類をして完全無缺の品行を保たしめんとするは極めて難きことにして心身遲鈍虛弱なるがために不品行を犯すこと能はず又これを犯すの要なき者か、然らざれば心身活潑強壯にして之を犯すの法を知りながらも之を敢へてせざるの勇氣ある者を除くの外は今日如何なる議論を以て之を責るも彼の趁跛に疾行を命ずると一般誠に無益の催促なるべし然り而して滔々たる天下には心身の極めて弱き者も少なく

又非常に豪勇なる者も稀にして云はゞ趁跋千人又千人の世の中に古來その趁跋の不具なる所以を明にして之を誡しむるの教さへなき次第なれば我輩は最初より此趁跋に向て多を求めず先づ以て人間社會の外面體裁のために不品行の痕跡を隱して表を裝ふ、これを第一段として第二段は其これを隱すの虛策より遂に或は實を生じて實に品行の正に反ることもあらんかと漫に空想を設けて數十百年の後に好結果を待つのみ今日の人間の有樣にて色慾は其生活中の大慾にして之を制すること甚だ易からず其急なるに當りては財產を擲ち甚しきは生命をも顧みざる程のものにして其事たるや私中の私、人に語るべからず人に問ふ可らず、無限の苦樂を一身に感じて之を表面に現さず、身中身外千百の狀況に從ひ其苦樂を千百樣に輕重するの事實あるにも拘はらず其事實は他人の得て知る可きものに非ざれば傍より之を評論するには大に恕する所のものなかる可らず故に我輩の目的は直に其人の私に就き個々に論じて個々に正さんとするにあらず況して冷淡無味なる君子の教を標準にして人の私を摘發せんなどは最も惡む所にして唯一片の所望は社會の體裁のために人々自から注意して秘密の淵を深くするの一點に在るのみ文明開化次第に進歩すれば人生の內行も次第に脩まりて正潔淸淨なる君子社會を出現し一夫一婦配偶の分を守りて紊るゝなきの美を見るべしとは時として人の言に聞く所なれども今の事物の進歩を目して之を文明開化と名くることなれば我輩は到底此淸淨社會に逢ふの目



的なき者なりと云はざるを得ず試に日本と西洋とを比較すれば西洋諸國の文明は我れよりも幾段を進みたるものなれども人の品行上に就き其私中の私を發し其秘密の淵に潛りて明察を下だしたらば文明の人必ずしも其文明の割合に淸淨ならざるの內實を發明することもあるべし唯其淵の水深くして之を窺ひ見ることの難きのみ左れば今の文明なるものは恰も人の品行の性質を化學（ケミカル）上に淸淨にするの力はなくして唯器學（メカニカル）上に深く藏めて世の耳目を遮るの働を呈するのみ卽ち事柄の性質を變ずるには非ずして其性質のまゝに之を掩ふて臭氣を放たざるのみ甚だ賴母しからぬ次第にして或は憤る者もあらんなれども然りと雖ども今の全世界は西洋の文明開化を以て支配せられて苟も此流に外るゝ者は人も人と齒するを得ず、國も國と伍を爲すを許されず俗に所謂多勢に無勢にして之に勝つ可きにもあらざれば都て其流に從ふて其風に傚はざるを得ず故に品行の一條に付ても歐米諸國人が眞に其奉ずる所の敎義に從ひ一夫一婦の旨を守りて淸淨ならば其風に傚ふ可きは無論なれども或は然らずして彼等の多數は內行に瑕瑾あらざるはなし唯その瑕瑾を秘して深く隱すに巧なるのみと聞ても尙ほ其これを隱すの風に傚ふこそ智者の事なれ、如何となれば吾〳〵日本人も亦今の文明開化の中に居り其開明の色に化して以て自國の體面を維持せんと欲する者なればなり況んや之を隱すと隱さゞると其醜美天淵の相違あるに於てをや隱さゞる可らざるなり尋常一樣の事なれば過て改むるに憚る勿れとて身に過失あらば之

を人に隱さずして明白に披露するを以て德行の一班と爲すことなれども品行の一條は少しく之と趣を異にし假令ひ之を改むるにも又改むること能はざるにも只管隱すの一義を忘る可らず人と禽獸との區別その間髮を容れざるの處に在て存す、蓋し我輩が止むを得ず秘密の窮策に出たるもこれがためのみ正義論者乞ふ之を諒察せよ

## 第四

百千年に由來したる習慣は容易に脫す可らず全國民に浸染したる世教は俄に其非を悟る者少なし我日本の開國に次で王政維新は古來未曾有の大變動にして嘗に政治を改めたるのみならず政治に緣なき民俗教育殖產の事より衣食住の些末に至るまでも舊きを棄てゝ新らしきに就き恰も新日本國を創造したるものゝ如くにして他國の人が之を見て驚くのみならず自國人も如何して斯の如くなりしやと自ら怪しむほどの今日に至り復た舊物の見る可きものなきに似たれども眼を轉じて道德の境界に入り人の內行如何の一點を視察して殊に其男女の事に關する男子の品行を吟味すれば何ぞ料らん今日は尙ほ是れ開國以前の日本にして更に昔年の顏色を改めざるの實を發見したり然かのみならずむかしは封建門閥に伴ふに何か窮窟なる禮儀を以てして上流の武家又は民間の大家に不品行の醜あるも其醜は內に封鎖せられて聲を放つことを得ざるの事情もありしかども今や門閥を廢すると同時に其窮窟なる禮





儀の束縛も亦共に廢して品行の自由自在なること轡なき馬を春の野に放ちたるものに異ならず花に勇み、柳に戲れ、嫩葉の軟らかなるものに逢へば口を接し、枯草の厭ふべきものあれば之を蹴散らし其活潑磊落にして無頓着なること靑天白日十目の視る所にして一擧一動世間に明ならざるはなし而して其馬は如何なる馬ぞと尋るに數百年前の戰國より由來して德川治世の間も品行の事には嘗て頓着することなく其邊の敎誡さへ受けたることなき者の末流にして今日の文明に會しても祖先遺傳の餘臭を脫すること能はず口に文明の食を食ひ、身に文明の服を服し、言行一切文明を以て根本を成すに似たりと雖ども獨り品行の一件に至りて舊日本の舊態を保存する其有樣は外國に久しく寄留して外國の語を學び日本語は殆ど忘れたるが如き語學者が其寢言には則ち日本語を語る者に異ならず百千年來に遺傳して記憶に染み込みたる言語は之を忘るゝが如くなるも夢中には自から制すること能はずして自發するものならん左れば今の日本の文明男子が獨り品行の一件に至りて舊態を存するも此一件にのみ夢中にして今日尙ほ未だ磊落無頓着の眠を醒ますこと能はざる者と判斷せざるを得ざるなり試に今の大人士君子と稱して世に景慕せらるゝ人物の或る部分に行はるゝ婚姻法を見よ父母に告げて娶るは愚なり、曾て父母より授けられたる細君に伴ふは無理なりとて身躬から奔走して嬋娟の春色を採る者あり、又自家の晩春に綠葉蔭を成し子の枝に滿たるを厭ふて之を棄る者あり、如何にも男子は獨立の男子な

り、己れの生涯の配偶を擇ぶに父母に問ふの道理はなかるべし我輩これを咎めずと雖ども妻を娶るの獨立は生計の獨立に伴はざる可らず衣食は都て父母の資力に仰で妻ばかりは則ち自力を以て擇ぶの奇談なきにあらず又昔年曾て實父母養父母の命に由て定められたる糟糠の妻を顧るの道理はなかるべしと雖ども之を顧みざると共に昔年曾てその養父母が己れを養ふて衣食を與へ教育の世話まで力を盡したる無形の深切、有形の費用をも共に忘却して之を顧みざるが如きは自利主義の調子外れと云はざるを得ず

又維新の一擧門閥を廢して四民同權の世の中となり大名も公卿も武士も農工商も平等一切緣組勝手次第にして大人達が素町人土百姓の娘を娶るは甚だ妙なり我輩の最も贊成する所、文明開化は斯くこそある可けれと明言すと雖ども其町人百姓の娘に種類あり醜美才不才は姑くこれを論せずして婚姻の相談に先だつに金の相談を以てするは如何なる種類のものなるや其金も男女双方が相互に家の貧富を測量するにはあらずして婦人の方は固より貧と定まり、所有とては身體の外に物なくして云はゞ此身體の價を評して金の高を定め以て緣談を調ふることなり其金の名義は必ずしも代價と云はず或は支度金或は手當金或は御拜借金等さま〴〵に飾の言葉はあれども詰り金あれば緣談調ひ、金なければ調はずとの事實あれば金を以て婚姻を賣買するものと云はざるを得ず況んや唯婚姻に臨んで始めて金の談



に及びたるに非ず其婦人は平生既に已に表向きに又内證に賣婬を事とする者に於てをや明に之を身受けと云ふて可なり故にこの種類の婦人と婚する者は假令ひ婦人の出處が町家にても在家にても又士族にても一切これを不正の婚姻と云はざるを得ず如何となれば婚姻を賣買するは文明の事に非ざればなり大凡そ今の世間に妾と名くるものは大抵皆この婚姻法を以て得たる婦人にして内妾あり外妾あり又時としては妾より登級して正室の位に昇り所謂玉の輿にして得々たる者あり然り而して其妾なり又登級正室なり極めて之を秘密にして世間に隱し又或は既に正室にして隱すべからざる者ならば不都合ながら又殘念ながら其交際を控目にして勉めて人の耳目に觸れざるやうに心掛け以て社會一般の外面をさへ取繕へば最早や我輩の所望は達したるものにして尚ほその上にも切込みて人の内部の私を摘發せんなどは我輩の爲ざる所なるのみならず最も惡む所にして社會風教のために愼で之を默し勉めて之を隱すの微意なれども如何せん當局の本人は却て平氣にして無頓着に附し之を人生の一大秘密事とするの精神なきもの、如し例へば士君子相對の談話中に言、第三の人の事に及び何某の妾が云々と云ふが如きは尋常一樣のことにして必ずしも其何某を誹謗し又賤しむるの趣意にあらず甚しきは公然他人に語るに拙者の妾（my Concubine）が如何樣に致して妾宅の内に個樣〳〵などゝ憚る所もなく口外する者あり尚は甚しきは内妾外妾の數の多きを誇り人に之を知れよがしと云はぬばかりに態と妾宅など

を披露する其趣は厭に客を案内して手飼の馬を示すに等しき者あり我輩は聊か文明國の事情を目撃し又人に聞き、書に見たることもあり其内情を云へば云ふべきもの甚だ少なからずと雖ども青天白日の表面に於て我國の如きは未だ曾て聞見せざる所のものにして赤面に堪へず畢竟我國人不文の罪と云はざるを得ざるなり

## 第五

日本男子の品行論に就き從前世人の醜體不品行と心付かざる所に注意して之を遠ざくべしとは我輩の所望の一個條なるが今その事實を擧ぐれば和姦密通の如きは世人の普く醜とする所にして特に物新らしく誡しむるにも及ばざることなれども爰に世上一般の人が等閑に看過して内實の醜に心付かざる者は彼の藝妓の一族なり王政維新前にも三都その他繁華の地にはこの者ありしと雖ども其業は專ら歌舞管絃を奏し盃盤の間に周旋して客の酒興を助るの用に供するまでにして淫猥の沙汰は極めて稀に聞く所にして藝妓社會にも自から一種取締の習慣を存し稀に藝妓にして淫する者あれば其社會に擯斥せらるゝか又は公けに擯けられざるも本人が私に愧るの風なりしが維新以來大にその風俗を破りて例へば東京市中にても藝妓の巢窟と稱するもの凡そ二十餘箇所、妓の數一千人に下らずその内部の隱密より外にして酒樓茶店周旋の事情に至るまでも特に我輩の探り得て知る所にして唯特に之を明にするを好まざるがために筆の端に記さゞるのみのことなれども凡そ今の藝妓の業は單に歌舞管絃の藝を以て酒を助るのみにあらず其多數は客の需に應じて情を賣らざる者なしと云ふ或る衛生醫學士の言に目下新吉原を始めとして梅毒檢査を行ふて之がために大に傳染の害を防ぎ得たりと雖ども唯これを公けの賣淫區に行ふのみにして市中の藝妓を今のまゝに差置くときは前門の虎を逐ふて後門の狼を防がざるに等しと語りたるを聞いても其内情の實は窺ひ知るべし、需る者ありて應ずる者を生ずる歟、應ずる者を見て需る者を來たす歟、その前後は兎も角も維新以來近年に至りて世上一般に藝妓を召すの風は日にます〳〵進歩して小集大集こゝに酒あれば妓なかる可らず、社會の上流に立て天下の事を喜憂し德望を以て身の重きを成すと稱する其人が昨日何々閣の高會には藝妓何十名を聘して興を助け主客歡を盡して散じ又今宵は地方より來集の何々を何々樓に會するの用意として既に妓を命じたり其盛なる知るべしなどゝ藝妓は恰も饗應獻立中のものにして然かも其重要の部分を占め苟も妓を缺いては君子の宴を成さずと云ふも可なり流風に流るゝは人氣の常にして其勢止む可らず諸商人の金談、諸會社の懇會、少年書生の會合、朋友親戚の附合に至るまでも都て此風を成し、甚しきは寺の坊主が寺門の用談にも圓顱滿坐酒酣にして紅裙綉衣と亂れて爛熳たるの奇觀を呈するあり抑もこの種類の日本男子が宴席に藝妓を要して缺く可らざるものとするは必ずしも其席に情を買ふの目的のみに非ず例へば酒樓

に登り又は自宅に仕出しの料理を命じても客席の取廻はしは手慣れたる藝妓に非ざれば不都合少なからずして事情止むを得ざるの場合も無きに非ざれども然りと雖ども今その藝妓なる者の素性を尋れば人間社會中果して如何なる種族に屬して文明の標準より如何なる品評を下だす可きものなるや前に云へる如く其中の多數は錢を以て情を買はんことを需めて其需に應ずる者とあれば惣體の名義は兎も角も之を賣る者は則ち其實に於て一種の賣婬婦人と云はざるを得ず洋語に之をプロスチチュート（Prostitute）と云ふプロスチチュートは文明世界に最も多くして最も賤しんずる所の者にして苟も社會の士君子たる者は公けに之を近づけざるのみか假に彼の文明國に於て貴婦人紳士の盛會中に誤て賣婬婦の坐に在るあらば衆客は皆朝衣朝冠して塗炭に坐するの思ひを爲し怫然として之を避ること伯夷が惡色惡聲を惡むの情に等しきことならん是等の事情に就ては固より古學流儀、品行無頓着の人と雖ども苟も夙に西洋の文明に志して其士君子に接し又その國に往來して其社會の組織を目擊したらん人は萬々心得居るべき筈にして且我國には多年歐米に留學などしたる人もあり又は彼の民情風俗視察のためにとて特に巡廻したる人物の多きにも拘はらず扨その人々が日本に歸りて暫時日本の風に吹かるれば容易に之に風化して洒落の通人となり時に或は置酒高會など云へば例の如く藝妓の歌舞管絃に柳下惠の本性を現はし猥語を



羞ぢず、醜戯を辭せず、且飲み、且語り、且笑ひ、且叫び、甚しきは且横たはり、且眠り、百の妓女が我側に袒裼裸裎するも平氣なるが如き者あるとは實に不審に堪へざる次第なり我輩竊に思ふに是等の人物は其曾て西洋諸國に行きたると行かざるとに論なく必ず彼の國人中に知己朋友ありて折節は文通し互に双方の動靜を報ずるならんなれば其文書中に去る何月何日は吾〳〵同志者が世教民利國益のために兼て計畫したる何々社の發會にして朝野諸紳士の臨席する者甚だ多く某君の祝詞、某先生の演説終りて盛宴を張り云々までの報道は差支へなかるべしと雖ども其以下の文に當日宴席の酒興を助るがために藝妓何名を召して絲竹歌舞の愉快に衆客皆醉倒の歡を盡して去りたり云々と記し尚外國人の事なれば唯藝妓とのみ云ふも其何ものたるを解し難きが故に念のために一言を書き加へ本來藝妓とは我國にて其職業を問へば字義の通りの業を執る女子なれども近來は彼等の風俗大に變じて一步を進め竊に客の需に應じて一時又定時に情を賣る者なり蓋し我國上流の士君子が公けに又私に人を會して大小の宴を開くには必ず藝妓を其座に周旋せしめ客も妓も盃盤狼藉の間に打混りて無上の快樂を享るの風なり云々との説明を送るべきや否や我輩の推察する所にては假令ひ其外國人が如何に親友たりとも是れまでの説明を添へて報道することは無かるべし否な、當局者の本心に於て報道すること能はざるべしと信ず如何となれば藝妓を宴席に弄ぶの一事、內國人同士なれば甚だ安氣なれども外國人に對

しては少しく愧る所のものあればなり左れば此一事は文明國の人に向て斷じて口外すべからざることにして獨り內國に在ては毫も愧る所なきもの歟、我輩その理由を知らず一身の榮譽面目は細々積で重きを成すものなり一國の榮譽面目も亦然り何者の輕薄兒か敢て之を人生の細行なりと云ふ自身を知らず又自國を知らざる者なり

## 第六

藝妓社會を去りて娼妓の境界を見れば純然たる賣婬の營業にして彼の遊廓と稱するは卽ち賣婬の巢窟なり尋常一樣の人間世界には非ざるなり抑も娼妓の利害に就ては今更これを論ずる者も少なく所謂道德家の所望に任すれば無き方が宜しと云ふは勿論のことなれども人間世界は道德のみ世界に非ず人類の身も之を二樣に分つときは一方は人にして一方は禽獸に異ならず近く喩を取れば人の衣服を着けたる所は人類にして其裸體たる所は禽獸なるが如し道德家の注文通りに自身の人心を以て自身の獸心の働を制服し得れば誠に目出度き仕合なれども世界古今その例を見ず左れば獸心の働果して止むべからざる歟然らば則ちその止むべからざるに從て之を許し是れよりも更に大なる害を防ぐこそ利益なれとて今日に至りては如何なる偏窟論者も世の中に娼妓の種を除かんなど云ふ者は絕てあることなし殊に文明の進步して貧富の差の甚しきを致す其割合に準じて虛飾も亦甚しきを致し貧人は貧なるが



ために妻を養ふを得ず富人は虛飾の慾に忙はしくして婚するの暇を得ず世界到る處に無數の獨身者を生じて此輩の情慾を滿足せしむるためには是非とも娼妓の方便なきを得ず實を申せば社會貧富の差、斯の如く甚しからずして上流も下流も相應に勞働して相應に錢を儲け以て一家を保つ可きの仕組ならば娼妓の要も大に減じて好き都合なるべしと雖ども實際に於て其然るを得ざるは社會全體の大勢に妨げらるゝものと云はざるを得ず一人の働を以て日に二三十錢より四五十錢（是れは都會の話にして田舍は此半に及ばざるもの多し）の錢を取り一月中に休日もあり又天氣に妨げらるゝもありて之を平均すれば每月の所得十圓に上るを得ずして五六圓に居る者を多數とす僅に一身の衣食に足るのみにして酒さへ呑むを得ず妻を養はんなどは思ひも寄らぬ事にして若しも無理に妻帶して不幸にして子を產むこともあれば一家唯餓死を待つの外なし又上流の人の虛飾も止むを得ざる世間の風潮にして殊に歐米諸國にては其弊最も甚しく美衣美食して外面を裝ふにあらざれば世間の交際を許されず就中男女婚姻は生涯の一大事にして卽時に錢を費すのみならず婚姻の後は家の面目を改めて平生の暮向に費用の嵩むこと以前に幾倍するが故に容易に企つべき事柄にあらず先づ以て獨身を辛抱するの外手段あることなく又近來の如く敎育の方法の上進するに就ては男女ともに大に精神を發達して俗に所謂氣位は至て高き處に止まれども扨錢の一段に至りては紛れもなき貧乏人にして此貧乏人が婚姻を求れば

其相手も亦貧乏人ならざるを得ず曾て何れかの大學校を卒業して文才技藝拔群なりと稱する學士學女にても其才藝を以て現に錢を得て豐なる者にあらざれば婚姻の相手は裏店の娘か横町の職人たるに過ぎず我が教育の品格を以ては、まさか彼の殺風景なる娘に細君の地位を授るを得ず彼の荒々しき下郎を良人として親しむに忍びず我が身に錢こそ無けれども人品は則ち君臣の差も啻ならずとて其狀恰も錢もなく智惠もなき貴族が爵位と勳章とを抱て人の之を顧みるものなきが如し是亦獨身を守るの外に詮方なき者なり故に文明開化の次第に進歩するに從て人心漸く肉體の慾を去て精神の快樂を重んずるの痕跡は聊か見る可きに似たりと雖ども同時にこの開明のために世に獨身者の數を增し其始末は誠に當惑の次第にして唯一線の血路は窮策にも醜策にも娼妓に依頼して社會の安寧を保つの外あるべからざるなり假に今、人間世界に娼妓を全廢して痕跡をもなきに至らしめん歟、その影響は實に恐るべきものならん例へば近く東京に於て新吉原を始めとして幾箇所の遊廓を禁じ兼て市中賣婬の取締を嚴にして之を封鎖したらば如何なる事相を呈すべきや數月を出でずして滿都の獸慾自から禁ずること能はず、發しては良家の子女の婬奔と爲り、伏しては孤枕の寡婦の和姦と爲り、密通强姦と爲り、勾引欠落と爲り或は大に破裂して諸處の爭闘と爲り社會の秩序もこれがために紊亂せられて復た收む可らざるに至るや疑を容る可らずと雖ども古今幸にして斯る慘狀を見ざるは之を娼妓の効力と云はざるを得



228650

ざるなり抑も娼妓の業は最も賤しく最も見苦しくして本人の心身共に最も苦しきものなりと雖ども今の人間社會の組織に於ては萬々これを廢す可らざるのみか僅にこれに依頼して秩序を維持し來り、此者あらざれば秩序忽ち紊亂するとあるからには本人のこの業を執る其目的は兎も角も社會より之を論じ其人と業との如何を問はずして其業の成跡を見れば娼妓も亦是れ身を苦しめて世に益する者と評せざるを得ず比喩は少しく奇なりと雖ども或る西洋の學士が娼妓を評して濁世のマルタルと名けたることあり蓋しマルタルとは法教の主義のために生命を犧牲にする者の名にして即ち身を棄て、衆生濟度に供するの仁者なり日本にて云へば親鸞上人日蓮上人の流が草を席にし石を枕にして法を說き甚しきは流罪の苦痛を嘗め斬首の座に就くまでにしたるも皆法のため、衆生安樂のために身を犧牲に供したるものより外ならずマルタルの功德大なりと雖ども今娼妓がこの濁れる世の中に居て其容易に起るべき慘狀を未だ起らざるに救ふの有樣を評論すれば其人物、其事業、其目的こそ異なれども社會の事跡に現はれたる功德の大小輕重は之を親鸞日蓮の功德に比して差違なき者と云ふべし如何となれば身を苦しめて世の安樂幸福を助る者これをマルタルと名くればなり我輩は娼妓を廢せんとする者にあらず却て之を保存せんとこそ願へども其これを保存するの方法に就て說あり之を次に陳べん

## 第七

### 品行論

娼妓の今の世に要用にして缺く可らざる次第は前に之を痛論して讀者も多分異議なきことならんと雖ども然りと雖ども其業たる最も賤しむ可くして然かも人倫の大義に背きたる人非人の振舞なりと云ふの外なし之を業とする者は既に女子たるの榮譽を失ひ之を弄ぶ者は既に男子たるの面目を棄て共に與に人非人の境界に陷りて畜生道に戲るゝ者なれば苟も文明の人間世界に於ては千百の事情のために之を禁ずること能はざるも深く之を隱すの注意なかる可らず前節の比喩に人の衣服は醜體を掩ふものなりと云へり衣服は人身の醜體を除く者にあらざれども之を掩ふときは外見醜なきに等し、故に娼妓賣婬の醜體も之を隱せばとて其實を除きたるには非ざれども、隱すと隱さゞるとは人の身體に衣服を着ると着ざるとの相違にして最も大切なる事と知るべし西洋諸國に於ても娼妓は最も多くして之を弄ぶこと最も盛なれども同時に文明の裝飾最も嚴重にして人の目に觸るゝことなし假令ひ之に觸るゝも之を口にし又耳にする者なくして其社會の外見の美なること貴女子が衣裳を着飾りて優然たる者の如し或は其内實を探り衣裳を褫で内部を見たらば意外の瘡痕も現はれて見るに堪へざるの醜體あるべしと雖ども文明の眼は唯衣裳の美惡を評するのみにして衣裳内の物を問はず是れ卽ち文明社會の美なる所にして娼妓多くして娼妓なく、遊所繁昌して遊所を見ざる由緣なり然るに今眼を轉じて日本社會を見れば事體全く反對にして娼妓遊廓ほど世に現はれて人の耳目に著しき者なきが如し例



へば東京にても各所の遊廓爭ふて其外見を張り、之を示し之を吹聽して尙ほ足らざれば門前に特に花樹を植へて燈を點し又時としては「にはか」と稱し衆妓女の行列舞樂を設けて廓内の街道を押し廻はり唄の文句に花の江戸町京町と云へば歌人は三十一文字を讀んで情の濃なるを愛で詩客は四七の竹枝を作て風流を詠ずる等その騷々しきこと實に言語に絶へたる始末にして之を隱すは扨置き唯人に知られざるを是れ恐るゝ者の如し遊廓の仕組既に公然として騷々しければ遊人のこゝに遊ぶ者も亦公然として憚る所なし德川政府の初年には大名士族が夥多の從者を從へて馬に騎し乘輿に乘りて遊廓に往來したりとの話は人の記憶する所ならん今日は流石に文明簡易の日なれば娼妓を買ふに同勢を召供する者はなかるべしと雖ども歷々たる紳士、飄々たる書生、車を飛ばして奔走出沒、北州の濃情、南海の快遊、これを語り、これを說き、他の失敗を嘲けり、己が得意を誇り、眷中を敲かれて肩を聳し、目を細くして涎を流し、喋々喃々その騷々しきこと傍より遽に之を聞けば血氣の壯士が前日遊獵の樂事を再演して語るものかと疑はるゝばかりなり斯の如く遊廓の遊は日本の天地に公明正大のものなるが故に往々これを人事の交際に利用し商用の懇談、爭論不和の調和、又は舊相識再會の饗應、文人墨客の集會又時としては政治上の談論、自分出處の内話等これを彼の仙境に催したらば一入の興を添へて談亦熟することならんとて眞面の人品は衣服を正うし半白の故老は杖を携へ正々堂々悠々閑々としてこ

こに會合する者あり又地方の人物が都下の見物に月餘滯在の其中に銀座通りの煉瓦屋、芝上野淺草向島等は既に之を見物して諸官省裁判所等も其外面より之を一覽したり此上は諸工場諸學校なれども假令ひ工場學校は後にするも吉原の遊興は生涯の話の種に一度び試みざる可らず多年の宿願に出京してこの一興を缺いては故郷に土産を忘るゝに等しとて其これを重んずるは上野淺草向島の景勝に幷び立て遙に工場學校の上に在るが如し遊廓の名聲高くして其公然たること推して知るべし

習慣既に成れば其力は向ふ所に敵なし正を壓して邪と爲し理を掩ふて非と爲すべし況んや正邪理非の不分明なる醜を變じて美と爲すに於てをや我日本國人が娼妓の業を醜とせず遊廓の遊興を公けにして愧ぢざるは戰國より封建の時代に由來したる習慣に壓しられて然るものなりと雖ども一旦心機を轉じて世界の文明を通覽し我日本國は此文明に對して如何なる關係に在るものかと思案したらば今日の日本は戰國封建の日本に非ずして文明の日本たるを發明すべし若しも我文明に足らざるものあらば國民の分として之を補ふの義務あることも亦自から明白なるべし然らば則ち娼妓の一事も他の文明諸國に於て人事の秘密に屬することならば我國に於ても其風に倣ふて之を秘密にせざるべからず試に思へ彼の遊廓に花々しく樓を築き、燈を點し、妓女「にはか」の行列を催して樓上樓下戸内戸外絲竹管絃の賑ひに遠近の耳目を引くは醜體を隱すには非ずして畜生道の極樂は此處に在り四方の



貴客卽ち無數の獸類はこゝに來りて獸戲を戲れ獸慾を逞うせよと聲高らかに吹聽して案内するに異ならず西洋東洋禽獸甚だ多し我輩その内實に於ては特に日本人の品行を愧るには非ざれども唯その聲の高くして形の明なるに赤面するのみ（近日東京市中にて各遊廓の細見を聲高に呼び步行くを禁じたりとかいふ、蓋し又醜體を表面に現はさゞるの趣意ならん）世の識者果して我輩と感を共にし說を同うする歟、甚だ妙なり若しも然らずして異感異說、甚しきは夫子自から犯す所のものありて之を遂げんとならば亦是れ一說なり遠慮なく其說を立て來れ我輩も亦遠慮なく之に答へて是非を明にせんのみ本來是等の事が盜偸の如き公然たる惡事なれば政府の法を以て公然これを禁じて其底る處までも極むべしと雖ども濁世の人情を顧みて社會の秩序を考ふるときは決して之を禁ずべからず、之を禁ずべからずして之を隱さんとす最も困難なる場合にして迚も政法の達すべき限りに非ざれば之に任ずる者は社會先進の士の私に在ることゝ心得、人々に負擔して力を盡すこと肝要なるべし卽ち我輩が特に世の識者に注意を促す由緣なり

## 第八

今の日本男子が內行を愼まずして婚姻の法を等閑に附し內妾外妾これを求るの媒介に錢を用ひ甚しきは其正室本妻と稱する者の出處さへ曖昧にして人に公言すべからざる者少なからず又藝妓娼妓の

醜を醜とせずして公然これに戯れ曾て愧ることなき其有樣は前既にこれを記し斯る社會の醜體の由て來る原因は遠く戰國の世に在りて近く封建の時代に風を成したるものなりとの次第も讀者に於て既に注意せられたることならん左れば近時我文明の次第に進歩するに從て戰國封建の遺風も次第に止み此文明世界に出身する後進の輩は品行の一事に就ても大に面目を改むべき筈なるに其事跡甚だ少なくして隨て出れば隨て奇なる者あるが如きは不審に堪へざることなれども是れ亦今の勢に於て當さに然るべき理由あるものゝ如し抑も社會多數の平均に於て後進の言行は先進の型に鑄冶せらるゝものにして拔群の天資を具ふる人物に非ざれば能く此型を脫して獨立するものなきを常とす故に品行の一事に於ても後進の取て以て手本とする所は先づ近く先進の例に倣ひ其醜美ともに先例に依るは免かる可らざるの勢なるに不幸なるは今の社會の先進故老は二十年のむかし國の政治の變動と共に身の品行をも變動して隨分その極點に達し爾來身に染みたる習慣を拂ふこと能はずして今日にても内室の出處を公言するに苦しみ妾宅の番地を問はれて困る者も少なからざれば後進の見る所にて品行は人生の些末事、身を輕重するに足らざるものなりと心得て往々人の目に餘るほどの振舞すれども曾て先進故老の前に首尾を失ふことなきのみか却て交際を親密にするの意味なきにあらず故老大人の言を聞くに一切の人事に就ては常に正義道德を語り德教彝倫の事共甚だ嚴重にして天下後進生の薄德を憂ふるなど至極條



理の貫きたるが如くなれども談緒を轉じて近く人々一身上の品行論に至れば其洒落無頓着なること流水の流暢して曾て停滯せざるもの、如く前言の正格、後言の變通、前後恰も二人の口より出でたる言の如くに響くが故に血氣未だ定まらざるの後進生は大早計にも不品行は德教彝倫外の事なりと信じて憚る所なきに至るも是非なき次第にこそあれ盖し若き時に酒癖ありし老爺は悴に酒を誡しめ、面に痘痕ある者は子供の種痘を怠ることなし我が身の缺典を後悔し我が身の不幸に懲りて後を警しむるの情ならんと雖ども是れは親子の間にして然るのみにして先進故老の後進に對するは斯の如く深切ならず己れ曾て大酒にして今も禁酒すること能はざれば世間に酒客の多きを惡まず、己れの面に痘痕あれば世間に痘痕の仲間あるを厭はず嘗に之を惡まず厭はざるのならず其私心の底を叩けば惡しき事とは知りながら竊に同類の多きを悦んで同情相憐み同氣相求るの意味なきにあらず後進の品行を縛するに繩なきものにして其奔逸するも亦謂れなきに非ざるなり

又世の中に一種の才子なる者あり此者は大抵皆讀書の法も知り、文筆もあり又事を爲すの才もありて近年世間が西洋流の文明開化と云へば其中には横文さへ讀み覺えて時としては外國にも往來し其人物に交はり世務政談樣々理窟を云ふことも巧にして又これを文章にも綴り事業にも行ひ、一見したる處にては文明有爲の學者として通用すべき輩なれども其本を尋て本心の在る所を求れば漢學者の境界

を脫すること能はず其文明論中又事業中、往々儒流の馬脚を現はして人に笑はるゝのみならず其儒流も程朱の窮窟主義にして律儀一偏なれば尙ほ恕すべしと雖ども漢儒の何流に流れたるものか身持の不行跡なること實に言語道斷にして沈湎冒色、花柳に戲れ靑樓に醉ふが如きは尋常一樣の人事として愧るを知らず人倫の最も大切なる婚姻法さへ曖昧にして一時の外妾、定時の內妾、凡そ今の濁世に犯すべき不品行の箇條は一として犯し得ざるものなくして然かも其事を秘密にして隱すの謀を爲さざるのみか彼等の仲間にては放蕩婬逸を以て自負の談柄と爲し衆人廣座の中をも憚らずして猥語醜言、自から稱しく通客色男など公言する其樣は野蠻人種が赤裸にて白晝橫行するの狀に異ならず日本の下人は動もすれば四肢肉體を露はして不體裁など云ふ者あれども何ぞ料らん遙に上流の才子連中には美衣盛服衣冠正しくして赤裸なる者多し而して此輩の談論或は眞面目の事に入らんとすることあれば乃ち橫道に遁れて自から防ぎ、妓を擁して天下の事を語り太白を喫んで宇內の形勢を談ずるなど態と漫語放言して以て己れが不行狀を瞞著し世間の人も亦よく之に欺かれて其罪を問はず却て之を目して紳士學者なり、事務政治家なりとて社會の地位を許すが故に後進の輩がこの漫語放言に敎唆せられて方向を誤る者多きも亦謂れなきに非ず一身を自棄するのみならず併せて人の子を賊ふ者にして社會品行の蠹賊とは實にこの才子のことならん晉の謝安が常に妓女を從へて東山に遊び天下の士大夫これに望を屬したりと云ふことあり蓋し今の才子の流は謝安を以て自から氣取る者か晉代の野蠻世界はいざ知らず十九世紀の文明は公けに醜體を許さず、高らかに醜聲を放たしめず、プロスチチュートを擁して自から娛しむが如き遊治郎を求めて誰れか之に天下の蒼生を托する者あらんや獨り日本國人なる我輩の不服なるのみならず世界の輿論の許さゞる所なり又この才子等が人に其不行狀を咎められたるとき最後の遁辭には亦是れ世間の附合なりと云はざる者なし人へ交際のために我が婚姻法を紊ると云ふも些と不都合なれども姑く之を許し彼の附合とは宴席に藝妓を召し又は靑樓に登る等の事ならんと雖ども抑も附合とは主客互に仕向けて互に報るの義なれば不行狀不品行が附合とあれば双方共に故さらに犯したる罪にして遁辭の通用すべき限りに非ず畢竟するに此輩は精神の尙ほ未だ發達せざる人種にして人生肉體の外に快樂あるを知らず僅に酒色の興に藉りて始めて能く笑語を逞うして假りに活潑の風を裝ふものに過ぎず此點より見れば惡む可らず寧ろ憐む可しと云ふ可ならん故に今の後進生の品行を正しきに導いて方向に迷ふことなからしめんとするには先づ此の一件に就て故老大人の磊落主義を廢し又彼の才子等の頂門に一針を加へ假令ひ反正の實を行ひ得ざるも每事に控目にして秘密の一義を守らしむるの工風なかる可らざるなり

## 第九

品行論

我輩竊に案ずるに日本士人の德義は之を他の文明國人の有樣に比較して決して下等なるものにあらず廉恥の心、慈悲の情、忠孝信義禮讓の德は或は他國人に優るあるも決して劣るものにあらざるは我れも信じ人も許す所なるに獨り品行の一件に至りて言ふに忍びざるもの多し畢竟戰國より封建の時代に由來して加ふるに儒流の教の等閑なるがために社會一般の風潮を成して然るものなりとは我輩の所見にして前段にも略その意を述べたりしが爰に又この風潮よりして士人の心を誘ひ不品行を犯しながらも其慙愧の念を薄からしむるの近因を生じたり是れは他の文明國になくして日本に固有する事情なるが故にために一言せざるを得ず抑も男女相對平等の權利を扞げて人の妾となり錢を以て情を賣るの藝娼妓たるが如きは人類の最下等にして人間社會以外の業なれども古來日本國の風潮に於ては左まで之を賤しきものとせず女は氏なくして玉の輿など云ふは妾が立身して遂には本妻の格に昇り又その產みたる子が偶然に相續の主人となれば母と仰がれて身分甚だ貴きが故に女子の妾奉公は男子の仕官に異ならずして或は之を女子の青雲に志す者と云ふも可なり又彼の身を賣りて娼妓となる者は身を憂き川竹の苦界に沈むるなど云ふて隨分不愉快なるものとすれども其これを沈むるや家の不幸父母の病氣に藥を買ふがため、良人の災難を救ふがためにする等樣々の事情に迫まりて遂に肉體を賣ることもあるが故に本人に於ても深く愧るの心なく傍の人も之を見て左まで賤しまざるのみか却て之を憐みて



竊に之を譽るの情なきにあらず又古來の正史小說芝居等にて是等の事を記し又作りて世間に公けにするに人の妾なり又娼妓なり人倫の大義より論じて賤しめたるものとては絕てあることなく例へば常盤御前靜御前の義朝義經に於ける、虎御前少將の曾我兄弟に於ける、阿古屋の景淸に於ける、小紫の權八に於ける、宮城野信夫の敵討おかるの身賣等計ふるに暇あらず何れも皆賢女烈婦として甚しきは學者の著はしたる烈婦傳の中に載せたる者さへある程にして世間の婦女子が斯る小說を讀み芝居など見物すれば自然に女中の談柄となり自然に其思想を動かして之を賤しむるよりも寧ろ之を慕ふの念を生じ機に臨んで實際に當るときは自から求めて人の妾たらんことを願ふ者あり又藝娼妓に身を沈めても自から恥辱と感ずることなき者多し是れ卽ち我國の賣婬者中に往々良家の子女を見る由緣にして西洋諸國には絕て無き例なりと知るべし故に士人等も初の程は唯獸慾のためにこの賣婬者に戲れたるものが次第に交を重ねて次第に其內外の樣子を見れば人非人中自から人情あるのみならず稀には眞に泥中の蓮花なる者を發見することなきにあらず假令ひ千萬中の一にても自から賣婬社會に光を生ずるの姿にして遊治郎の放蕩不行跡に口實を假すものと云ふべし

又一方には我國男尊女卑の習慣、人心の底に銘して之を洗ふべからず其女卑の極度に至りては男子の不行跡を傍觀して之を許すのみならず或は傍より之を助けて故さらに自由を與ふるの事跡なきに非

ず例へば細君閨裡秋未だ到らざるも主公顔中春に足らざる色あれば細君の方より妾を養はんことを勸め、表面に之を勸め表面に之を辭し、再三押し問答の末、勸告は變じて歎願となり止むを得ずして之を許し妻妾睦じく暮せば世間の評判甚だ宜しくして之を婦德と稱するが如きは古今富貴の家に珍らしからず唯富貴の大家のみならず都て尋常一樣の家族に於て主人が放蕩にして藝娼妓等の戲れに狂ひ殆んど亂暴無狀なるも內を守る細君は曾て之に啄を容るゝを得ず若しも之を爭ふて風波を生ずることあれば天下の輿論は男子の方に左袒して婦人を助る者なし男子にして少しく婦人に自由を許し少しく之に敬意を表して之を親愛すれば世論これを結構人と稱し間拔と罵り人に齒ひするを許さゞるほどに擯けらるゝ、其反對に婦人が男子の不行跡を咎めざれば賢婦人の名を得べし、同じ人類にして同じ權利ある男子と女子とにして女子は間拔の極端を守り嘗に男子に親愛するのみならず其放蕩無賴をも許して始めて賢名を得るとは不可思議の事なれども輿論の然らしむる所これを如何ともすべからず數百千年の習慣、當局の婦人に於ても不平を訴ふるの道を知らず唯女人の身は斯の如く憂きものなりと觀念して徇その上にも無理に外面を裝ひ苦しき中より强ひて自から慰め男子の色を漁るは其身の働きなり吾々婦人が其間に啄を入るゝは野暮なりなど前後始末もなき言を吐き他の自由自在に任ずるが故に男子の身と爲りては內に顧るの心配なく外に在ては時として泥中に蓮花に逢ふの僥倖なきにもあらずして世



間一般の風潮は醜體明にして其體を見る者なく醜聲高くして其聲を聞く者なきの安氣なれば今の男子の品行正しからんと欲するも苟も獨立獨行の氣象あるに非ざれば決して得べからざるなり

## 第十

我輩既に章を重ねて日本男子品行の事に付き所見を陳べ今の洒落無頓着なる樣と、その今の有樣に至りし原因とを論說したり然りと雖ども其有樣を知り其原因を說くも之を救ひ匡すの方法を得ざれば唯一編の紀事たるに過ぎず依て今こゝには其方法の一斑を記して以て全編の局を結ばんとす但しこの事たるや獨り政府の力を用ゆ可きに非ずして專ら社會先進の人の心掛に存するものなれば我輩の依賴する所は唯この人々あるのみにして幸に今我國には純然たる文明主義の士人に乏しからず古學の陋習を脫して又輕薄才子の風に傚はず身自から其身を重んじて其尊きを知り個々の身の尊重を積んで一國の尊重を成し以て立國の脊梁骨（せぼね）ともなる可き人物は我輩の竊に知る所に於ても甚だ多きことなれば微意の目的を達する亦難きに非ざるを信ずるなり扨その着手に臨んで如何すべしと云ふに本來我輩が思ふまゝの所望を云へば滿天下の男子をして其品行を重んずること生命を重んずるが如くにして完全無缺淸淨潔白ならしめんとするに在りと雖ども今の濁世に於ては迚も望むべからざる事たるも我輩能く之を了解し是に於てか一步も二步も讓りて假令ひ內實は不品行を犯すも之を秘密にして世間の耳目に

隱すべし、其隱すの法も樣々なるべけれども先づ以て歐米文明國人が巧に隱すほどに之を隱すべし、或は之を隱して外面を虛飾する中には虛より實を生じて實に淸淨なる者を生ずることもあらんとて窮策中僅に一縷の望を遺したる位のことなれば人心の非を正すなど云ふ大望は姑く差置き今の急務は先づ近く不品行を犯す者へ聊か苦痛を與へて其擧動を不自由ならしむるの工風肝要なるべし卽ち

第一、凡そ人の妾たる者は尋常一樣の婦人と幷立を許さず或は妾より立身して本妻の位に昇り又は初より妻と稱する者にても其婚姻に錢の媒介を用ひ、內實賣買の姿を以て得たる婦人は一切妾と視做して他の正當の婦人と同一の榮譽を得せしむ可らず、人或は說を作り妻は夫と榮譽を共にする者なり假令ひ其出身の初が妾にても後に妻たれば則ち妻にして他に異なる所あるべからずと云ふ者もあらん歟、我輩一例を作りて之を質問すべし妾に男子にして曾て錢のために男妾たりし者が（男妾なる者が實に世の中に有るや無きや我輩知らずと雖ども假に設けて云ふのみ）後に自から富貴となるか又は富貴の家に養子となりたることあらんに社會の人は此男に許すに他の正當の男子と同一樣の榮譽面目を以てする歟、我輩はその必ず然らざるを信ず然らば則ち男妾と女妾と何の異同あるや等しく人倫の權理を屈て情を賣りたる者にして男子なれば擯斥せられて女子なれば然らずとの道理はなかるべし

第二、藝妓にても娼妓にても苟も私に公けに賣婬を以て業とする者は之を人間社會の外に擯斥して



人と齒するを許すべからず公然遊廓と名くる區域を設るも不體裁なるに似たれども古來の慣行、一朝に廢することも難からんなれば之を默許に附して禁ずるにも及ばずと雖ども社會より之を視ること恰も封建時代の穢多村の如くして男子のこゝに遊戲する者は當時の遊冶郎が稀に穢多の小屋に出入して彼の所謂女太夫の婬を買ふと同樣に極秘極密の覺悟なからしめざる可らず（女太夫とはむかし穢多の女子にして三味線唄をもて市に錢を乞ひ時としては婬を賣る者ありしと云ふ）又士君子の宴會等に賣婬藝妓の陪席を許すべからざるは言ふまでもなきことにして若し或は其宴に歌曲管絃の興を添へんとならば字義の如く其藝に巧なる妓女を召して別室か又は宴の座末に之を奏せしむるも可ならん何等の口實を設るも社會先達の君子士大夫と稱せらるゝ者が公然たる宴會に賣婬婦と笑語戲謔するの自由はなき筈なり然りと雖ども人おの〳〵私の自由あり之を摘發して其底る所を窮むるは社會の許さゞる所なれば若しも二三の親友相會して相互に隱すことなく忌むことなき無禮講を催ふすも亦是れ人生の一快樂事にして殊に肉體以下の樂事に慣れたる者は自から禁ず可きに非ざれば藝妓も甚だ要用にして靑樓の戲も亦可ならん唯秘密の一義を愼んで守るべきのみ我輩は多を求めざる者なり

斯の如くして事の成跡は如何なる可きやと豫じめ之を想像するに娼妓藝妓は勿論、人の妾たる者も大に面目を失ふて云はゞ人間世界に居ながら一個の人として人に視られざるが故に自から彼等の仲間

の榮譽品格を落しこれがために從前は自から求めて其仲間に入りし者も今は之を避けんことを勉るは人の心の必然の勢にして又これを避る者は必ず先づ良家の女子稍や教育ある者に限る可ければ賣婬社會寥として復た泥中の花を見ず跡に殘る者は無智無德破廉恥の下等婦人のみにして甚しきは夜叉鬼女とも名づく可き者なれば浮世の男子も之に近づくには少しく氣味わるき情を催ふして殊に上流の士君子は藝妓娼妓又は外妾など云ふ名義に愧ぢて自から忍ぶこともあるべし或は假令ひ內實に忍ぶ可らざる事情に迫りて不品行を犯すも力の及ぶ丈けは之を秘密にして外見を裝ひ社會の見る目に美を添へるの成跡あるべし卽ち我輩の工風にて男子の心に苦痛を與へて其擧動を不自由ならしめんとはこの事なり、之を聞く西洋諸國の賣婬婦は實に自暴自棄の境界に沈みたる者にして迚も尋常の社會に交際を求るの意もなく父母兄弟を知らず、鄉黨朋友に背き、世界到る處に放食鯨飮して日一日を送り今日にして明日を謀らざる其亂暴は實に女中の破戸（ごうつき）とも云ふ可き樣なれば世間の男子も容易に之を近づくことを爲さず假令ひ近づくも大に注意を要することにして無智無力の男子にては不品行を犯すことも叶はざるほどの有樣なりと云ふ實は賣婬社會とても智德に乏しくして言行の賤しきは好ましからぬことなれども既に人倫をも破りたる者へ德義の厚からんことを求るも見込少なき所望なれば其賤しきは賤しきまゝに打棄て置き、其賤しき臭氣を放ちて以て士人の近づかんとする者を拂ふは自から亦經世の一策なるべし故に我輩は日本の賣婬婦の地位をして西洋の同業者と同一ならしめんことを冀望する者なり或人の說に娼妓の梅毒を檢査するは公共の利益に似たれども一方より論ずれば徒に天下の遊冶郎をして安心して不品行を爲さしむるの媒介たるが故に寧ろ檢査の法を廢し娼妓の梅毒を以て他の不品行を防ぐの一具に供するに若かずと云ふ者あり言慘酷に似たれども甚だ道理あるが如し蓋し我輩が大に賣婬者の地位を賤しくして上流士君子の之に近づく者を防禦し又その事を秘密にせしめんとするは事柄こそ違へども梅毒檢査を廢するの說と精神を共にする者なり



# 品行論 終

# 士人處世論

明治十八年八月發兌

# 士人處世論緒言

人間の世に在る其爲すべき仕事の千種萬樣にして際限なかるべきは固より論なく此仕事の中にて孰れを尊しとし孰れを卑しとするが如きも唯人々私心の好惡する所に從ふのみにして天然の規則あるにあらざるなり若し我輩の私心を以て假りに其尊卑を分たしめば人間社會に廣且大なる影響を及ぼす仕事を尊き仕事と稱し其影響の狹且小なるものを卑しき仕事と云はんとするのみ然るに今日本士人等の擧動を見るに世に官吏の職業ほど尊きものはなしと心得只管仕官に熱中煩悶する其有樣の見苦しきことを傍觀するにも堪えざるものあり蓋し今の日本の士人等は封建專制の遺風に薫陶せられ人間社會に權を振ひ事を爲すは官吏と爲るより外に其道なしと固信してさては斯る無勘辨なる事をも爲して悔ることを知らざるものなれば聊か其愚と陋とを恕すべき所なきにあらずといへども左りとては今の文明の進歩を急ぐ日本社會

の爲めに其の害を遺すことの甚だ大なる決して默々に附すべき事柄にあらざるなり
依て我輩は本年九月より十月に亘り士人處世論と題して數日間時事新報紙上に此次
第を痛論し當時大に朝野の高評を博したるは我輩の竊かに滿足する所なり今又通讀
の便を謀りこれを一册子に纏めて再刊したるも其微意亦日本士人の時にこれを繙讀
して永く處世の方向を誤らざらんことを祈るに在るのみ

明治十八年十二月



# 士人處世論

## 第一

我國後進の士人が兎角政事談を悦び立身の道を求るにも唯官途に就かんとのみ熱心して他に顧る所なく政府にても入用の人物だけは採用すれども左りとて限ある官員の席に限なき人を容るゝことも叶はずして之を打捨おけば熱心の士人は身の進退に窮し遂には謂れもなき事に政府を怨みて樣々に說を作し或は一旦幸にして官途に就きたるものが政府の都合に由りて免職などになればその不平はますます甚しく昨日までの朋友も今日は苦〳〵しき間柄となりて何事に就きても政府に反對するものゝ如し斯くては官民の間の調和を妨げて國のために不利なり畢竟わが國に官途を望む者多ければこそ斯る忌しき事情も生ずることなれど何とかして人々の心を他に轉じて其熱心を冷にし政府をして政を爲すに自由自在ならしめ人民も亦官途の外に悠々として安氣なるべき工風はなきやと世の識者は常に之を憂ひ我輩も亦共に心配する所にして拙名案もなけれども凡そ人の心の熱を除かんとするに唯これを除くのみにして永久に冷ならしめんとするは迚も行はるべき事にあらず熱なればキニーネを用ひて挫く

の法もあれども後進生の立身熱を挫くはキニーネの能くする所にあらず左れば此輩の心事を一轉して政事外に向はしめんとするには他の場所に名利の得らるべき道を開くこと肝要なるべし即ち其場所とは工業商賣の事にして苟も人民獨立の事業を執り利益を得て又隨て榮譽を燿かすことを得れば必ずしも官途の一方に固着して斃念深く之を求るにも及ばざることならん即ち是れ其人の熱をば其まゝに差置き唯その熱する所の方角を轉ずるの法にして官民双方のために至極便別なるべしと信ず我輩が平生人に工商事業の利益を說き自から其身分を重んじて獨立の榮譽を維持すべしと勸るも其微意はこの邊に在るものなり

右は官途の事業と民間工商の事業とを較べて民間の事業に從へと勸るものなれば爰に其本人の私の爲を謀りて當に然るべき所以の理由を說明せざる可らず人の言に日本は官員の極樂國なりと云ふ者もあれども是れは極端を評したるものにして信ずべからず一身出世の初より生涯過ぎて子孫の利益幸福を考ふれば官途必ずしも極樂にあらず左に其次第を述べん

先づ第一に申せば官途に就かんとする者は勞は多くして功は少なしと云はざるを得ず今の官途に熱する者の多きは世に隱れもなき事にして全國無數の後進生の仕官は如何と語れば應と答るのみにて否と拒む者は萬に一もなきことならん併し是れは唯官を好むに止まる者なれども之を求め之に熱して若





し宿昔の志を達するを得ざる時は心に失望するのみならず忽ち身の處方に困るとて煩悶する者都下に地方に蓋し幾萬人に下らざるべし然るに事實政府の官吏任免の數を見るに一年僅に幾百に過ぎず故に官途に熱心して果して心願を達する者は統計表こそなけれども千百中の一たるに過ぎず例へば一時寫字生等の入用に付試驗の上にて之を採らんと廣告すれば一名の入用のために募に應ずる者は五十名も百名もあり寫字生にして尙斯の如し況して少しく上等の地位に於てをや官途に人の群集して失望者の多きこと推して知るべし而してこの失望者も何か他の職業に就て恒の業を營みながら傍に官を求る者なれば害なきことなれども大抵は無職業にして空しく衣食し諸方を奔走して交際を求め又は知る人の家に寄食し下宿屋に閑居し、閑なるが如く繁なるが如く詰る處は唯時節到來を待つの外に說あることなし之を喩へば東京市中の人力車その數三萬に下らずして實際に客を載せて走る者は全數四分の一より多からず他は皆路傍に四辻に群をなして晝夜ともに客を待つものに異ならず人力車夫は平均して無職業なる者四分の三とするも尙四人の間に一人前の仕事を分て働き、少〳〵づゝの所得あれども官途心願の士人は百中一の僥倖を待ち一人前の仕事のために九十九人の働きを空うするものなれば其有樣は之を人力車の客待に較べて及ばざること遠しと云ふべし西洋の諺に時間は金なりとの義果して違ふことなくば假に此百人の熱心者を一社中として社員全體の損益を見たらば必ずその不利なるを發明

することあるべし百名の社員が一年の時間を空しく費すのみならず周旋奔走のためには多少に資金を失ひ又借金をも作り扨その出來上りは如何と尋れば僅に其中の一社員が籤に當るに過ぎず假にこの當籤者が月給百圓を得るとせんか一年間一百人の現に費したる金を百圓づゝとし又その三百六十日の働き即ち時間の價を百圓とし合せて此資本を一年間に空うして得る所は月に百圓年に千二百圓より多からず資本二萬圓に對する千二百圓は正に年六分の利子にして然かも其僥倖の當局者が不幸三五年の勤仕にて辭職する等の事あれば元金の皆無は勿論、利子さへ不納の大損亡たるべし實は今の官途熱心者が銘〳〵に働きて銘〳〵に失望し其失望は己れ一人の不運として竊に自から觀念すればこそ世間の人も知らざることなれども經濟論の主義に於ては無算の甚しきものなり

## 第二

官途の出身に思を焦すは貨殖經濟の主義に於て無算の至なりとのことは前既に之を述べたれども尙ほ讀者の了解に便ならしめんがために一例を加へん例へば爰に理財に明なる金滿家ありとせん主人の眼を以て幾名の人物を見立て各その見込に任せ又主人の忠告を授け之に何程かの資本金を貸渡して商工の事を起さしめ數年の後にその者共が家を起すは勿論、金主も亦元利の返濟を得て債主負債主ともに双方の利益たりし例は古今に珍らしからざれども今この金滿主人が官途熱心の人物數名を擇び其出身の資本として金を貸すことあるべきや我輩は斷じて是れ無しと云はざるを得ず固より世間の富豪にしてよく後進生の志を助けて之に資金を給して遂に其人物の官途に顯はれたる例はあれども是れは全く商賣上の考を離れて他の關係より出來たる事にこそあれ、苟も資本を卸して隨てこれより生ずる利潤を得んとする十露盤の勘定に於ては如何なる約束にても官途出身の資本金を貸すべからず又今日の實際に於て金貸商賣の人が士人の出身を抵當にして貸したる者もなかるべし、等しく人物を見立てゝ商賣人なれば之を信用して資本を貸し官途の熱心家なれば之を疑ふて貸さゞるは何ぞや其人物の才不才にあらず又正不正にあらず唯その事柄を見て一方は先づ安全にして一方は甚だ危險なればなり抑もこの金滿家は唯金の損益のみに眼を配るものなれば其勘定する所甚だ冷にして所謂クールカルキュレーションなるものなれば必ず大に誤ることはあるべからず然るに此冷算にしていよ〳〵危險なりと決定したる官途に士人の空しく群集して入るを求むるは何故なるや解すべからざるに似たれども局に當る者は惑ふの諺に洩れず士人の心事常に熱して冷なるを得ず首を擧げて政府を見れば富貴の人甚だ少なからず官位高くして人に尊まれ、月給多くして家内に苦情少なく、然かも其勤は甚だ樂にして民間の稼ぐ者に比すれば天と淵との相違なりと云ふ尙ほ此上にも殘念に堪へざるは同鄕竹馬の交際には常に我手下として泣かせたることもあり又同窓學校の勉強には常に失敗して黑點のみを取りし者が何ぞ料

らん今日は政府の好地位を占め意氣揚々として人相までもむかしに變り途中に顔見合せても知らざる者の如し彼れも人なり我れ固より人物なり何ぞこのまゝに朽果んやとて熱心遂に判斷の明を失ひ、己れの人物の中位なるを忘れ、其藝能の少なきを忘れ、現に政府に好地位を得たる舊友は自から才力ありて然りとの理窟を知らず假令ひ才力は不十分にても自から官途に就きたる因緣あるものを其内實の譯を知らずして只管他の富貴に傚はんとする忘想煩悶たるに過ぎず、如何にも政府に好き地位を得たる者は一時誠に結構にして目出度次第なれども前に云へる如く其目出度き籤に當る者は熱心者中百分の一か千分の一たるに過ぎず百千中の一を僥倖せんとするは投機の最も危きものにして之に近づくものは智者と云ふべからず我輩曾て云ふ爰に一奇人を出し毎朝府下何れかの公園地へ凡そ處を定めて人知れずに五十錢銀貨を投じ置き市民の自由にこれを拾ひ去るに任せたらば如何なる事相を生ず可きや昨朝は何町の何某が某公園の松の木の下にて金を拾ひ今朝も亦何屋の小者が使の歸りに其邊にて拾ふたり十日以來毎朝然り銀貨天より降り來るとて市中の貧乏社會傳へ又傳へて老若男女幾千萬の群を成して松の木の下に騷ぐことならん成るほど其群集中の一人は必ず半圓銀を得て愉快の思を爲す者あるべしと雖ども之を拾はざる者の失望は如何なるべきや假に其失望者を毎日一千人とし半日を空ふして家に歸る其手間を平均二錢づゝとすれば正に二十圓の働き卽ち騷ぎなり五十錢の僥倖のために二十圓を費す、社會の經濟のために不利なるのみか其一人づゝの身のためにも永遠無窮の損亡にして斯る事に浮かれて騷ぐ者は無算の愚民と評せざるを得ず但し世の中に戲に金圓を棄る奇人もなし先づ事實に氣遣なき騷ぎにして唯我輩の空想に止まる事なれども天下後進の士人にして試みにこの空想を畫きたらば必ず愚民の愚を愍笑することならん我輩の保證する所なりと雖も何ぞ異ならん大小の諸士が政府の筋に在る大小の官員を見て其地位を僥倖せんとするは彼の半圓銀の噂を聞傳へて空しく公園の松樹下に群集する者にして識者の嗤を免かるべからざるなり左れば我輩は素より士人の仕官を非とし妨る者にあらず苟も官途に適當すべき一種特別の才能を備へ又この途に入るべき固有の因緣もありて人にも信ぜられ自分も信じ己れの望む所、一發一中必ず誤らざるの見込ある者ならば心を一にして唯政府に好き地位を求め以て一身の名利のためにし兼て又天下公共のためにすべきは當然のことなれども其以外無數の士人にして出身の六ヶ敷きは世人の目にも其大概の事情を知り自分にも慥に請合難きほどの者ならば假令ひ何樣の才智藝能ありと自信しても斷じて官途の事は思ひ止まり一日も早く他の獨行私立の營業に身を轉ずべきものなり

## 第三

大凡そ事物の利害を判斷するには其平均の數に據ること肝要なり例へば古道具屋が種々樣々の品物

を仕入れて之を賣るに原價に二倍三倍し時としては十倍することもあり此點より見れば諸商賣の中にて古道具屋より割の良きものはなし忽ち巨萬の富を致すべき筈なれども事實に於ては決して然らず常に原價幾倍の利を見ざるのみか仕入れのときに鑑定を誤りて大損亡を蒙ることも少なからず又その品物が久しく自分の手に在る間に時の流行には後れ仕入れの元金には利足嵩まりて知らず識らずに原價を增すの姿となり扨歲末に至りて店卸し勘定すれば矢張り尋常普通の商賣に異ならず其大利益と大損亡とを平均して餘る所のものこそ純益たるべければなり故に古道具屋はその大利益を當てにせず又その大損亡をも恐れず常に平均の數を以て滿足すると云ふ誠に左もあるべき事にしてこれぞ商賣の本法ならん

扨前言は譬に申したることにして今之を士人官途の出身に當てはめて說き明にすべし凡そ天下の士人にして宿昔靑雲の志を抱くからには政府中最上の地位に登りて最上の名利を取らんと欲せざる者はなかるべしその趣は角力に志す力士が關取を目的とせざる者なきが如し尤至極のことにして流石に士人の志は左こそあるべし毛利元就が天下に主たらんと祈りて能く一方に主たるべしと云ひたるが如く男子の志は須らく大なるを要すと雖ども唯志のみが巨大にしても實際の處に少しく取留なくしては唯世人の笑の種たるに過ぎず故に志士も口には隨分大言を吐くも宜し、亦心に自から信ずるも宜しと雖



ども極〳〵の內心には大丈夫を踏み矢張り事物平均の數に據りて彼の商人が損益を平均して其中程の利益を目的にするの例に做ふこと肝要なるべし卽ち前にも云へる冷算（クールカルキュレーション）の法にして實際に失望の氣遣なきものなればなり扨この冷算法を以て官途功名の平均數を求るに今の官員は兵卒巡査町村吏等を除きて凡そ七萬五千の數あり其收領する所の俸給は何と名くるとも本の出處は人民の納る租稅より外ならず卽ち七萬五千の大小官吏は稅に食む者にして其食稅の高は甚だ少なきものなり假にこの官吏をして月給八十圓、年俸にして一千圓を取らしめん歟、わが國庫の歲入七千五百萬圓は殘らず官吏の俸給に遣ひ拂ふて餘りあることなし固より實地に行はるべきにあらざれば一人一千圓は平均の數にあらず其半減にして五百圓にもならず又四半減して二百五十圓にも足らず我輩の精密の數を知らざれども或る人の推算に據れば大抵一年百五十圓より二百圓の間なるべしと云ふ今唯漠然として官員社會を見渡し其上等の部分のみを計ふればこそ月給何百圓にして結構なるが如くに思はるれども是れは誠に其社會中の少數にして中以下に至れば人數はいよ〳〵多くして俸給はいよ〳〵少なく最下等の如きは實に氣の毒なるほどのものなり左れば官途熱心の士人がその宿昔の志を達して思ふがまゝに出身の道を得たりとして其地位は何れの邊に在るべきやと尋るに人物の才能次第、また出身の因緣次第にて意外の好地位を占る者もあるべきなれども才能も中等、因緣も中等の者こそ多

かる可ければ其多數の中等連は平均の數、一年百五十圓乃至二百圓の金を得ること丶覺悟せざるべからず是れ卽ち事物に大丈夫を踏むものにして若しも之より以上を期するは古道具屋が大利益の賣買のみを當にするものにして早晩一日落膽の時あるべきや疑を容れず、之を聞く英國政府にては國民に所得稅「インカムタキス」を課するに一人一年の所得、百五十ポンドに足らざる者は免稅の法なりと云ふ百五十ポンドは我國の七百五十圓に當るが故に英國の人民は一年の働を以て家に七百五十圓の所得なければ難澁者の部分として免稅の特典を蒙るに引替へ我官途社會の所得を平均すれば此難澁者に及ばざること正に五百五十圓なり固より英國は物價高くして金の位低く日本は諸色下直にして暮し易しと云ふと雖ども官員の極樂國とまで稱せらるゝ日本の官途にしては聊か驚かざるを得ず極樂の名稱虛なりと云ふべし

以上に記す所果して數に於て違ふことなくば假令ひ出身の道を得たる者にても左まで結構なるものにあらず畢竟今の熱心士人が事物平均の數を忘れ平均の下を見ずして其上を眺め無理なる先例を我身に引當てゝ獨り天下の僥倖を專らにせんとするの空想より遂に失望の慘情に陷りて進退に窮することなれば我輩の願ふ所は其熱心の中にも尙冷算の一義を忘れずして竊に自から前後を考へ果して心に悟る所のものあらば機を誤らずして眼を他に轉ずるの一事に在るのみ



## 第四

官途の功名を平均すれば志士の身に取りて左まで香ばしきものに非ずとの次第は前に之を述べたれども我輩の見る所にては假令ひこの平均の數を超て頗る上流の地位を得たる者にても其一生涯の利害如何を考ふれば利する所は存外少なき者と判斷せざるを得ず試に其次第を云はんに政府に好地位を得る者は世間に尊敬せられて俸給も亦豐なりと雖ども官員は百年の官員に非ず時として非職免職の事あるべし既に免職すれば世間の尊敬は其日限りに斷絶して顧る者さへなき世の常なれば榮譽は永く賴むに足らずとして跡に殘るべきものは財物なれども是れ亦甚だ覺束なし凡そ世界中の各國文不文の區別なく政府の筋に賄賂の行はれざる國なしと雖ども不思議なるは我日本國の政府に限りて其沙汰を聞かず稀に或は之を耳にすることなきにも非ざれども實に稀なる場合にして海外諸國の風俗に比すれば雲泥の相違も啻ならず此點より見れば日本は誠に君子國にして他に誇るに足るべし我輩に於ても竊に肩身の廣き譯なれども當局官員の懷に就て計れば入るものは唯俸給のみに止まりて他に利する所あるなし然かるのみならず官員社會は兎角表を張るものにして住宅什器衣食の有樣にても世間普通の割合よりも美を裝ひ一寸戶外に出ても官員なるが爲にとて看す〳〵餘計の錢を棄ること少なからず又例の交際なるものに金を費すは實に堪へ難き次第にして甲の家の觀花の宴は以て乙の別莊に納涼の會を促し

冠婚葬祭、送別に留別に、餞別に土産に、一に酬るに二を以てし、二に答るに三を以てするの風にして其内實は互に相困ると雖ども互に相止るを得ざるのみか世事日に靜なるに從ひ交際は日に膨脹して際限なきもの、如し異竟今の官途は舊藩士族の餘流を以て組織し錢の方には至て奇麗にして淸貧却て有力の勢あるが故に其一般の氣風に於て錢を輕んずるも亦謂れなきにあらざるなり斯る事の次第なれば官員が在職中に金を溜るは極めて難きことにして少數を除くの外は隨分外見の宜しき身分の人にても家に餘財あるものなく負債ある者こそ却て多かるべしと云ふ我輩に於ても或は然らんと信ずるものなり

左れば宿昔靑雲の志を達して思ふがまゝに政府に好き地位を得ても唯その在職中少しく家を賑かに暮すのみにして若し萬一も主人が中道にして病死する等の不幸あらば如何すべきや暗夜燈消えて家内の方向西も東も分らぬことならん農工商の家なれば戶主が短命の不幸に逢ふも其遺産遺業をさへ守れば婦人子供ばかりにて渡世するの例は誠に珍らしからざれども官員の死亡したるものは恰も一家の顚覆と云ふも可なり或は死亡に非ずして普通の免職非職にても尙恐るべきものあり蓋し今の日本の習慣にては政府の御用と民間の私用とは大に趣を異にし御用の取扱ひは都て大切にして些少の事柄にても人を勞し金を費すこと多し如何なる御用向にても之を民間の私に引受けたらば人數も金員も御用の三分一若しくは五分一にて屹度請合なりと云ふ者あり或は實に然ることもあらんなれども是れは政府の



人が懶惰にして漫りに金を費すと申す譯にはあらず唯御用向が大切にして萬事萬端念に念を入れて鄭重に取扱ふがために自から然るのみ民間の事業の如く錢の儉約のために事の體裁をも顧みず唯損益一方にのみ眼を注ぐものとは同日の論に非ず之を喩へば政府の御用は富豪大家の事にして玄關より中の間、表座敷、奥座敷、臺所、茶の間、寢間、書齋おの〳〵別にして相紊れず之がためにはおの〳〵其掛りの人を配り掃除は掃除、取次は取次、表の給仕、奥の女中、茶煙草盆の出しやうより挨拶送迎に至る迄整然として版に印したるが如く何等の事情あるも奥の女中が表座敷へ驅出し玄關の取次が寢間に飛込むが如き粗忽はあるべからず假令ひ臺所が忙はしくとも表の給仕に加勢を求む可らず客來に玄關の者は多事なるも午睡して居る掃除番に援兵を命ずべからず是れ卽ち大家に雇人の多くして入費の嵩む所以にして之を彼の貧乏世帶の臺所に飯を炊く下女が玄關の取次に罷出で、食客の書生が時として水を汲み又買物に走り、表座敷は主公の書齋を兼帶し、寢間の夜具除いて乃ち食堂に變ずるが如きものに比すれば甚しき相違なれども貧乏世帶の目的は唯金を儉約するの一方に在るが故に事の體裁を顧みるに遑あらず粗忽と云はれても甲斐〳〵しく働かざるを得ざるなり扨政府の御用と民間の私用とを比較すれば正しく此大家と貧乏世帶との有樣にして多年政府に地位を得て職を奉じたる者は彼の大家の雇人に異ならず假令ひ才德兼備するも身に染みたる習慣は大家の習慣にして迚も之を貧家の事

に用ゆ可らざるや明なり然るに民間の營業は中々劇しきものにして千變萬化臨機應變、主人にして小者の用をも勤め、帳面方の番頭も常に賣買の相場に心を配る等成る丈け人を少なくして成る丈け費を省くを旨とし紙一枚筆一本の事にまで細に氣を付て俗に所謂大目に看過ごすことゝては絶てなき慣行なれば正々堂々たる政府の事務に染込みたる人が何として之に適ふべきや其これに不適當なるは諸禮の師匠を呼で火事場の手傳に用るが如し時としては事の加勢には爲らずして邪魔にこそなる可きのみ之を要するに官途の人は唯御用取扱ひと名くる一藝のみに通達したる者にして之に通達すること愈々深ければ俗世界の俗事に愈々遠ざかりて實際の營業には都て緣のなき者となる可きこと人心の定則にして吳服屋の番頭が店を去て藥屋に行けば商賣柄は全く以て爾後の身を立つべきや同じ俗世界の事にして最前に異なれ共賣買の精神は同樣なるが故に新事業に慣るゝこと易しと雖も官員の御用社會と普通の營業社會とは事の緩急正變相反對して相互に容る可らず、忙はしき俗世界の者を政府中の閑散なる場所に入れても尙且つ當分は狼狽して用辨を爲さず況して緩にして正しき事に慣れたる人物を移して急變衝くが如き民間に置くに於てをや我輩はその方向に迷ふことある可きを恐るゝ者なり故に云く官員は百年の官員にあらず假令ひ僥倖にして好き地位を得たればとてその死亡又は辭職の時の事を案ずれば在職一時の榮華は香ばしきに似たれども民間の營業の澁くして永續するに若かず、桃李花開くも風雨の夕あり我輩は後進諸士のために謀りて松柏の嬋娟ならざるも其の常青を愛するものなり

## 第五

門閥は世祿と相伴ふて離る可らず試に德川政府の時代を見よ名家の子孫は甚だ多しと雖も苟も世祿なき者は世に名を顯はすを得ず何村の何兵衞はむかし〳〵何の國の太守領地は何萬石、位は何位何某公の末孫にして系圖も慥にして祖先傳來の寶劍具足もあり既に去年は村の者どもを集めて何百年忌の法事を勤め本家の主人が一番に燒香したりなど云ふ話は每度聞くことなれども悲しい哉その家に世祿なきゆゑに何と家柄を喋々しても矢張り尋常の土百姓たるを免かれず或は諸藩士又幕臣の中にも名家の小臣あり新參の大臣あり拙者の先祖は家康公に關ヶ原の御供を致して敵の首を七つ取りたりと云ふも今の家祿が僅に三十俵なれば三千石取る新參の大臣に向て平身低頭せざるを得ず唯家柄のみ然るにあらず爵位とても祿に伴ふに非ざれば光を放つを得ず封建の時代に京都の公卿の位は甚だ高くして世世正何位とて迚も武家の企て及ぶ所に非ざる者多しと雖ども實の勢力に於ては從五位下諸大夫たる大名に向て一言もあることなし左れば門閥とは唯名家の子孫たる家柄のやうに思ふ人もあらんなれども其實は決して然らず家柄に附するに世祿を以てして子々孫々これに依賴し何樣に不束なる人物にても

衣食に差支なくして人へも衣食を與へその暮向き都て洪大なるがため自然に世に尊敬せらるゝことにして其家柄も其位も世祿に由て光を生ずるものと知るべし是れ卽ち封建の時代に凡庸暗愚の主人が幼少の時より教育もなくして惡しき家風に習慣を成しながら能く大家を相續して無事なりし由緣なり世祿の力大なりと云ふべし

維新以後世祿の法廢して官途に在る者は奉職中の年俸月給を收領するのみにして其身一代の祿をも得ず又有爵の華族を除くの外は位記さへ子孫に傳へざるの法なれば如何なる貴顯の地位に在る者にても仕官を罷めて身死するときは何等の痕跡をも遺すことなし幸にして家に蓄積の餘財にてもあれば子孫も依て以て衣食すべきなれども左もなくして其人の存生在職中の生計、毎月毎年出入正に相償ひし者ならば子孫は唯尋常一樣の貧士族貧平民にして父祖に何樣の功勞あるも遺族の爲には毛頭の益を爲すべからず蓋し是れ文明開化の大主義、國民おの〳〵其身の才力に食み曾て死者の功勞の蔭に依らざるものにして日新の天下は當さに斯くこそあるべけれ我輩の常に稱揚する所にして之を彼の舊幕府時代に少しく手柄ある人が祿を世にし官を世にし又爵を世にし甚しきは儒者醫師の輩が其學術を世にするが如きものに比すれば年を同うして語る可らざるなり然るに爰に官途のために憂ふべき一事と云ふは我國の制度全く封建門閥の體を解きたりと雖ども數百年來の餘臭は容易に洗ふべからずして政府と人民との間柄を見るに上下尊卑の懸隔甚しくその發して公用の文書に現はれて文字の大小敬語の用法等は勿論、日常些細の事にして政治に緣なき性質のものにても政府の筋と云へば一種特別の重みを附けて之を仰ぎ尊ぶこと封建世祿の時代に所謂る御上樣の御用の筋をむやみに尊敬したるの風に彷彿たるもの少なからず然り而して此政府の筋を代表する者は官員なるが故に凡俗世人の見る所にて官員は一種特別に身分重き者と思はざるを得ず旅行すれば道中旅宿の待遇、市に出れば諸商人等の會釋、家に出入の者ども、雇の男女に至るまでも主人を崇めて殿樣奥樣御前樣と仰ぐその有樣は必ずしも其家の資產豐にして人に錢を與へ又給金を多くするの故にあらず平民社會の旦那親方も官員社會の殿樣も錢を費すことは同樣にして人の見る目に斯くも相違あるは錢の原因にあらず官員の方は其錢に伴ふに身分なるものを以てして殿樣奥樣御前樣の尊稱を受け遂に平民との間に大なる懸隔を生じて恰も人種の相異なるが如き習慣を成したるものなり扨又主人が殿樣なれば悴は若殿樣にして若樣の威光も自から內外に燿くべきは當然の勢にして夫れも世事に經歷ある老成人なれば拙者も今こそ殿樣なれども本を思へば云々と獨り心に肯(うなづ)きて交際に加減もすることもあらんなれども二代目はえぬきの若殿樣にして目下家の暮向きは豐なり假令ひ尊嚴(ちうげん)が嚴然として之に於ては則ち然るを得ず周圍の持て囃しは盛なり假令ひ尊嚴が嚴然として之を誡しめ敎へても敎ふる功能は見て習ふの力に及ばずして何と工風するも子供心に自尊の念は絕つべ

からず如何となれば官員の官に在る間は平民社會と身分を殊にし貧富に拘はらずして尊卑の人種を別にするが如きは公私の習慣事實に於て明白なればなり畢竟數百千年我國の士族尊く人民卑くして其士尊民卑の遺俗が今は官尊民卑の姿に改まり官員の家に一種の勢力を生じて家人の心も自然に其風に化するものなれば之を如何ともすべからざるなり抑も社會のために此官尊民卑の得失を論ずるは本論の旨にあらざれば之を略し唯一家の利害のみを云へば現在の官員の身分と俸給が子孫に傳はるものなれば在來りの家風をも其まゝに存し新に門閥を起して萬世安心なるべけれども今の文明の日本國に於ては之を許さず官員の榮華は在職限りにして消えて痕なきを如何せん、家に世祿なくして家人は其身分の尊きに慣れ、衣食の度低くして氣位のみ高きは之を子孫の苦痛と云はざるを得ず近く其例を擧れば諸藩の士族が俄に家祿に離れて今の難澁には非ずや士族には金祿公債證書もあり且その人物は決して愚ならずと雖ども幼少の時より身分の尊きに慣れ、家祿の豐なるに慣れ、我れは日本中にて一種特別の身分の者なりと自から信じて人も亦これを許したるものが頓に其家計を顚覆せられたるが爲に斯の如きのみ今官員の辭職死亡は士族廢藩の厄に異ならず其在職中に家計のいよ〳〵盛なりし者が後日の苦痛いよ〳〵甚しかるべきは舊藩士族の大祿なりし者が廢藩の後に一段の難澁を感ずると同樣なるべし左れば後進士人が官途に意氣揚々たるものを見て羨ましきに堪へざるが如くなるは壯年の血氣に尤も至極なれども壯年は百年の壯年に非ず永久に子孫の謀を爲したらば官途必ずしも羨むに足らざるの事實を發明することあるべし況や人生は官途の外に成すべきの事業取るべきの功名甚だ多くして然かも其事業功名こそ永く天下後生に痕跡を遺すべきに於てをや古人言あり寧ろ鷄口たるも牛後たる勿れと、政府の尾に附て國民の租稅を食ひ其資本に依賴して事を爲さんよりも一身小なりと雖ども奮て獨立の事を行ひ以て文明男子の名に愧る勿れ

## 第六

士人處世論の一題は今の後進士人が世を渡るに當さに斯の如く身を處したらば然るべしとの道を示さんとしたるものにして其大要を繰返して申せば後進諸士が其志を政治の一方に專らにして身の落付く所は唯官途とのみ目的を定め限りある政府の地位に押掛け押込まんとしては無限の人に有限の地位、とても治りは付かずして諸士の失望すべきは勿論、政府に成替りて考へても頓と仕方もなき次第にて唯政を行ふに困るより外にある可らず左れば士人の官途熱心は官の爲にも私の爲にも甚だ面白からぬ事なれば男らしく身を構へて官途出身の事をば斷然思ひ止まるべしと云ふの論緒より彼の極樂世界と稱する官途も虛心平氣に勘定を立て所謂冷算を以て利害損益の出入を差引すれば餘り香ばしき職業に非ずとて其次第を述べたり扨讀者諸君にて官途の一方に熱心するは官私兩樣のために不利なりと

の義はこれを合點したり然らば則ち官途を斷念して如何に身を處すべきやと質問の起るは正に當然の順序にして之に答ること或は難からんと思ふ人もあるべきなれども我輩の所見にては決して難事に非ず唯これに答へて尋常普通の商賣工業に從事せよと返答するのみにて澤山なるべしと信ず或は諸士の考にて商工の事は難くして計算上に割に合はずと云ふ歟、我輩質問する所のものあり第一その事の難しとは何故ぞ、諸士は少年の時より書を讀み理を講じて心身を苦しめ冬の長き夜に眠るを知らず夏の暑き日に汗を揮ひ艱難辛苦したるみならず其艱苦のいよ〳〵甚しければいよ〳〵これに堪るの勇氣を生じて遂に業を成したる者にあらずや今この艱苦に堪るの勇氣を轉じて直にこれを商工の事業に用ひたらんには何事か成る可らざるものあらんや試に今の現在古風の商工社會を見よ如何なる人物の在るあるや彼等が如何なる艱難を忍んで如何なる勇氣を振ひ如何なる聞見に富みて如何なる智略を運らしつゝあるや、艱難に堪るの勇氣、世態人情に通ずるの聞見、機に臨み變に應ずるの智略、都て吾々實學者の下に在ること數等にして與に語る可き人物に非ず斯の如き無識凡庸輩にして尚且商人なり工業家なりとて居然自から得意の顏を爲して世に處するに非ずや商工の事決して難からざるなり又第二に商賣工業に利益なしとは最も請取り難き話なれば議論よりも眼前に其實例を出して之を示さん諸士は都鄙の市中を往來して路傍の店頭を見るは毎度の事ならん呉服屋あり酒屋あり紙屋あり煙草屋あり問屋小賣見世千差萬別計ふるに遑あらず然り而して此輩は何を衣食するやと尋れば官員の如く月給を收領して稅に食むにあらず華士族の如く公債證書を貰ひたる者にあらず貧富大小の差こそあれども全く自力を以て自から衣食するものにして卽ち其營業に利益あるの明證なり又諸士が金策金談の言を聞くに其指名する所の者は大抵商人にして例へば東京にても麹町區に官員多くして日本橋區に商家多ければ金と目指す所は月給の集る麹町に在らずして商賣の繁昌する日本橋に在るは何ぞや商賣の力は月給の働きよりも大なること推して知るべし

右の如く商工の事は左まで艱難に非ず又利益なき者にもあらずして諸士が之に從事するに臆病なるは其罪唯事を知らざるの一點に在るのみなれ共知らざるより知るの門に入るは諸士の既に實驗を經たる所にして其一例を擧れば諸士は素と漢儒者流の子孫にして祖先以來或は其自身に於ても前年は西洋文明の何事たるを知らざりしかども時勢の變遷、斯くては世に處す可らず迚大に奮發して西洋の事に眼を注ぎ或は西洋の書を讀み或は西洋の人に交はり又或は身躬から西洋諸國に往來して親しく其事情を視察しまする〳〵彼の社會の仕組に心醉して一切萬事彼の國の流儀に倣はんことを勉め今は心身ともに變化してむかしの漢儒流たりし時の事を思ひ出せば全く同一の人とは認められず卽ち曾て西洋の事情を知らざるの境界より之を知るの門に入りたるものにして其働きの活潑なるは實に驚くべき次第な

らずや然るに今漢儒流より西洋の文明流には遷りたれども其文明は唯學問又政治の區域のみに限りてこの區域より一歩を轉ずるを得ず商工の事は君子の知る所に非ず、知らざる事には近づく可らずとて自から縮み上りて手も足も動かし得ずとは何ぞ先に勇にして後に臆病なるや我輩は其理由を解くに苦しむものなり或は今の後進士人の考に商工は賤業なり君子の執るべき事にあらずとて竊に愧る意味もあらん歟、其は業の賤しきにあらずして之を行ふ人の賤しきのみ從前の如く無識卑屈なる素町人の輩が殖産の世界を專にすればこそ賤しくも見ゆることなれども苟もその事が教育を受けたる君子の手に歸するときは次第に體面を改めて遂に君子の事となるべきや又疑を容れず故に諸士のために謀るに民間殖産の事業を見てこれを賤しき小人の事として避くるよりも自から進で之を執りその事業を君子にすることこそ肝要なるべけれ

この點より考れば我輩は獨り後進生のみを責めずして先進の老成人に向ても所望の箇條ありと申すは今の老成人もむかし壯年有爲の人物にして社會に立身を求めたる者なりしが其これを求るや例の如く官途の外に安宅を見ず最初の程は其人も西洋の說を說き不羈獨立斷じて自力に食み以て社會の通弊を矯るなど由々しき言を放つと雖ども顧みて官途を見て好地位あれば之に就て宿志を伸ばし功名を成すを常とす是れは人々の了簡次第時の宜きに從て身の方向を定め以て男子の事を爲すものなれども或





は其心に官途を欲せずして唯餘儀なき事情なるものに迫られ斯くノ〳〵の次第、云々の譯にて遂に不本意ながら例の安宅に歸する者も亦少なからず蓋しその不本意とは虛に設けて云ふにあらず眞實の不本意なることは我輩も傍より敢て保證する所なれども彼の餘儀なき事情の力甚だ强大にして之に抵抗すべからず卽ち其事情の枝葉を除て正味を煎じ詰るときは生計の一件にして差向きの要用のために官に就くものなれば素より己が志を達せんとするの目的にもあらず又或は旣に政府の要處に居たる者が其處を去るに當り斷然冠を掛るよりも閑散氣樂の地位をとて散官に就き至極靜に日を消する人も甚だ多きが如し此種類の人は世間に名望も低くからず身に才力もありて今は久しく官に在ることなれば多少の資產もあるべきなれば我輩は特に之に向て一奮發を所望せざるを得ず如何となれば其人の履歷最初より官途を好まずして之に就き又は好んで之に就きて得意たりしも其得意の時は旣に通り過て今は無聊に苦む程の有樣なるが故に幸に其身に附きたる名望と才力と資本とを利用して純然たる商工社會に新地位を占め全く官途に離別して獨立の事業を起すときは其身に利するのみならず率先の實例を後進生に示して其銳氣を引立るの功能實に洪大なるべければなり老成人の言を聞けば云く吾々は年旣に老したり何も社會に望む所なしと云ひながら其所在は尙官途なり假令ひ其身一代は是れにて相濟むものとするも先進の擧動は後進これを學ぶべし先進後進次第に相學び天下後世の人が皆今の老成人に倣ふ

て唯無事閑散を是れ求めて恰も官途に隱遁するの工風をなしたらば此社會を如何すべきや後世のため我輩の深く憂ふる所にして況して今日の時勢、民間に爲すべくして爲さゞる可らざるの事業甚だ多き場合に當り此流の老成人を閑却するは國のために惜むべし長老の先輩に對して失敬の至りなれど敢てその考案を煩はすものなり

## 第七

日本は官吏の極樂國にして苟にも官途に就くことを得れば第一御用向は民間の仕事と違ひ餘り劇しくもなくして毎日出勤退出の時刻もあり其前後の時間を利用すれば私用を達するに餘りあり日曜の全日と土曜の半日これに加ふるに暑中の休暇半休暇年始年末の休日等を以てして民間の繁劇に較れば官途の一年は僅に民間の六箇月に足らずと云ふも可なり第二には月給に差等あり其少なきものは誠に少なしと雖ども日本人の才能に割合すれば平均して少なからず如何となれば小官にても之を求めて之に群集し大抵の事情にては辭表を差出さゝるのみか免職を恐るゝこと甚しきを見て其給料の尙ほ豐なるを知るべければなり第三には官途の人は錢の外に無形の權力なるものありて世間に對するの顏色甚だ高し殊に田舍地方にては官の効力最も著しくして苟にも官員樣と云へば之に接するの用向の公私を問はず一種特別の人種の如くに取扱ひ例へば平民と官員と等しく錢を拂ふて同席に飮食し又は角力芝居など見物する時にも其場に双方相對すれば年齡の長少を問はず、家の貧富を問はず又その人物の智愚を問はず唯一方は官員なるが故にとて之を崇め尊ぶこと實に不可思議とも申すべき樣なり尙これより も著しき奇觀は官員樣が蒸氣船車の下等に乘り素町人土百姓が中等上等に乘り船中車中は上中下の差別嚴重にして上等の客は錢丈けに光り、下等は下等丈けに窮窟不自由なりと雖ども扨この客人が船より上陸し車より下るときは忽ち顏色を改め曩きの上等客も下等の旦那樣に向て平身低頭せざるを得ず實に人間世界の奇觀なりと雖ども是れが今の日本國中の風俗にして强ひて官員の方から威張るにもあらずして四方八方より迎へて之を威張らしむるは是非なき次第と申すべきのみ

右の如く日本の官途は甚だ割合よきものにして之に就くものは實に難有仕合なるが如くなれども極極その內幕に入りて內情を探れば外より見たるほど左程に結構なるものにあらず御用が劇しからずして餘暇ありと云ふも其餘暇は存外役に立たずして是れまで官員が公用の餘暇に斯る大事業を成したりと云ふ話も聞かず詰り人間の身は樂なれば樂に慣れて又その樂事に忙はしきことゝ見ゆるなり又月給の割合が宜しと云ふも唯目先きの事にして其割合が宜しければ他に割合の惡しき附合もあり人の知らざる出費もあり決して手取りの純益たるべからず論より證據には今の官途社會に金穴は稀にして清貧の君子多きを見て知るべし又官員樣は甚だ尊しと云ふも其尊きやむかしの如く世祿に伴ふたる尊位に

あらざるが故に一朝の榮華は牽牛花の花の麗はしきに異ならず其身終るか又は辭職免職の災難降り來るときは前の榮華は却て心を惱すの媒介となり親類朋友に面目なきのみか家内のものに對しても何となく身巾狹くして人に云はれぬ苦痛は如何ばかりなるべきや是等の事を前後思慮分別すれば官途決して極樂世界にあらず樂中苦の種子を孕み、苦樂相半して初めは吉し終りは凶しと判斷するも可なり過日時事新報の士人處世論（九月二十八日以下の社說）に此邊の事を記して看客諸君は既に一讀せられたることならん就ては世間の有志者も家に一錢の資產なくして身に相當の才能を抱き然かも不幸にして其才能が唯官途一方の注文に應ずべくして東西南北、身の振向けに窮したる者は格別なれども廣き人間世界を見渡して何か自力に叶ふ仕事もあらんには其方に取て掛りて永久獨行私立の人とならんこと我輩の冀望に堪へず官尊民卑は今の日本の風俗にして、血氣の壯年輩がこの有樣を見て人に威張らるるよりも自から人に威張るの身分たらんとて煩悶するは至極尤もなる次第なれども此風俗は唯わが國封建政治の餘襲にて永く續くべきものにあらず官途の事固より尊し官吏の身固より重しと雖ども唯政事上に就て尊重なるのみにして扨一國の仕事は政事のみにあらず商賣工業學問の事一も大切ならざるものなくして其大切なるは政事の大切なるに異ならず左ればこの大切なる事を執る商工の人又學問の人は其尊重なること官吏に較べて少しも相違あるべからずとのことは誠に明白至極の事實にして西洋



文明の國々にては今更怪しむ者もなけれども唯我國の文明は年齡尙ほ若きがために封建時代の稚き臭氣を脫すること能はずして今の如き奇妙なる風俗を見るのみ文明の進步は矢の如しいよ〳〵進步するに從ふていよ〳〵商工學問の尊きを知り之を根本にして國を立るの日決して遠きにあらざれば民間の人は隨分その身を大切にして自から我身を重んずべきものなり

## 第八

人民自から自重して官途牽牛花の榮華を慕ふ勿れとの次第は前にも記したるが、之に付き我輩が思ひ當りて愚なりと評する者は各地方田舍の人物なりつら〳〵田舍の樣子を見るに郡區長書記町村吏など申す輩は大抵其土地にて相應に財產あり名望あり又才智ある者にして官撰民撰の法にて推擧せられ採用せらるれば是非なき次第、何も人間世界の務なれば奉職も然るべし殊に郡區長などは給料も餘り少なからざるが故に無產の人には隨分一時の生計なれども其以下に至ては月に十圓か二十圓なる者は稀にして三五圓なる者は甚だ多し迚も一家の衣食に足らざるのみか主人ひとりの費にも覺束なき次第なれども此小給にも拘らず甘んじて職に就き數圓の月給のために一箇月を繫がれ毎日事務に忙はしくして平氣なりとは解す可らざる勘定の數ならずや甚だ怪しむべきに似たれども其內實の事情を尋ねば此輩が奉職するは素と錢のために非ず唯外聞外見のために



にして何長とか何書記とか云へば所謂官員

樣の如くに聞え世間への押出し何となく威丈高くして愉快に堪へず卽ち其愉快を買はんがために家事を打捨て心魂を碎き風雨寒暑をも厭はずして出精相勤る者多しと云ふ、之を聞いてます〳〵不審に堪へず本來その人が眞の貧窮か又は樂隱居の流にして僅に三五圓金にても之を以て家の計を助け又老後の樂みにするなどのことなれば尤にも聞ゆれども家に相應の資產もありて主人の年齡は分別ざかりとも申すべき倔強の男子が大切なる家產經濟の事をば打忘れて其行く末は何とする了管なるや何村の戶長殿は月給五圓、公務忙はしくして時々集會等の事もあり或は縣廳に出頭して滯在中は同僚その他の交際もあり一月の月給は一夜に費して足らざれば都て持出しとなり三年の奉職に堅固なる身代も動搖して危しと云ふが如きは其例も少なからず無分別も亦甚しきものなり人間萬事金の世の中になりて金力卽ち榮譽面目となるべきは文明進步の定則にして我日本國も今正にその方角に赴かんとするの最中、各地方の人も專ら其邊に心を用ひて先づ自家の私を富まし集めて以て國の富强の源を深くすることそ今日の急務なれ既にわが政府が近來意を銳くして人民に節儉勉强を勸るも其邊に深意あることならん而してその勉强とは何ぞや利益の割に合ふ仕事を勉るの義よりも外ならず然るに人間實際の仕事に大小あり人物に才不才あり不才の人が大事に當らんとする固より叶ふべきことにあらざれば是れは議論の外として扨才力ある人物に仕事を授くるには其力に相應すべき者を撰ぶこと甚だ肝要なりとす之を軍事に喩へて云へば小隊長あり中隊長あり又大隊長あるが如し卽ち隊長たる者の才力に應じて人數を授くるものにして小隊長の力ある者に大隊の人數を渡すは固より危きことなれども左ればとて大隊を指揮すべき人物を小隊長に用ひるも亦甚だ不利なりと云はざるを得ず如何となれば人才乏しき世の中に幸にも大隊長の才を得たるに之に任ずるに小隊指揮の事を以てするは恰も其人の働の四分一を利用して其三分を棄るに異ならず卽ち萬圓の金を二千五百圓に通用する者なればなり左れば此人物が何ほど勉强して何ほど巧に兵士を用ひても詰る所は小隊の人數なれば其勉强の四分の三は全く無益にして勉强せざる者に等しと云はざるを得ず此の利害果して人事の實際に相違なきに於ては今日各地方に於て家の資產厚くして事業甚だ忙はしく例へば地價幾千萬圓の田地山林を所有し自家に人夫を役して耕し又小作に貸し或は酒造の業を營み又は質屋問屋の店を張り出入は繁く之に眼を配る者は唯主人一名にして主人の家に在ると在らざるとの損益は每日の帳簿にこそ記す可からざれども年の終に之を計りて不在の年と在宿の年とを比較すれば驚くべきほどの相違を見出すべく實に主人の一身は一年幾百幾千圓にも當るべき其大切なる身分を以て計ふるにも足らざる月給を領收し忙はしく公用に奔走して私用を留守にするは所謂勉强を空うするものにして大隊長が小隊の指揮に忙はしきが如し假令ひ其身には閑暇なくして勉强したる積りにても經濟の點より之れを見れば公私兩樣のために不勉强なる者と云

はざるを得ず然かのみならず勞して報酬なき仕事に身を慣らして其際に私の產を破り榮譽權勢の本源なる金力を失ふて一時の方向に迷ふ尙その上にも日本社會は日に月に金の世の中と爲り金さへあれば天魔鬼神も之に降伏するの時勢に立ち至るべき其日に於て昔年の吾を思ひ出し彼の財產が其まゝありしならばと後悔するも益なかるべきものなり

## 第九

或輩は前日の紙上に地方田舍の人物が文明の時勢を知らず徒に官途の尾に附て公私の經濟主義を忘るゝは愚なりとの次第を述べたれども斯く云へばとて我輩の微意必ずしも公用を賤しとして之に從事する者を邪魔するに非ず唯貨殖經濟の點より見て公用私用に論なく家の貧富、人々の才不才に從て各その力を盡すべし、假令ひ公用なればとて自分の經濟のために利益なき事なれば之を勤るよりも他に仕事するこそ身の榮譽にもなり又天下富强の基にもなるべしと論する迄にして此論旨既によく讀者の耳に達したらば爰に又地方の人物に警しむべきものあり卽ち其地の富豪とも稱すべき家の子弟又父兄が動もすれば家を棄て又家を移して都會に出で大に方向を誤るの一條なり血氣の壯年が都會に慣れて田舍を嫌ひ都下の學校に入りて卒業でもすれば諸方に奔走して官途を望む者少なからず是れさへ我輩の常に大に悅ばざる所にして學業成るの後は早々故鄕に歸りて父祖の遺業を繼ぎ又自から新事業を起し所得の學問を田舍の土產にして之を家業の方便に用ゆべしとは毎度これを語り又紙に記したることもある其最中に地方富豪の少年子弟ならで其父兄殿が折〳〵出京して官途を窺ふの樣子あるは誠に以て驚き入りたる次第にこそあれ官員社會の威張りて景氣よき其外見に心醉し吾も景氣に仲間入せんのとて家業も打忘れ財も打棄て恰も夢中に熱心して彼の所謂牽牛花の榮華を慕ふ者は迚も物の數を以て說くべきにあらず唯後日其人の失望して自から後悔するを待つの外なし地方に居れば幾亘萬の資產家にして衣食身に豐なるのみならず勢力の及ぶ所甚だ廣くして恰も無位無官の地頭とも云ふ可き重き身柄の其人が何省の何等出仕か甚しきは何等屬にして月給僅に何十圓を謹で頂戴いたして得々たるが如きは全く數の外の考に出でたる者と云はざるを得ず試に爰に額面一萬圓の公債證書あれば利子の歲入七百圓あり之を十二箇月に割りて月給にすれば殆ど六十圓に當り屬官の最上、或は奏任御用掛りの俸給にも恥ぢず田舍大人に一萬圓の公債證書を所有する者は甚だ少なからず座して其利子を請取りて別に本業を營むべきに此公債證書は東京漫遊中卽ち官途熱心中並に都鄙の往來友人の交際又は止むを得ざる義理合の貸金等に用ひ盡して今は祖先傳來の田園も其全璧に少しく瑕を付け拠その出來上りは幸に何等出仕何等屬とは冥加至極難有仕合なるべきや我輩は唯その無算無分別に驚くのみの事なれども今一段を進めて地方の人にも少しく利害損益の數を曾算する者なきにあらず其曾算に云く我家に幾

町歩の田地ありて小作米二百俵八十石の價五圓相場にして四百圓、この田地と共に山林を併せて賣却すれば凡そ六七千圓の資本を見るべし此資本を携へて東京に行き住宅に千圓を費し殘りの六千圓を一割二歩に運轉すれば年に七百二十圓の利子あり之を活計の根本として乃ち官途を求め我力よく百圓以上の地位に就くこと易し、百圓より百五十圓に昇り又飛で勅任三四百圓も難からず卽ち殿樣奥樣なり卿も亦不同意なからん迚夫婦相談の上數百年來の不動產を賣却し二三の子供を携へて都下に移りたる其謀は進で成らざれば退て六千圓の資本に依頼するの兩端にして甚だ大丈夫なるが如くなれども官途は例の如く空位少なくして故郷に在りし時に在京の友人より得たる手紙の趣と全く相違するのみならず去年自分が出京して何某殿に固く約束したることも今は忘れられたるものゝ如し我力に易しと思ひし百圓の地位は旣に已に斷念して五十圓も尙ほ容易に來らず多方に奔走依頼して好き返詞を待つこと一日三秋の如くにして百日三百秋を過ると雖ども音も響きもなし左りとては鄕里の朋友親戚に對して遙に面目なきのみか直接に玉の輿を約束したる細君にも違約の罪あるを如何せん是に於てか彼の六千圓の根本に立戻りて運轉を試み其運轉いよ〳〵活潑にして失敗も亦いよ〳〵活潑の色を現はし富士山の白雪旭日に照らされて消す、況や田舍大人の資本金が都下の高利社會に露出して投機熱界の狂風に吹かるゝに於てをや忽ち消散して痕跡なきこそ氣の毒なれ窮鳥枝を擇ぶに遑あらず今日となりては何ぞ地位の好否を論ぜんや厚顔にも哀を知己の門に乞ふて僅に細官出仕の榮を辱うするのみ是等の慘狀は每度我輩の竊に聞く所なれども世間の人の廣くこれを知らざるは當局者が自から自分の失策を語るべきにもあらず又傍よりその事情を見ても一個人の私に係ることなれば誰れと名指して新聞紙に記す者もなく以て事實の多きを掩ふて無事の如くに見ゆるのみ之に反して赤手田舍の幽谷より飛出し七轉八起さま〴〵の苦樂成敗の後終に宿昔の志を達して喬木の梢に得々たる者なきに非ず其實は極めて稀有の例にして千萬中の一なれども其評判は甚だ高くして世間の耳目に觸れざるはなし蓋し地方の富豪大人が今日にても頻りに東京に官途の出身を求るは此千萬中の一例を聞き傳へて一發一中と誤り認ることならんなれども其實は萬發一中に過ぎず之に欺かるゝは智者の事にあらざるなり譬へば賣卜者に依て吉凶禍福を占ふが如しその中らざるときは依頼者の常の情として人に語る者少なきが故に世に知る者なしと雖ども偶然に中ることあれば凡庸の喜に堪へずして之を聲高に言ひ觸らし何某の易は實に神易なり何月何日何事に就て一占一中斯の如しと事實を擧げて之を證して世間の耳に達する所は占ふて中らざることなきもの、如し是れ卽ち無學無識の愚人が賣卜者に群集して常に竊に失望する由緣なり今田舍大人が千萬中一例の立身を聞き傳へて萬人皆然らんと思ひ込み可惜鄕里の財產を賭にして都會に浮かれ出す其愚鈍は賣卜者の店に跪いて吉凶の判斷を依頼するの愚に等しきのみ我輩は之れを傍

觀して竊かに捧腹せざるを得ざるものなり

## 第十

經濟論に於て動產、不動產、金錢及び人の勞力藝能等を以て資本と名くるは普通のことなれども又一說に據れば人の信用榮譽も亦資本なりと云ふ者あり例へば下等社會に金の利足は甚だ高くして上等社會に行はるゝ大金の貸借は卽ち然らず貧乏人は金に對して信用薄きが故に利足も自然に高くなるべきの譯なり上等の大家にては求めて金を借用せざるのみか他より之に金を預けんと申込む者ありても容易に承諾せず、預けの期限が短くては面倒なり、期限長くも多く利足を拂ふては迷惑なり云々と我儘千萬のことを云はれても貸方は立腹もせず何分宜しくお賴み申すとて金主の方より手を下げて托するの勢なるが故に斯る大家にて商賣を營むには其資本を得ること甚だ易くして利足を拂ふことも亦甚だ少なし之を彼の薄資本の人が百方に周旋奔走して少々の金を借用し裏表に打て返へして利足の高下など考ふに暇あらざる者に較れば大なる相違と云ふべし而してその相違は何に由て然るやと尋れば大家の主人に信用あり榮譽あるが故なりと答るの外あるべからず左れば人間居家の經濟に於て他人の財產を測量し又自家の貧富を計算するにも唯目に觸れ手に執るべき動產不動產又は金錢等のみを計へ上げて何程と締高を見るは尋常の法なれども未だ盡したるものにあらず經濟の本旨とあれば此締高の外



に必ず其家に屬する信用と榮譽の多寡を勘定せざる可からざるなり

右の經濟の道理が果して事の實際に相違なきものならば前に云へる田舍の大人が祖先傳來の不動產を賣却して官途を志願に都下に出でんと決心したるときには其價を時の相場にして六千圓と積り斷然他人に讓りて遺憾なきが如くに思ふ可けれども是れは唯目に見るべき有形の資產を賣りて代價を請取りたるまでにして數百年來その地に住居し恰も一種の地頭の如くにして遠近の人心を歸服せしめたる其信用と榮譽は無代價にて棄てたるものと云はざるを得ず、從來田舍の大家にて富を積むの法は至て緩慢にして農業に人を役するにも商業に物を賣買するにも法律と道德とを半分づゝ調合して兎角人氣に背かざるを旨とするが日本國の風俗なるが故に其地の家柄とあれば小前の者共は之を仰ぐこと主家の如くにして平生の恩に報るに律儀を以てするの意味を含み大家に利を得ることも少なけれども貸借等の事に就て間違ひも亦少なくして其際に言ふべからざるの便利あるは我輩の能く知る所にして當局の人は現に其便利に依りながら之を棄てゝ惜しむ所なしとは其無算無分別唯驚くに足るべきのみ田舍の大人若しこゝに疑あらば我輩假に一策を設けて其可否を君に質さんとす我輩幸にして家に十萬圓金あり東京の住居は俗にして面白からず田舍の閑靜を樂しむの傍に貨殖の念も盛なれば此の十萬圓を田舍に移して田地を買はんとす、近來は地價下落したるよしなれば一反歩の價平均四十圓として十萬圓

の内八萬圓を投じて二三箇村中、全權の一大家、小作米の收入も年に幾千俵に下らずして儼然たる小地頭なり尙ほ殘りの二萬圓は相當の利子を約束して其地方遠近の貧乏社會に貸付け貧者は悅び此方には利あり亦美ならずや此策果して如何と質問したらば君は之を贊成すべきや我輩はその必ず然らざるを信ず、君若し我輩に對して深切の情あらば必ず此狂策を非して云く田舍に地主となりて大門戶を張るは一朝一夕の事に非ず數十百年來種々の關係、樣々の因緣を以て土地の人情風俗を知り其人情に從ひ其風俗を破らずして冥々の間に恩を施し惡を懲らす積年の恩威に依りて地方一般の信用を得ればこそ富豪大家と仰がれて自から家も安く財產も固きことなるに今都下の金持が突然其資本金を移して卽日より舊地主と一樣の地位を成さんとするが如きは無算の甚しき者にして其資本に對するの利益を見ざるのみか數年を出でずして元金を併て一簣するの禍に罹るべきや疑を容れず從前既に其例もなきに非ず云々とて只管我輩の企を止めて丁寧に其非を忠告せらるゝことならん扨この忠告にして果して事實に適中して違ふことなくんば今我輩はこれを逆にして地方の大人が不案內なる都會に出でゝ不案內なる官途に熱中し一事の成るなくして祖先以來の資產を蕩盡すること都下の金穴が田舍の大門戶たらんと企てゝ彼の十萬圓金を擲つが如くする勿れと忠告するものより外ならず大人必ずしも我輩の言を耳にするを須たずして自から發明する所のものあるべし、人間の信用榮譽は容易に得べきものにあらずして之を利用することも亦易からず非常の英雄に非ざるより外は先づ以て其地方を重んず都會に得たる信用榮譽は之を都會に用ひ田舍に得たるものは之を田舍に利用して身を誤り家を破ることなき者これを中人以上の智者と申すなり

## 第十一

我輩は今の後進士人が心を一にして唯官途のみに志すを好まず殊に地方に財產の豐なる大人が祖先以來家に固有する有形無形の資產を空うして都會に出で貧書生と共に仕官に熱中するが如きは富人にして貧人の爲を學ぶの無算無分別その愚も亦沙汰の限りなりとの次第は前既に之を述べたり斯く論ずれば田舍の人は何時までも田舍に住居して都會と交通を絕ち都會の風を知らず又他の地方の消息を聞かず唯田舍の井戶の底に居て質素儉約、飮まず食はず見ず聞かずして金さへ溜まれば則ち可なりとの意に解釋して血氣の壯年輩は不平を抱き、去りとては地方の人民に政治思想の發達、覺束なし又田舍に蟄居しては兎角時勢に後れて人品迂濶に陷ること多しなど憂る輩もある可ければ我輩は念のため此輩に向て爰に一言するも不用ならざるべしと信ず抑も我輩が地方の富豪に勸めて田舍を去る勿れと告るは祖先傳來大切なる田園を棄てゝ都會に彷徨し牽牛花の榮華に等しき官員の地位を求め然かも其花の最も小なるものと家產の最も大なるものと交易するが如きは損亡なりと云ふまでのことにして斯く

云へばとて都鄙の交通を絶つの意味には解すべからず數百年來田舍の富豪が一村一落小天地の外を知らずして封建政府の壓制に収縮し才智あればとて其智は戸外に馳するを許されず、資産あればとて其資力は自身の肉體の用に供するに過ぎず實に政治の思想に乏しく又その働きもなかりしは明白なる事實にして今日の文明世界にては其まゝに差置き難し是非とも其思想の發生を促すこと緊要なりと雖ども扨これを促がすの法如何すべきやと尋るときは必ずしも其人を導いて官途に入るゝの要用なきが如し本來政治の思想とは一國の人民が其政府に對するの關係は如何なるものかと之を吟味し政府の權力の及ぶべき限りと人民の權力の伸ばすべき限りと其分界を明にして相互に其境を守り相互に侵入を許さず、法律上に政權の在る所は政府の領分にして如何なる事情あるも人民に一毫の苦情を許さず、法律上に人權の存する所は人民の領分にして如何なる事情あるも政府に一毫の我儘を許さず、苟も法律を外れては双方相互に取りもせず與へもせずして相對し共に一國の榮譽幸福を目的として文明に進歩するもの之を政治の大主義として尙この外にも國々の習慣、時々の事情も區々なれば之を知るには學問を勤め交際を重んじ博く内外の著書新聞紙等を讀み又内外の人物に交り又世間の事情を視察してわが知見を開くこと最も肝要なるが故に封建時代に行はれたる地方蟄居の遺風は固より之を守るべからずと雖ども其書を讀み人に交るの事は必ずしも人間の奇行と云ふべきものにあらず昔日の田舍の農商等がこの邊に迂濶なりしこそ實は奇妙不思議なることなれば今の人にして之に心掛るは誠に當然の義務にして又その方便にも乏しからず我輩は最初より地方の人物を賴み甲斐ある者と信用して疑はざるものなるに然るを今その人が神妙にも私立獨行して官途に冷ならんとすれば同時に政治の思想を失ふならんとて傍より之を心配するが如きは本來政治思想の何ものたるを知らず所謂役人根性を免かれざる者の私言にして其心事の賤しきこと推して知るべし

又地方の田舍に居れば兎角時勢に後れて迂濶に陷るとは是れ亦謂れなき言にして實は其發言者が時勢を知らざるの罪なり三十年前に東海道五十三次は十五日を費し、江戸より長崎四百里の往復は三個月にても覺束なく、大阪への文通六日限りの狀賃は一封金二歩（保字小判の半分なり）にして川留あれば十日にも達せずと云ふが如き時勢ならば成るほど田舍の住居は蟄居にして容易に旅行も叶はず奥羽の人が肥後薩摩を見たることなきのみか肥後の人が薩摩に入ることも難く、江戸の人は生涯川崎へ三里の旅行を試みずして江戸に死し、兄弟相去ること五十里幸便に任せて年に一度の手紙を得れば涙を垂れてこれを悦ぶなどの奇談もあらんなれども畢竟時勢に後るゝとは直接間接にわが耳目の達する其區域の外に新らしき事の行はれて其事を知らずと云ふの意味なれば其耳目の區域を廣くするの方便さへあれば時勢に後るゝの憂あるべからず而して其方便とは何ぞや蒸氣船車と電信郵便と又今の日

本にては馬車人力車も中々以て有力なるものなり何れも人間交通の利器にして之を利用すれば日本はむかしの日本にあらず我輩今日武藏國に住居する身を以て見ればむかしの日本六十餘州を武藏の一國に縮小したりと云ふも可なり左れば地方の人物が所謂時勢に後るゝことを憂ひなば汽車汽船に乘り足らざれば馬車人力車を用ひて思ふ所に往來し郵便を用れば日本國中十日以內に書狀の達せざる所なし電信あれば卽日に世界の消息を聞くべし況や近來は各地方にて道路を開くことも頻りにして鐵道も亦工事を始むるもの多きに於てをや巧にこの交通の便利を用れば今日の吾々は恰も身に羽翼を生じたるものにして三十年前の先人が蠢爾として芋虫たりし不自由を慨笑せざるを得ず斯る劇しき交通の中に居ながら地方の住居は何故に時勢に後るゝや若しも然る事實もあらば其は田舍住居の罪にあらずして其人の心身の不活潑なるに由るものなり心身に活動なき鈍物なれば假令ひ之を東京の中央に置くも時勢に伴ふことは叶ふべからず左れば地方の田舍に住居して時勢に後るゝとの說は世の事の變遷を知らず三十年前の田舍を想像して今尙ほ殊更に不自由を畫き、容易き活動を試みずして態と自から蠢爾たる者なれば地方有志の人々は斯る陳腐說に欺かるゝことなく自力を以て其地に文明進步の謀を爲すべし鄕里の不文を口實に設けて都下に彷徨し竊に官途の小地位を窺ふが如きは男兒の事に非ざるなり

## 士人處世論　終



# 男女交際論

明治十九年六月發兌

# 男女交際論

## 第一

西洋文明の主義漸く日本國に入りてより世の人も漸く人間交際の大切なることを合點して親戚朋友同業同國同學同志など樣々の緣を以て相互に往來し時を定めて集會し又或は臨時に懇親の酒宴を開くが如きは近年の流行にして卽ち人間交際の道の開けたることなれば我輩の最も喜ぶ所なれども唯尙ほ遺憾なるは此交際なるものが獨り男子の專にする所と爲り男子と男子との間に行はるゝのみにして婦人と婦人との間には甚だ淋しきの一事なり啻に婦人の仲間に淋しきのみならず婦人と男子との交際に至りては殆んど絕えて無くして偶々これあれば世に怪しまれ人に咎めらるゝ程の次第なりとは實に文明のために歎かはしき事共にして斯くては日本の文明もいまだ以て誇るに足らざるものなりと我輩が一度びは喜び又一度びは憂ふる所なり抑も男女交際の大切にして是れあれば人々の一身一家又一國の幸を進め是れなければ言ふ可らざるほどの不孝憂苦を致すの理由は其言甚だ長くして一大部の著書を成すべしと雖ども今茲には唯新聞紙上に兩三日の社說欄內を假りて其大畧を述べ以て大方の敎へを乞ん

とするのみ

男女兩生の事を支那人が陰陽と名づけたるは如何なる意味か其陰陽なる文字の義が甚だ漠然たるゆゑに男女の性質も之に由りて明に判斷し難し或は儒者流の書を見れば陰陽の義を男女の性に引當てゝ剛柔智愚明暗などの標となし男は剛なり智なり明なり女は柔なり愚なり暗なりとて兎角に男子を尊んで婦人を卑しむの口實に用ひたるもの多しと雖も固より謂れもなき妄想說にして確なる證據あらざれば人を服せしむるに足らず故に我輩が今西洋流に從ひ物理學上の事相を借用して比喩を設れば男女兩生の性質は電氣の消極と積極との如きものにして同名（消極と積極と）は相引くの働あるに似たりと云ふ可し、物理學の初歩を學びたる人はよく知る所ならん電氣の消極と消極とを接すれば互に衝放して近づくことなく消極と積極とを接すれば忽ち相引て離れざる其趣は男生と男生と接し女生と女生と接しても相互に優しき至情を通ずること能はずして云はゞ相衝くの働あるに似たれども男女兩生相接するときは忽ち相近づき相親みて其間に無限の情あるものゝ如し卽ち同名なる男男又女女は相衝き異名なる男女は相引くの實を見る可し（情の字に就ては後に說あり單に肉慾の義に解する勿れ）

蓋し男女兩生相近づくの情は人類に普通なるのみならず禽獸草木苟も生あるものは皆然らざるはなし禽獸の群を爲す必ず雌雄牝牡の相伴ふあり草木の森々たる自から其中に兩生の相接するあり禽獸の兩生相伴ふときは其鳴くや和して其戲るゝや樂しきが如し進化發達の不完全なる動物に於ても尙且然り、然るを況んや萬物の靈たる人類に於てをや男女相接して和氣春の如く心情悠々として殺伐の圭角を銷解し兩氣滑かに相通じて相互に近づく其働の微妙なるは恰も電氣の消極と積極と相逢ふて働の平均を求るの狀に異ならず手近くこれを實際に照らし見るに上流男子の集會又宴席等に婦人の參るあれば自から其會席の空氣を和暢し、殺伐に昇らず、沈默に陷らず、戲れて亂れず、話して爭はず、言ふ可らざるの中に無限の快樂を覺ゆるは世人の既に普く知る所にして我輩も常に人の言に聞く所なり但し是れは男子を主にして男子の席に婦人あれば云々と述べたる言なれども男子が婦人のために和すれば婦人が男子のために和するの狀も正しく同一樣ならざるを得ず婦人の會合にも男子の其席に在るあれば自から快樂和暢の情を催ふし苟も男子の談笑優しくして女生の禁句に觸るゝが如き殺風景なきにに於ては其一談一笑も耳目に快よからざるはなし或は未だ談話笑語に至らずして單に其姿を目擊しても南風の薰ずるが如く以て女生の慍を解くに足るべし、男子が婦人を親愛するの餘りに女體には一種の薰ありとて之を天香と名くるものあり或は生理上より論じても婦人の體質は男子に異にして自から一種の蒸發のために然ることもあるべしと雖ども其蒸發氣の香しきと臭きとに論なく唯一片の愛心以て

女子身邊の空氣を天香ならしむるのみ婦人に天香あれば男子にも亦これある可きは辯を俟たずして明なり卽ち婦人が男子に接して未だ共に語らず笑はず先づ其容貌を見ても南風の薫ずるが如き心地するは男子の天香に感ずるものと云ふべし

左れば人生至大至重の關係は男女の間に在りて合へば則ち和し離れば則ち慍る其離合の自由不自由よりして生ずる所の利害は一身一家に關し又社會一般に關して廣大無邊のものたらざるを得ず然るに古來今に至るまで和漢東洋の學者が此大切なる問題に論及したることなくして之を等閑に附したるは學者の責任として其罪免かる可らざるなり

## 第二

男女相接して其情を和するの次第は前節に其大意を陳べたれども今その反對にして之を双方各別に分ち置くときは如何なる事相を生ずべきやと更に之を吟味したらばます〳〵其關係の重きを發明するに足る可し人類は姑く擱き禽獸に就て之を見るに前に云へる如く其鳴くや和して其戯るゝや樂しきは雌雄牝牡の群なれども今數十百頭の犬の群を二分して牝は牝ばかり牡は牡ばかりに同居せしめたらば如何なる可きや假令ひ食物をば十分に與ふるも其樂しまざるは勿論、時に或は咆哮して相害するに至るべし、犬にして此の如くなれば鷄も亦然るべし、牛馬も亦然るべし、野馬の牝牡雜居して群を成すものは睦じけれども家飼の牡馬のみを一區内に放つときは鬪はざるものなし以て其性情の機を視察するに足る可し、牛馬鷄犬より以上人類の男女に至りても性情に異なるものなき其事實を示さんに封建の時代に於て折助部屋勤番小屋と云ふが如きは男子のみの群居する處にして其風俗の粗暴にして言語擧動の殺風景なること往々見るに忍びざるもの多し而して其輩の出處を尋れば諸藩地の領民と藩士にして鄕里の家に在れば必ずしも亂暴人にあらざれども去て都會に來りて純然たる男子の群を成すときは忽ち其性を變じて或は博奕に喧嘩し或は酔に乘じて激論爭鬪する等殆ど人間交際の潤飾を脫し去るが如き其原因他にあらず單に男子の群中婦人なきが故なりと云はざるを得ず或は今日に於ても相撲力士の部屋にて又彼の海陸軍人に限りて特に法律の嚴なるも其氣を制するがため止むを得ざるに出でたるものならん又一個人に就て見るに男子年長じて品行淸潔と稱する者が日本古來の習慣にて婦人と談笑遊戯の交際甚だ稀にして此高尙淸潔なる交際より一歩を下れば花街柳巷の不品行を犯すより外に情を慰むるの方便を得ず左りとは自ら忍びざる所なりとて進で醜行を犯すを得ず、退て鬱憂を洩らすに地なく、乃ち遁路を酒に求めて遂に自から健康を害するに非ざれば身を木石の如くにして世と相背き變人奇物の名を取る者多し故に我日本國の男子にして妻を娶ること晩き者又は旣婚の者にても動もすれば花柳の醜行に陷るは其原因樣々なりと雖ども社會の男女高尙の

交際に乏しきの一事も亦與かりて大に力あるものと知る可し苟も今の殺風景なる社會に居り畢生その品行を清潔にして俯仰恥る所なく然かも其精神洒落にして能く世と浮沈する者は心身の天稟非常に剛毅なる人物に非ざれば叶はざる事なり

男生を女生より引離すの慘狀斯の如くなれば女生をして男生に離れしむるの害惡も亦然らざるを得ず婦人の群居の著しきものは封建時代諸侯の殿中を以て適例に引くべし、無數の婦女子上下の別なく之を一群として奥向と稱する區域内に閉籠め一切外出を禁ずるのみか公用の外は男子と言語を交ふるを許さず況んや談笑遊戲に於てをや堅き家法の嚴禁にして犯す者は罪あり甚しきは終歳男子の姿を遠目に見たることさへなきほどの次第にして其外面は甚だ行儀よきが如くに見ゆれども其内實の言行に至りては醜體厭ふべきもの多し他人の見る處にてこそ坐作進退も優美なれども此美婦人等が内に群を成して互に遠慮なき場合に於ては其一言一行意想外の婬醜を恣にしたまゝ男子が竊に之を聞見することあれば陰ながら赤面して覺えず汗を流すもの多きを常とす嘗に日常言行の婬醜なるのみならず其心志陰險獰猛にして人を憐むの情に乏しく俗に所謂人情知らずとも評す可きか、已れを推して他人の喜憂を察するが如きは此輩に向て求む可らざる所なり彼の一生奉公と稱して處女の時より殿中に仕へ、殿中に成長して殿中に老大したる者を見るに其氣風一種特別の變體を現はして優しきが如く、殘忍なるが如く、隱病なるが如く、果斷なるが如くにして傍より其喜怒哀樂の發機を察すること甚だ易からず或は此種の老大處女が故ありて殿中を去り尋常一樣の人間世界に出ることあるも骨に徹するの習慣は終身脫する能はずして苟も居家處世の交際を全うして能く自から樂しむ者の少なきは世人も常に注目して知る所の事實なり固より德川の政治二百五十餘年の久しき三百諸侯の多き其奥向の女中に賢婦人もありしことならんと雖も鐵中の錚々は以て大多數の事實を蔽ふに足らず我輩の見る所を以てすれば封建諸侯の奥向は婦人の折助部屋又勤番小屋と明言して妨げなきが如し畢竟するにこの慘狀の原因は女生を男生と離隔し群婦人をして男女交際の南風に浴するを得せしめざるの大缺典に在りと云はざるを得ざるなり

## 第三

男女の關係は人生に至大至重のものなるに古今東洋の諸國に於て曾て其利益を論じたるものなきは學者の等閑のみならずたま〳〵論及することあれば却て此利益を害せんとするもの多きは寧ろ學者の罪と云ふも妨なきが如し蓋し數千年來男女無緣殺風景なる習慣を成して人の怪しまざる今日に於て遽に其議論の端を發きたらば必ず世間の耳目を驚かして不平を鳴らす者も多からん且この問題を口にし筆にするは頗るむづかしき事なれども言はざれば際限もなし故に我輩は敢て今の世論を憚らざるのみ